

熊本市水防計画

令和5年度（2023年度）版

熊本市防災会議

第1章	総則	1
第1節	水防計画の目的	1
第2節	用語の定義	2
第3節	水防の責任及び居住者等の義務	5
第1項	市の責任	5
第2項	県の責任	5
第3項	国土交通省の責任	6
第4項	気象庁の責任	6
第5項	居住者等の義務	7
第6項	水防協力団体の義務	7
第4節	水防計画の作成及び変更	7
第1項	水防計画の作成及び変更	7
第2項	水防協議会の設置	7
第5節	水防訓練	7
第6節	津波における留意事項	8
第7節	安全配慮	8
第2章	市における水防組織	9
第1節	水防本部	9
第2節	水防態勢	9
第1項	注意態勢	9
第2項	警戒態勢	9
第3項	非常態勢	9
第3章	重要水防箇所	10
第4章	予報及び警報	11
第1節	気象庁が行う予報及び警報	11
第1項	熊本地方気象台が発表する注意報及び警報	11
第2項	気象予警報等の伝達系統	19
第2節	洪水予報河川における洪水予報	21
第1項	種類及び発表基準	21

第2項	国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	22
第3節	水位周知河川における水位到達情報	23
第1項	種類及び発表基準	23
第2項	県が行う水位到達情報の通知	23
第4節	水防警報	25
第1項	安全確保の原則	25
第2項	国土交通大臣が発表する水防警報	25
第3項	県知事が発表する水防警報	27
第4項	津波に関する水防警報	30
第5章	水位等の観測、気象予報等の情報収集及び伝達	32
第1節	水位及び雨量観測所	32
第1項	水位観測所	32
第2項	雨量観測所	36
第2節	熊本市防災情報システム（熊本市水防テレメータ警報システム）	38
第1項	ハードウェア	38
第2項	ソフトウェア（システム）	38
第3節	熊本県統合型情報システム	39
第1項	熊本県統合型防災情報システムの概要	39
第2項	伝達情報	40
第4節	市警報局における放送及びサイレン吹鳴等	40
第1項	防災放送	40
第2項	サイレン吹鳴	40
第3項	疑似音信号	40
第4項	警報局設置箇所	40
第6章	通信連絡	41
第1節	通信連絡系統	41
第2節	通信計画	42
第1項	使用通信施設	42
第2項	有線及び無線通信の使用	42
第3項	通信機能の確保	44

第7章	水防施設及び輸送	45
第1節	水防活動拠点	45
第1項	白川地域防災センター	45
第2項	熊本市小島河川防災センター	46
第3項	戸坂防災備蓄倉庫	48
第2節	水防倉庫及び水防資機材	50
第1項	水防倉庫の設置	50
第2項	水防倉庫備蓄資材	50
第3項	水防倉庫の管理	51
第4項	重要水防資材の備蓄	51
第3節	輸送の確保	52
第8章	水防活動	54
第1節	水防配備	54
第1項	熊本市水防本部の配備基準	54
第2項	設置者及び本部長	54
第3項	熊本市水防本部	55
第4項	水防本部実動隊の待機場所及び通信システム	56
第5項	水防本部の事務分掌	57
第6項	熊本市消防団の非常配備	59
第2節	巡視及び警戒	63
第1項	平常時	63
第2項	出水時	63
第3節	水防作業	64
第4節	警戒区域の指定	64
第5節	避難のための立退き	64
第6節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	65
第1項	決壊・漏水等の通報	65
第2項	決壊・漏水等の通報系統	65
第3項	決壊等後の措置	65
第7節	水防配備の解除	66
第1項	水防本部及び災害警戒本部（風水害時）の廃止	66
第2項	水防団及び消防団の非常配備の解除	66

第 9 章	水防信号、水防標識等	67
第 1 節	水防信号	67
第 2 節	水防標識	68
第 3 節	身分証票	69
第 10 章	協力及び応援	70
第 1 節	河川管理者の協力	70
第 2 節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	70
第 3 節	警察官の援助要求	70
第 4 節	自衛隊の派遣要請	71
第 5 節	国（熊本河川国道事務所、熊本地方气象台等）との連携	71
第 1 項	水防連絡会	71
第 2 項	ホットライン	71
第 6 節	民間企業等との連携	72
第 7 節	住民、地域の防災組織との連携	79
第 11 章	費用負担と公用負担	80
第 1 節	費用負担	80
第 2 節	公用負担	80
第 1 項	公用負担	80
第 2 項	公用負担権限委任証	80
第 3 項	公用負担命令書	81
第 4 項	損失補償	81
第 12 章	水防報告等	82
第 1 節	水防記録	82
第 2 節	水防報告	82

第 1 3 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	84
第 1 節	洪水、高潮対応	84
第 1 項	洪水浸水想定区域の指定状況	84
第 2 項	高潮浸水想定区域の指定	85
第 3 項	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置	85
第 4 項	熊本市ハザードマップ	86
第 5 項	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	86
第 6 項	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	86
第 7 項	大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等	87
第 2 節	津波対応	87
第 1 項	津波災害警戒区域の指定	87
第 2 項	地域防災計画の拡充	87
第 3 項	津波ハザードマップの作成・周知	88
第 4 項	避難促進施設に係る避難確保計画	88
第 1 4 節	水防協力団体	89
第 1 節	水防協力団体の指定	89
第 2 節	水防協力団体の業務	89
第 3 節	水防協力団体の水防団との連携	89
第 4 節	水防協力団体の申請・指定及び運用	89

第 1 章 総 則

第 1 節 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる熊本市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、熊本市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、熊本市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（同法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第 2 条第 2 項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第 4 条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第 2 条第 3 項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第 2 条第 4 項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（水防法第 2 条第 5 項）。

6 水防団

水防法第 6 条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（水防法第 2 条第 7 項、第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（水防法第 12 条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているとして水防管理者が指定した団体をいう（水防法第 36 条第 1 項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそのれ状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土

交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8、第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。

12 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（水防法第13条の2）。

13 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（水防法第13条の3）。

14 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者または量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

17 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

18 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

19 内水氾濫危険水位

水防法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。
内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20 高潮氾濫危険水位

水防法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

21 洪水特別警戒水位

水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。
氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22 雨水出水特別警戒水位

水防法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。
内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

23 高潮特別警戒水位

水防法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。
高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

24 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

25 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第 14 条）。

26 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（水防法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

27 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第 14 条の 3）。

第3節 水防の責任及び居住者等の義務

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1項 市の責任

熊本市は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する（水防法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（水防法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- 4 水位の通報（水防法第12条第1項）
- 5 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条の2第2項）
- 6 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条の2）
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- 8 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- 9 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- 10 警戒区域の設定（水防法第21条）
- 11 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- 12 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- 13 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、第26条）
- 14 公用負担（水防法第28条）
- 15 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 16 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 17 （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- 18 （指定水防管理団体）水防協議会の設置（水防法第34条）
- 19 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- 20 水防協力団体に対する監督等（水防法第39条）
- 21 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 22 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- 23 消防事務との調整（水防法第50条）

第2項 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（水防法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（水防法第4条）
- 2 水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

第 1 章 総則

- 4 都道府県水防協議会の設置（水防法第 8 条第 1 項）
- 5 気象予報及び警報、洪水予報の通知（水防法第 10 条第 3 項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（水防法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第 12 条）
- 8 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第 13 条の 2）
- 10 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- 11 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（水防法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- 12 水防信号の指定（水防法第 20 条）
- 13 避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
- 14 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第 30 条）
- 15 水防団員の定員の基準の設定（水防法第 35 条）
- 16 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
- 17 水防管理団体に対する水防に関する指示又は助言（水防法第 48 条）

第 3 項 国土交通省の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第 12 条）
- 4 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条第 1 項）
- 5 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第 13 条の 4）
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条）
- 7 水防警報の発表及び通知（水防法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- 8 重要河川における都道府県知事等に対する指示（水防法第 31 条）
- 9 特定緊急水防活動（水防法第 32 条）
- 10 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
- 11 都道府県等に対する水防に関する指示及び助言（水防法第 48 条）

第 4 項 気象庁の責任

- 1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（水防法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第 10 条第 2 項、水防法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

第 5 項 居住者等の義務

- 1 水防への従事（水防法第 24 条）
- 2 水防通信への協力（水防法第 27 条）

第 6 項 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（水防法第 25 条）
- 2 決壊後の処置（水防法第 26 条）
- 3 水防訓練の実施（水防法第 32 条の 2）
- 4 津波避難訓練への参加（水防法第 32 条の 3）
- 5 業務の実施等（水防法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

第 1 項 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときには、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第 2 項 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、水防法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 5 節 水防訓練

水防法第 35 条の規定により、水防管理団体である市が関係団体の協力を得て、水災に備え水防活動事項の実施について訓練し、その能力の向上を図り、一般住民に対して水防意識の啓発を図るため毎年行なうものとする。

水防訓練は、通信・連絡、出動・警戒、水防工法、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。

訓練は毎年 6 月上旬までに市内における河川、河岸等の中から選定して実施する。

第 6 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 7 節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

【水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例】

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 11 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 市における水防組織

熊本地方気象台から大雨・洪水・高潮・津波等に関する気象注意報又は警報の通知を受けたとき、水防法第10条第3項、第11条第1項又は第16条第3項に基づく、県知事からの洪水予報・水防警報等に関する通知があった場合、市の水防組織は次のとおりとする。

第1節 水防本部

- 1 水防本部の設置及び廃止については、水防本部規程第2条の定めによる。
- 2 水防本部の所掌事務については、第8章第1節第5項のとおりとし、被害の状況に応じ熊本市災害対策本部事務分掌にあげるそれぞれの部の所掌する事務を必要な範囲で適用する。
- 3 水防本部は、災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置された場合には廃止され、災害対策本部に統合される。

第2節 水防態勢

洪水、津波又は高潮による水災が発生し、又は発生するおそれがある場合に、水防活動の完遂を期するため、市は次の配備態勢をとる。配備態勢の指令は、本部長が行う。

第1項 注意態勢

(レベル2 情報収集態勢・レベル3 初動準備態勢)

気象警報等が発表され、局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集及び避難所開設の検討を行うなどの対策活動ができる態勢をいう。

第2項 警戒態勢

(レベル4 応急活動準備態勢・レベル4 強化災害警戒態勢)

避難指示を発令するなど局地的な被害の発生が予想される場合で、応急活動を行うことができる態勢をいう。

第3項 非常態勢

(レベル5 災害対応態勢・レベル5 強化全庁総力態勢)

特別警報級等発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は局地的な災害が発生し、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる態勢をいう。

第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、【資料 2-1】のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、【資料 2-2】のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、【資料 2-3】のとおりであり、県内の設定箇所は、【資料 2-4】のとおりである。

さらに、重要水防箇所以外で河川の決壊・溢水等が予測される箇所は【資料 2-5】のとおりである。

第4章 予報及び警報

災害発生のおそれのある時に行う気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、白川・緑川・菊池川洪水予報、土砂災害警戒情報（以下、「予警報等」という。）を関係機関に迅速かつ確実に伝達し、住民に周知徹底させ、適切な防災措置の推進に役立てるものとする。

この計画において特別警報、警報、注意報、気象情報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、噴火警報・予報等、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について、気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下、「指定河川洪水予報」という。）、水防警報、気象業務法及び土砂災害防止法に基づき気象庁と県が共同して行う土砂災害警戒情報の意義は、次に定めるところによる。

第1節 気象庁が行う予報及び警報

雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

第1項 熊本地方気象台が発表する注意報及び警報

熊本地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

■（参考）水防活動用注意報、警報について（出典：気象庁ホームページ）

種類	解説	備考
水防活動用注意報	水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。	a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。
水防活動用警報	水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の警報がある。	a) 水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。

■水防活動用注意報・警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報等の種類

水防活動用 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警 報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が起るおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

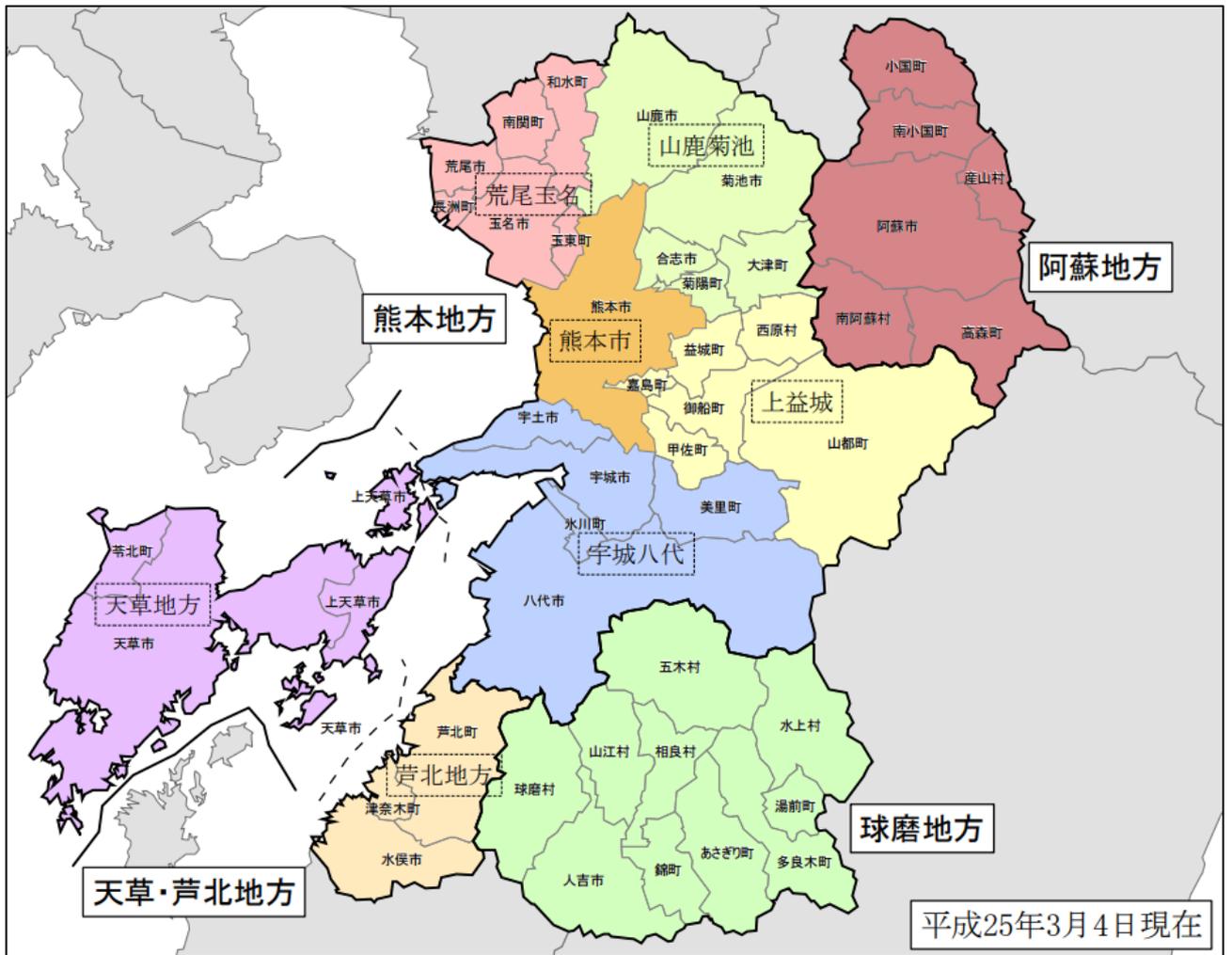
1 注意報・警報等の発表地域

原則として市町村（二次細分区）ごとに発表する。气象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。

熊本市は市町村をまとめた地域、二次細分区域ともに「熊本市」である。

■注意報・警報の地域細分図

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村



2 大雨、洪水、高潮に関する注意報・警報等の発表基準

熊本市における大雨、洪水、高潮に関する注意報・警報等の発表基準は次のとおりである。

■大雨、洪水、高潮に関する注意報・警報の発表基準（令和3年6月8日現在）

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	28
		土砂災害	土壌雨量指数基準	166
	洪水	流域雨量指数基準	天明新川流域=9.5, 加勢川流域=7, 浜戸川流域=22, 木山川流域=35.2, 坪井川流域=20, 堀川流域=19.8, 井芹川下流流域=18, 河内川流域=11.4, 健軍川流域=9.4, 秋津川流域=7.4, 除川流域=4.9, 千間江湖川流域=5.6, 潤川流域=15.2	
		複合基準※1	合志川流域=(12, 33.1), 白川流域=(22, 30.8), 天明新川流域=(12, 8.8), 浜戸川流域=(12, 17.6), 坪井川流域=(24, 17.8), 井芹川下流流域=(24, 14.3), 河内川流域=(12, 10.2), 健軍川流域=(24, 8.4), 秋津川流域=(22, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	菊池川水系 [広瀬・佐野], 白川 [代継橋], 緑川水系 [城南・中甲橋・大六橋・御船]	
高潮	潮位	3.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	天明新川流域=7.6, 加勢川流域=5.6, 浜戸川流域=17.6, 木山川流域=28.1, 坪井川流域=16, 堀川流域=15.8, 井芹川下流流域=14.4, 河内川流域=9.1, 健軍川流域=7.5, 秋津川流域=5.9, 除川流域=3.9, 千間江湖川流域=4.4, 潤川流域=12.1	
		複合基準※1	合志川流域=(12, 23.5), 白川流域=(12, 27.7), 緑川流域=(12, 38.8), 天明新川流域=(12, 6.1), 加勢川流域=(7, 5.6), 浜戸川流域=(9, 15.8), 坪井川流域=(7, 16), 井芹川下流流域=(7, 12.9), 河内川流域=(12, 7.3), 健軍川流域=(12, 6), 秋津川流域=(12, 4.7), 除川流域=(7, 3.9), 潤川流域=(11, 6.9)	
		指定河川洪水予報による基準	菊池川水系 [佐野], 白川 [代継橋], 緑川水系 [城南・大六橋]	
高潮	潮位	2.8m		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

■津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

4 津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さを発表 <small>※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</small>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

※1)津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さが発表される。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表され、津波が到達中であることを伝える。

※2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表される。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表される。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を配慮し、一定の基準を満たすまでは発表されない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表され、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- (ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- (ア) 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

5 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

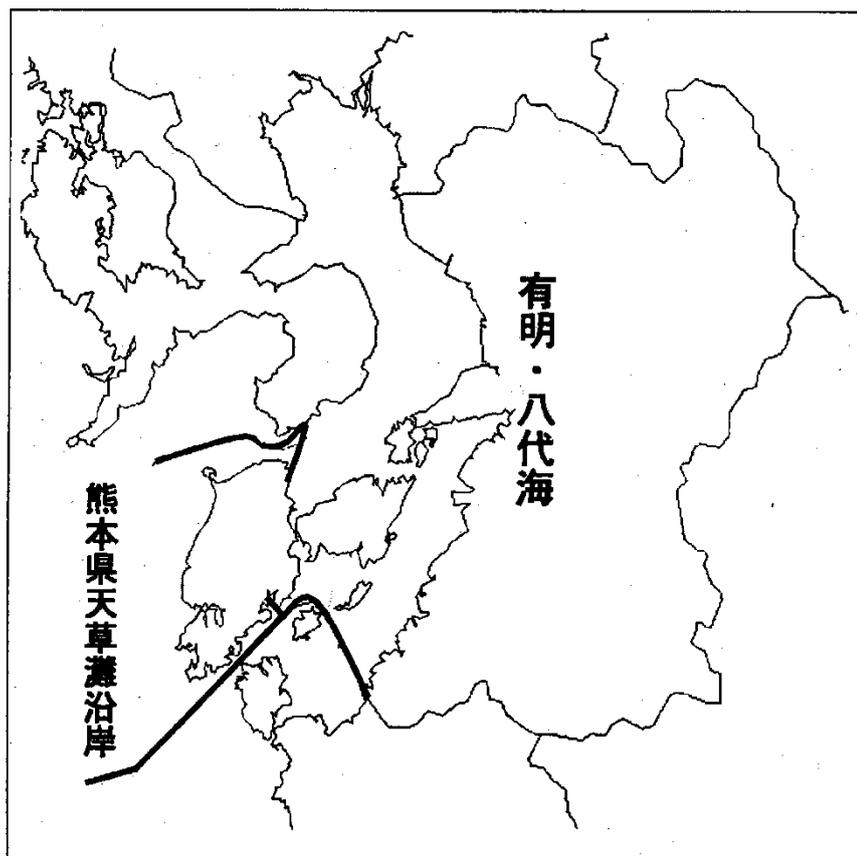
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

6 津波予報区（熊本県関係）

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。熊本市は、有明・八代海に含まれる。

津波予報区	区域
有明・八代海	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。）

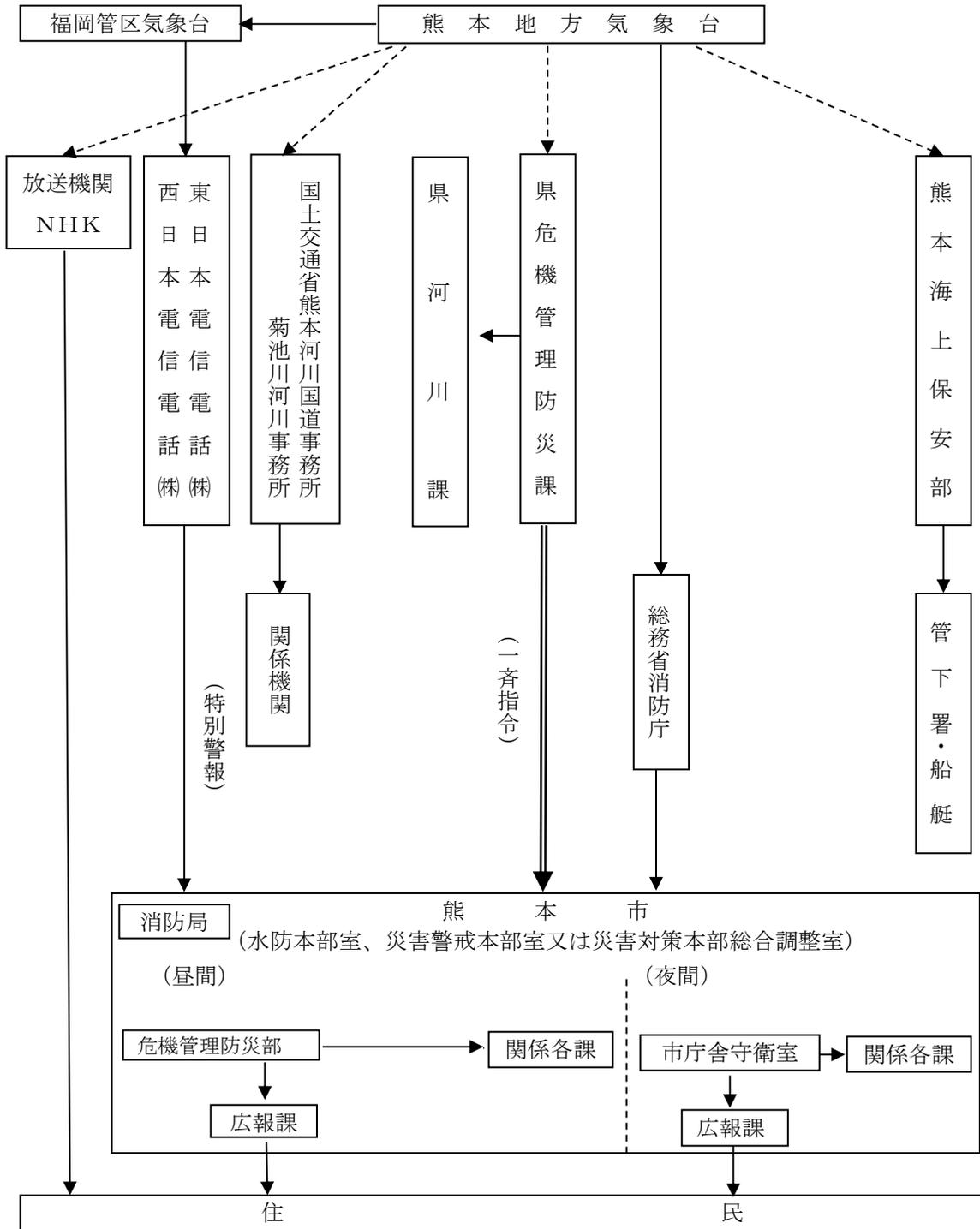
■津波予報海域区分図



第2項 気象予警報等の伝達系統

警報および注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。

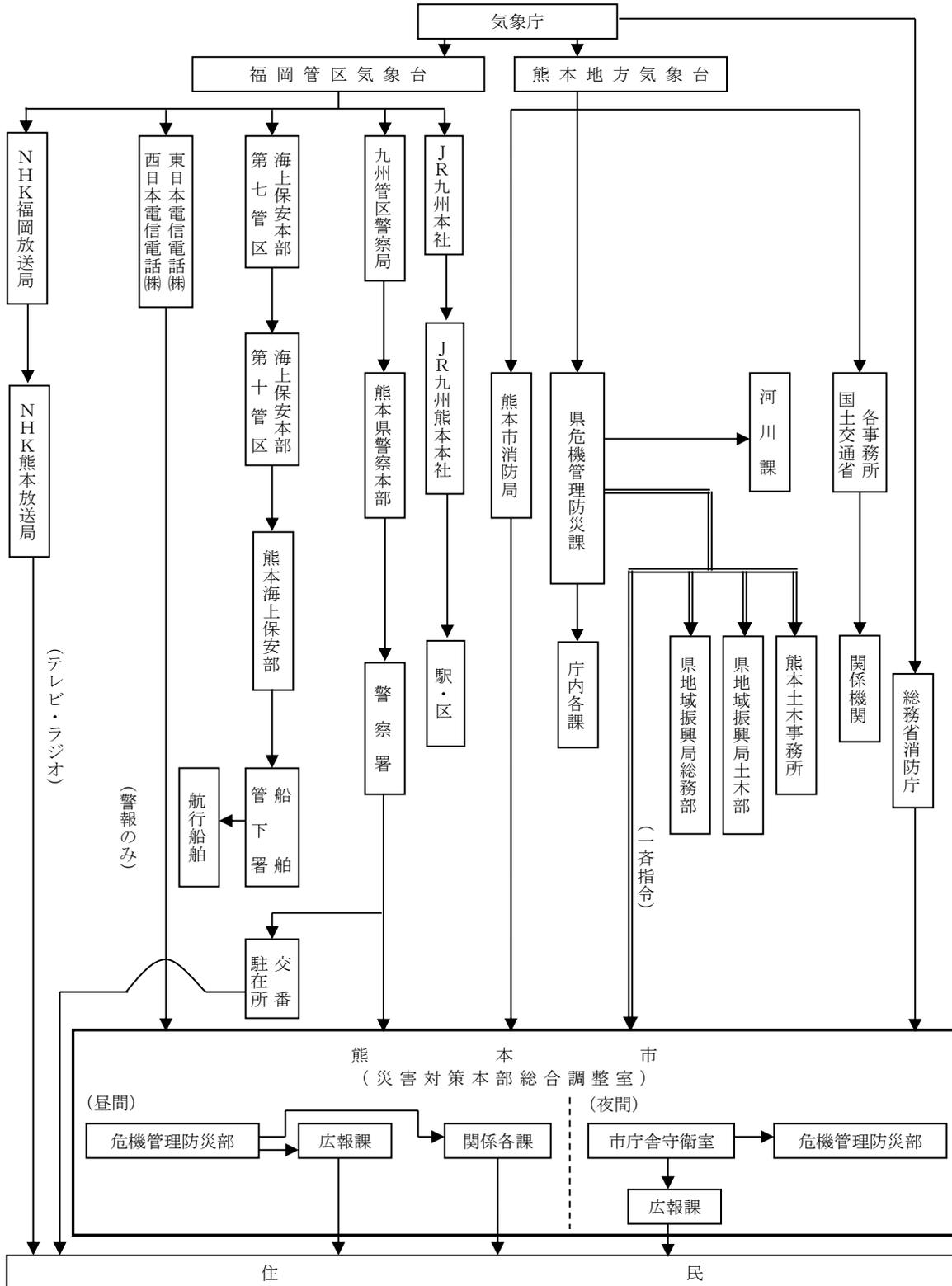
1 洪水等の場合



(注) ——— は加入電話等 - - - - - は防災情報提供システム及びオンライン
 === は防災情報ネットワーク ——— は専用回線

特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、熊本市は住民等へ周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

2 津波の場合



第2節 洪水予報 河川における洪水予報

第1項 種類及び発表基準

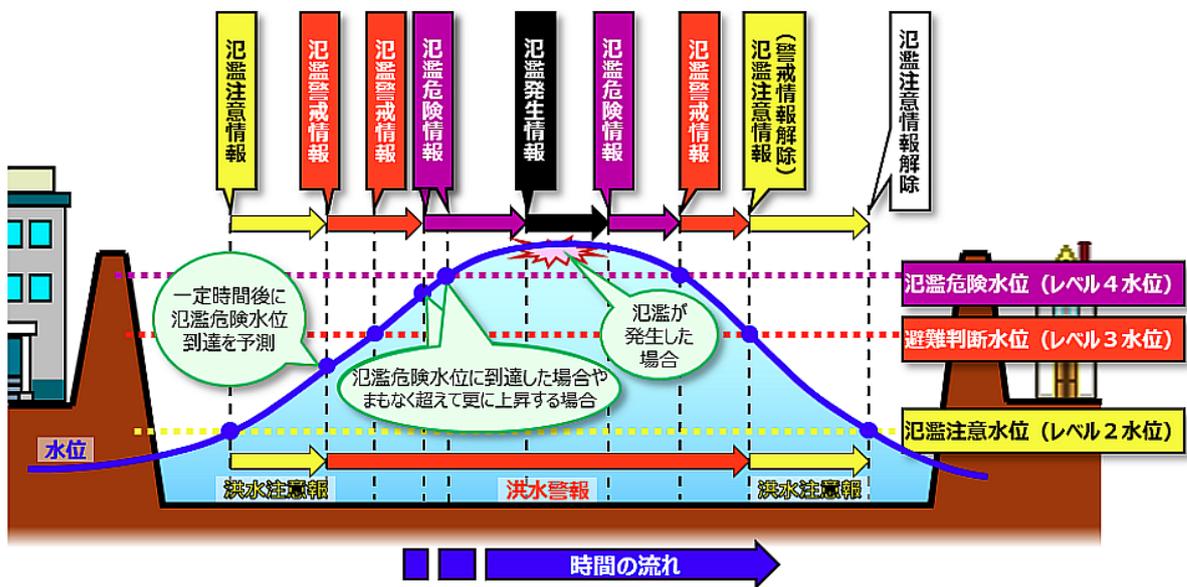
県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

■ 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
○川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
○川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
○川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



<気象庁ホームページ>

第2項 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

1 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	実施区間	基準地点
白川	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先小碓橋下流端から海まで 右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先	代継橋
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで	中甲橋 城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先	中甲橋 城南
加勢川	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先大六橋下流端から緑川合流点まで 右岸：熊本市東区画図町下無田宇鳥ヶ江331番地先大六橋下流端	大六橋
合志川	左右岸：菊池市泗水町豊水字出口4122-2地先の市道橋から菊池川合流点まで	佐野

2 洪水予報の対象となる基準観測所

洪水予報基準水位は、次の基準で運用している。

■洪水予報基準水位

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
緑川	緑川水系	緑川	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60
緑川	緑川水系	緑川 浜戸川	城南	熊本市南区城南町千町	3.30	4.30	5.80	6.20
緑川	緑川水系	加勢川	大六橋	上益城郡嘉島町三郎無田	2.50	3.20	3.90	4.40
白川	白川	白川	代継橋	熊本市中央区紺屋今町	2.50	3.70	4.70	5.00
菊池川	菊池川水系	合志川	佐野	菊池市泗水町	2.00	2.70	2.80	3.10

3 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
緑川水系	熊本河川国道事務所、熊本地方気象台
白川	熊本河川国道事務所、熊本地方気象台
菊池川水系	菊池川河川事務所、熊本地方気象台

4 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、【資料3-1】のとおり。

5 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、【資料3-2】のとおり。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

第1項 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

■水位到達情報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

第2項 県が行う水位到達情報の通知

1 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測局名	区域		
しらかわ 白川	しらかわ 白川	よしわらぼし 吉原橋	左岸：東区鹿帰瀬125-1から東区渡漣8丁目540番の4地先 小碓橋上流まで		
			右岸：熊本市境から中央区黒髪720番の5地先 小碓橋上流まで		
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	左岸：井芹川合流点から海まで 右岸：井芹川合流点から海まで		
		つぼい 坪井	左岸：中央区坪井5丁目11地先から井芹川合流点まで 右岸：中央区壺川1丁目11地先から井芹川合流点まで		
		たかひらぼし 高平橋	左岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで 右岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで		
		つるはたぼし 鶴羽田橋	左岸：堀川合流点から万石川合流点まで 右岸：堀川合流点から万石川合流点まで		
	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	左岸：麴川合流点から坪井川合流点まで 右岸：麴川合流点から坪井川合流点まで		
			つるのぼし 鶴野橋	左岸：西浦川合流点から麴川合流点まで 右岸：西浦川合流点から麴川合流点まで	
		にしざと 西里	左岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで 右岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで		
			左岸：南区無田口町字東小新開1733番地の3 県管理上流端から海まで 右岸：西区中島町字村之前1166番地の1地先 県管理上流端から海まで		
		よけがわ 除川	よけがわ 除川	よけがわ 除川	左岸：南区無田口町字東小新開1733番地の3 県管理上流端から海まで 右岸：西区中島町字村之前1166番地の1地先 県管理上流端から海まで

第4章 予報及び警報

水系名	河川名	観測局名	区域
せんげん え ご 千間江湖	せんげん 千間 え ご 江湖	せんげん え ご 千間江湖	左岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路県管理上流端から六番港樋門前20mまで
			右岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20mまで
みどりかわ 緑川	てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南高江	左岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
			右岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
	しょうげ 藻器 ほりがわ 堀川	しょうげほりがわ 藻器堀川	左岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで
			右岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで
	けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	左岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで
			右岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで
	はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	左岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで
			右岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで
	うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	左岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで
			右岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで
	きやまがわ 木山川	あかい 赤井	左岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで
			右岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで
やかたがわ 矢形川	おちあいばし 落合橋	左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで	
		右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで	
	かしま 嘉島	左岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで	
		右岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで	

2 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
しらかわ 白川	しらかわ 白川	陣内 陣内	菊池郡大津町大字陣内	2.83	4.00	4.00	5.19
	くろかわ 黒川	くろかわ 黒川	阿蘇市阿蘇町 大字内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53
	しらかわ 白川	よしわらばし 吉原橋	熊本市北区龍田町弓削字 小坂屋敷310-2	1.67	2.62	3.51	3.95
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本市西区 城山大塘町1636	2.41	2.80	4.36	4.64
		つぼい 坪井	熊本市中央区坪井5-16	3.03	5.30	5.65	5.72
		たかひらばし 高平橋	熊本市北区高平2-23	1.95	3.20	3.20	3.72
		つるはたばし 鶴羽田橋	熊本市北区四方寄80	1.51	2.46	3.22	3.42
	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本市西区池上町	1.80	2.60	2.60	3.08
		つるのばし 鶴野橋	熊本市西区 花園7-12-1	1.97	2.76	2.76	3.13
にしざと 西里	熊本市北区硯川町	0.95	1.48	1.48	1.79		
よけがわ 除川	よけがわ 除川	よけがわ 除川	熊本市西区沖新町3330	3.04	3.32	3.80	3.93
せんげん 千間 え ご 江湖	せんげん 千間 え ご 江湖	せんげん え ご 千間江湖	熊本市南区白石町1495	2.04	2.54	2.54	2.93

みどりかわ 緑川	てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南高江	熊本市南区南高江町4-1	2.67	2.84	2.84	3.12
	しょうけ 藻器 ぼりがわ 堀川	しょうけ 藻器 ぼりがわ 堀川	熊本市中央区 水前寺公園747-1	1.10	1.76	1.76	2.02
	けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	熊本市東区錦ヶ丘1	0.88	1.45	1.45	1.99
	はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	熊本市南区 城南町塚原字敷田	2.09	2.96	2.96	3.42
	うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字西田93-1	1.96	2.16	2.16	2.28
	きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城郡益城町宮園	2.53	3.63	3.86	4.39
		けんつもり 県津森	上益城郡益城町大字田原 字中須	1.70	2.28	3.14	3.35
	やかたがわ 矢形川	おちあいばし 落合橋	上益城郡御船町大字木倉 字筒井崎7511	2.15	3.38	3.65	3.76
かしま 嘉島		上益城郡嘉島町大字井寺 矢形川 右岸	4.68	5.75	6.91	7.01	

第4節 水防警報

第1項 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第2項 国土交通大臣が発表する水防警報

1 国土交通大臣が発表する水防警報の種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

国土交通大臣が発表する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

■国土交通大臣が発表する水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。

出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2 国土交通大臣が水防警報を発表する河川名、区域

河川名		区域
白川	幹川	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先小碓橋下流端から海まで 右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先
緑川	幹川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで
	支川 浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先
	支川 加勢川	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先大六橋下流端から緑川合流点まで 右岸：熊本市東区画図町下無田宇鳥ヶ江331番地先大六橋下流端
菊池川	支川 合志川	左右岸：菊池市泗水町豊水字出口4122-2地先の市道橋から菊池川合流点まで

3 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所

水系名	河川名	対象 量水標	待機 (洪水時)	準備 (洪水時)	出動 (洪水時)	警戒 (洪水時)	解除 (洪水時)
白川	白川	代継橋	水防団待機水位(2.50m)に達し、はん濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越え、はん濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。
緑川	緑川	中甲橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、はん濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、はん濫注意水位(3.00m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)以下に下って再び増承のおそれがないと思われるとき。
		城南 (著町橋)	水防団待機水位(3.30m)に達し、はん濫注意水位(4.30m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.30m)を越え、はん濫注意水位(4.30m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)以下に下って再び増永のおそれがないと思われるとき。
	加勢川	大六橋	水防団待機水位(2.50m)に達し、はん濫注意水位(3.20m)に	水防団待機水位(2.50m)を越え、はん濫注意水位(3.20m)を	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の	はん濫注意水位(3.20m)以下に下って再び増水のおそれがない

水系名	河川名	対象 量水標	待機 (洪水時)	準備 (洪水時)	出動 (洪水時)	警戒 (洪水時)	解除 (洪水時)
			達すると思われる とき。	突破すると思わ れるとき。	見込みがある とき。	見込みがある とき。	と思われる とき。
菊池川	合志川	佐野	水防団待機水位 (2.00m)に達 し、はん濫注 意水位(2.70m)に 達すると思わ れるとき。	水防団待機水位 (2.00m)を越 え、はん濫注 意水位(2.70m)に 達すると思わ れるとき。	はん濫注意水位 (2.70m)に達 し、なお上昇の 見込みがある とき。	はん濫注意水位 (2.70m)に達 し、なお上昇の 見込みがある とき。	はん濫注意水位 (2.70m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われる とき。

4 国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関

国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関は、【資料3-4】のとおり。

5 国土交通大臣が発表する水防警報の発表形式

国土交通大臣が発表する水防警報の発表形式は、【資料3-3】のとおり。

第3項 県知事が発表する水防警報

1 県知事が発表する水防警報の種類及び発表基準

水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに県水防本部へ通報するものとする。なお、確実に期すため着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の措置をとらせるものとする。

■ 県知事が発表する水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるものとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、または、水位、流量とその他河川状況により、はん濫注意水位に達し更に上昇するおそれがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じるはん濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、すでにはん濫注意水位に達し更に上昇しはん濫するおそれがあるとき。
嚴重警戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。	

第4章 予報及び警報

	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位以下に降下したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

2 県知事が水防警報を発表する河川名、区域

水系名	河川名	観測局名	区域	
しらかわ 白川	しらかわ 白川	よしわらぼし 吉原橋	左岸：東区鹿帰瀬125-1から東区渡渡8丁目540番の4地先 小碓橋上流まで 右岸：熊本市境から中央区黒髪720番の5地先 小碓橋上流まで	
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	左岸：井芹川合流点から海まで 右岸：井芹川合流点から海まで	
		つぼい 坪井	左岸：中央区坪井5丁目11地先から井芹川合流点まで 右岸：中央区壺川1丁目11地先から井芹川合流点まで	
		たかひらぼし 高平橋	左岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで 右岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで	
		つるは たばし 鶴羽田橋	左岸：堀川合流点から万石川合流点まで 右岸：堀川合流点から万石川合流点まで	
	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	左岸：麴川合流点から坪井川合流点まで 右岸：麴川合流点から坪井川合流点まで	
		つるのぼし 鶴野橋	左岸：西浦川合流点から麴川合流点まで 右岸：西浦川合流点から麴川合流点まで	
		にしざと 西里	左岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで 右岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで	
	よけがわ 除川	よけがわ 除川	よけがわ 除川	左岸：南区無田口町字東小新開1733番地の3 県管理上流端から海まで 右岸：西区中島町字村之前1166番地の1地先 県管理上流端から海まで
	せんげん 千間 え 江湖	せんげん 千間 え 江湖	せんげん え こ 千間江湖	左岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路県管理上流端から六番港樋門前20mまで 右岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20mまで
	みどりかわ 緑川	てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南高江	左岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで 右岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
しょうけ 藻器 ぼりがわ 堀川		しょうけぼりがわ 藻器堀川	左岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで 右岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで	
けんぐんがわ 健軍川		けんぐんがわ 健軍川	左岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで 右岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで	
はまどがわ 浜戸川		はまどがわ 浜戸川	左岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで 右岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで	
うるごがわ 潤川		うるごがわ 潤川	左岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで 右岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで	
きやまがわ 木山川		あかい 赤井	左岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで 右岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで	
やかたがわ 矢形川		おちあいぼし 落合橋	左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで	

水系名	河川名	観測局名	区域
			右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで
		かしま 嘉島	左岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで
			右岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで

3 県知事が発表する水防警報の対象となる基準観測所

■水防警報対象量水標の設定水位と条件

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	
しらかわ 白川	しらかわ 白川	じんない 陣内	菊池郡大津町大字陣内	2.83	4.00	4.00	5.19	
	くろかわ 黒川	くろかわ 黒川	阿蘇市阿蘇町 大字内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53	
	しらかわ 白川	よしわらばし 吉原橋	熊本市北区龍田町弓削字 小坂屋敷310-2	1.67	2.62	3.51	3.95	
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本市西区 城山大塘町1636	2.41	2.80	4.36	4.64	
		つぼい 坪井	熊本市中央区坪井5-16	3.03	5.30	5.65	5.72	
		たかひらばし 高平橋	熊本市北区高平2-23	1.95	3.20	3.20	3.72	
		つるはたばし 鶴羽田橋	熊本市北区四方寄80	1.51	2.46	3.22	3.42	
	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本市西区池上町	1.80	2.60	2.60	3.08	
		つるのばし 鶴野橋	熊本市西区 花園7-12-1	1.97	2.76	2.76	3.13	
	にしざと 西里	熊本市北区硯川町	0.95	1.48	1.48	1.79		
よげがわ 除川	よげがわ 除川	よげがわ 除川	熊本市西区沖新町3330	3.04	3.32	3.80	3.93	
せんげん 千間 えご 江湖	せんげん 千間 えご 江湖	せんげん えご 千間江湖	熊本市南区白石町1495	2.04	2.54	2.54	2.93	
みどりかわ 緑川	てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南高江	熊本市南区南高江町4-1	2.67	2.84	2.84	3.12	
	しょうけ 藻器 ぼりがわ 堀川	しょうけ 藻器 ぼりがわ 堀川	熊本市中央区 水前寺公園747-1	1.10	1.76	1.76	2.02	
	けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	熊本市東区錦ヶ丘1	0.88	1.45	1.45	1.99	
	はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	熊本市南区 城南町塚原字敷田	2.09	2.96	2.96	3.42	
	うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字西田93-1	1.96	2.16	2.16	2.28	
	きやまがわ 木山川	あかい 赤井		上益城郡益城町宮園	2.53	3.63	3.86	4.39
		けんつもり 県津森		上益城郡益城町大字田原 字中須	1.70	2.28	3.14	3.35
	やかたがわ 矢形川	おちあいばし 落合橋		上益城郡御船町大字木倉 字筒井崎7511	2.15	3.38	3.65	3.76
かしま 嘉島			上益城郡嘉島町大字井寺 矢形川 右岸	4.68	5.75	6.91	7.01	

4 県知事が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関

県知事が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関は、【資料3-6】のとおり。

5 県知事が発表する水防警報の発表形式

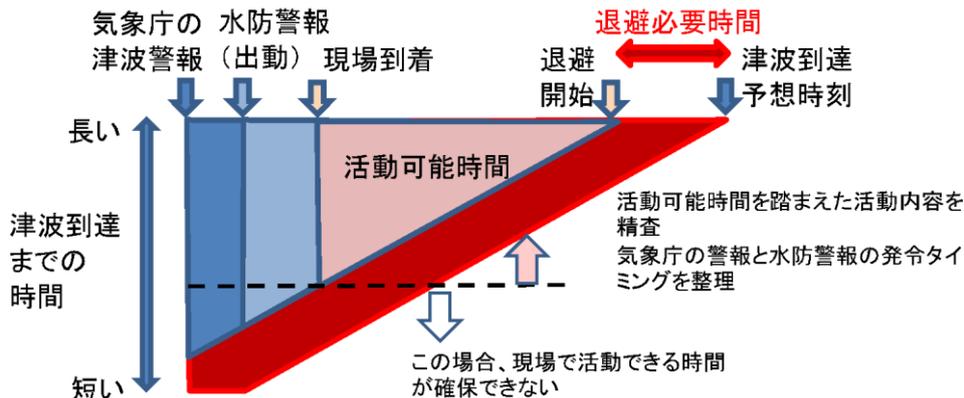
県知事が発表する水防警報の発表形式は、【資料3-5】のとおり。

第4項 津波に関する水防警報

1 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

水防（水防管理者）の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合

■津波に関する水防警報の種類

種類	内容
待機（津波）	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動（津波）	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除（津波）	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

2 津波に関する水防警報を行う河川

河川名		区域
白川	幹川	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで
		右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先小碓橋から海まで
緑川	幹川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先
		右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで
	支川 浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番の1地先
		右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先から緑川合流点まで
	支川 加勢川	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番地の1地先
		右岸：熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江331番地先大六橋下流端から緑川合流点まで
支川 御船川	左岸：上益城郡御船町大字辺田見井手下1161番地先	
	右岸：上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先から緑川合流点まで	

3 津波に関する水防警報対象観測所と条件

水系名	河川名	対象観測所	待機（津波）	出動（津波）	解除（津波）
白川	白川	代継橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	緑川	中甲橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		城南	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	加勢川	大六橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	御船川	御船	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第5章 水位等の観測、気象予報等の 情報収集及び伝達

- 1 水防本部又は災害警戒本部は、水防に関する気象注意報・警報の通知を受けた時は、伝達系統にしたがって速やかに情報の周知を図る。
- 2 水防本部又は災害警戒本部は、県水防本部・地方気象台その他関係機関より情報を収集するとともに市設置の気象情報端末装置、水防テレメータ（熊本市防災情報システム）等により、独自の調査巡視、観測等を実施し、水位、雨量その他必要な事項について地域住民等に周知する。
- 3 水防本部又は災害警戒本部は、気象注意報等の通知を受けた時、又は観測実施の指示があった時は、直ちに、雨量・水位を観測するとともに市設置の気象情報端末装置等で降雨の強弱、雨域の広がり、移動方向、速度等の状況を監視する。
- 4 水位観測については下記要領による。
 - (1) 特に指示を受けたとき。
 - (2) 水防団待機水位に達したとき、及びこれより水防団待機水位を下るまで30分毎の水位。
 - (3) はん濫注意水位を越えた場合は、10分毎に観測する。
 - (4) 水位の増減に激変がある場合、または必要と認めたときは、随時観測する。

第1節 水位及び雨量観測所

第1項 水位観測所

1 水位観測所（熊本市）

河川名	観測局名	所在地	観測方法	（熊本市水位）通報水位	（熊本市水位）警戒水位
秋津川	沼山津	秋津町上沼山津橋右岸	テレメータ	2.50	3.00
天明新川	八幡	八幡町市道川尻1号橋右岸	テレメータ	2.50	3.00

2 水位観測所（熊本県）

観測所名	河川名	所在地	管理者	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	備考
黒川	黒川	阿蘇市内牧	県河川課	2.07	3.45	3.65	4.53	383-1111
吉原橋	白川	熊本市北区龍田弓削町字小坂屋敷310-2	〃	1.67	2.62	3.51	3.95	〃
中松	白川	南阿蘇村中松字祇園	〃	1.52	2.41	2.41	3.41	〃
県津森	木山川	上益城郡益城町津森	〃	1.70	2.28	3.14	3.35	〃
赤井	木山川	上益城郡益城町宮園	〃	2.53	3.63	3.86	4.39	〃

観測所名	河川名	所在地	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	備考
県御船	御船川	御船町大字滝尾	〃	3.03	3.76	3.76	4.58	〃
浜戸川	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	2.09	2.96	2.96	3.42	〃
西里	井芹川	熊本市北区硯川町	〃	0.95	1.61	1.61	2.19	〃
鶴野橋	〃	熊本市西区花園7丁目	〃	1.97	3.04	3.35	4.48	〃
池上	〃	熊本市西区池上	〃	1.80	2.60	3.44	4.18	〃
鶴羽田橋	坪井川	熊本市北区四方寄町	〃	1.51	2.46	2.46	3.53	〃
山室橋	〃	熊本市北区八景水谷	〃	1.34	2.41	-	3.43	〃
高平橋	〃	熊本市北区高平2丁目	〃	1.95	3.20	3.20	3.72	〃
坪井	〃	熊本市中央区坪井5丁目	〃	3.03	5.30	5.58	6.12	〃
坪井川下流	〃	熊本市西区二本木	〃	2.47	3.35	-	5.38	〃
天満橋	〃	熊本市西区域山大唐町	〃	2.41	2.80	3.76	5.51	〃
除川	除川	熊本市西区沖新町	〃	3.04	3.32	3.66	4.31	〃
千間江湖	千間江湖	熊本市南区白石町	〃	2.04	2.54	2.54	2.93	〃
南高江	天明新川	熊本市南区南高江町	〃	2.67	2.87	2.87	2.99	〃
潤川	潤川	宇土市三拾町	〃	1.96	2.16	2.16	2.28	〃
木葉	木葉川	玉名市田崎	〃	2.67	4.01	4.01	4.33	〃
健軍	健軍川	熊本市東区錦が丘1番	〃	0.88	1.85	1.85	2.10	〃
須屋	堀川	合志市西合志町須屋	〃	1.74	3.13	3.13	4.63	〃
藻器堀川	藻器堀川	熊本市中央区水前寺公園	〃	1.10	1.76	1.76	2.24	〃
嘉島	矢形川	上益城郡嘉島町井寺	〃	2.15	3.38	3.65	3.76	〃
落合橋	矢形川	上益城郡御船町木倉	〃	4.68	5.75	6.91	7.01	〃

3 水位観測所（国土交通省）

観測所名	河川名	所在地	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	備考
立野	白川	阿蘇郡南阿蘇村立野	国交省	—	—	—	—	382-1111
陣内	〃	菊池郡大津町陣内	〃	2.83	4.18	4.18	5.70	〃
子飼橋	〃	熊本市中央区東子飼町	〃	—	—	—	—	〃
代継橋	〃	熊本市中央区鍛冶屋町	〃	2.50	3.70	4.70	5.00	〃
網津	緑川	熊本市南区海路口町	〃	4.50	5.00	—	—	〃
中甲橋	〃	下益城郡美里町岩下	〃	2.00	3.00	4.10	4.60	〃
城南	〃	熊本市南区城南町千町	〃	3.30	4.30	5.80	6.20	〃
大六橋	加勢川	上益城郡嘉島町三郎無田	〃	2.50	3.20	3.90	4.40	〃
御船	御船川	上益城郡御船町御船	〃	2.00	3.00	3.60	4.30	〃
佐野	合志川	菊池市泗水町	〃	2.00	2.70	2.80	3.10	0968-44-2171

4 潮位観測所（熊本県）

観測局名	所在地	管理者	警戒潮位
熊本港	熊本市西区新港1丁目1番	県河川課	5.11
河内港	熊本市西区河内町	県港湾課	—

5 画像監視局（CCTV）

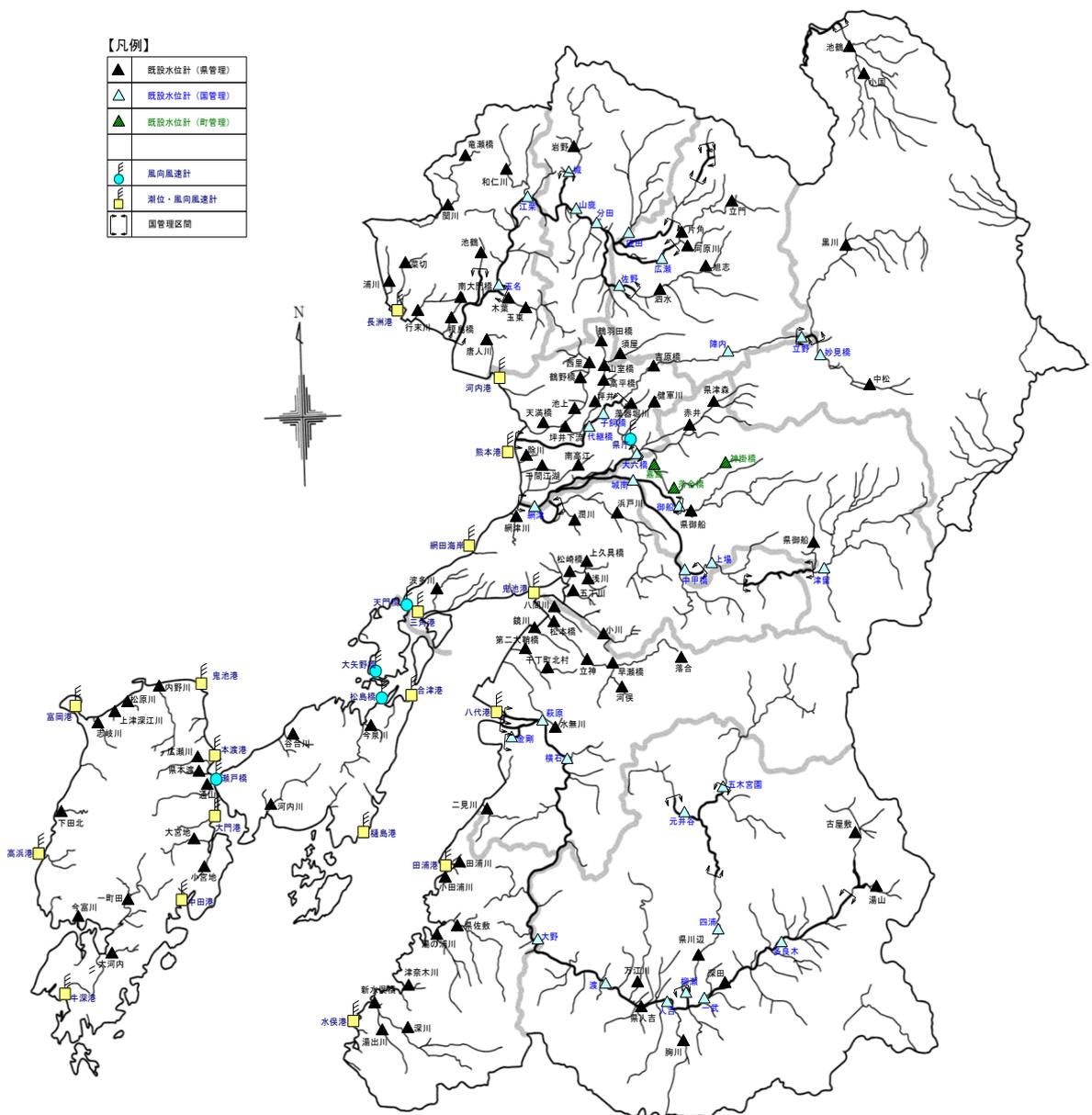
観測局名	所在地
坪井警報局	中央区坪井5丁目・永康橋下流左岸
山王警報局	西区上熊本3丁目山王橋・上流左岸
春日警報局	西区春日1丁目地内・春日排水機場内
八幡警報局	南区八幡町・市道川尻1号橋際右岸
沼山津警報局	東区秋津町・上沼山津橋左岸
西-10（防災行政無線）	西区河内町船津
西-16（防災行政無線）	西区河内町河内
西-53（防災行政無線）	西区松尾町近津
西-66（防災行政無線）	西区小島下町
野田排水機場	南区野田2丁目
藻器堀川	中央区水前寺1丁目
東原地下道1	東区御領6丁目・御領8丁目
東原地下道2	東区御領6丁目・御領8丁目
東原地下道3	東区御領6丁目・御領8丁目
西原地下道1	東区西原1丁目・新南部3丁目
西原地下道2	東区西原1丁目・新南部3丁目
西原地下道3	東区西原1丁目・新南部3丁目地内
黒迫排水路1	東区長嶺南8丁目
黒迫排水路2	東区長嶺南8丁目
ゆめタウンはません1	南区田井島1丁目
ゆめタウンはません2	南区田井島1丁目
畠口川尻	南区会富町
R501 無田口	南区無田口町
田迎木原線1	南区御幸木部1丁目
田迎木原線2	南区御幸木部1丁目
新蓮台寺地下道1	西区蓮台寺5丁目
新蓮台寺地下道2	西区蓮台寺5丁目
蓮台寺地下道	西区蓮台寺4丁目
上熊本	西区上熊本2丁目

■熊本県水防情報システム観測局配置図（水位局、潮位局、風向・風速局）

熊本県水防情報システム観測局配置図

（水位局、潮位局、風向・風速局）

令和 3 年（2021 年）4 月現在



第2項 雨量観測所

1 雨量観測所（熊本市）

観測所名	所在地	観測方法
水防熊本市	熊本市役所庁舎屋上	テレメータ
金峰山	池上町・金峰山少年自然の家	テレメータ

2 雨量観測所（熊本県）

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者	備考
阿蘇土木	黒川	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防課	テレメータ	383-1111
県城南	緑川	熊本市南区域南町敷田	〃	〃	〃
砂防御船	御船川	上益城郡御船町瀧の尾	〃	〃	〃
県益城	木山川	上益城郡益城町赤井	〃	〃	〃
砂防熊本	坪井川	熊本市西区松尾町平山	〃	〃	〃
県高森	白川	高森町高森	県河川課	〃	〃
県庁	白川・加勢川	熊本市中央区水前寺6丁目	〃	〃	〃
北部	坪井川	熊本市北区明德町	〃	〃	〃
坪井川	坪井川・堀川	熊本市北区清水町打越	〃	〃	〃
三の岳	井芹川・河内川	熊本市西区河内町大多尾	〃	〃	〃
石塘堰	坪井川	熊本市西区二本木1丁目	〃	〃	〃
富合	浜戸川	熊本市南区富合町	県砂防課	〃	〃
西合志	坪井川・堀川	合志市西合志町	〃	〃	〃
県嘉島	加勢川	上益城郡嘉島町下六嘉	〃	〃	〃
県植木	合志川	熊本市北区植木町	〃	〃	〃
天水	唐人川	玉名市天水町	〃	〃	〃

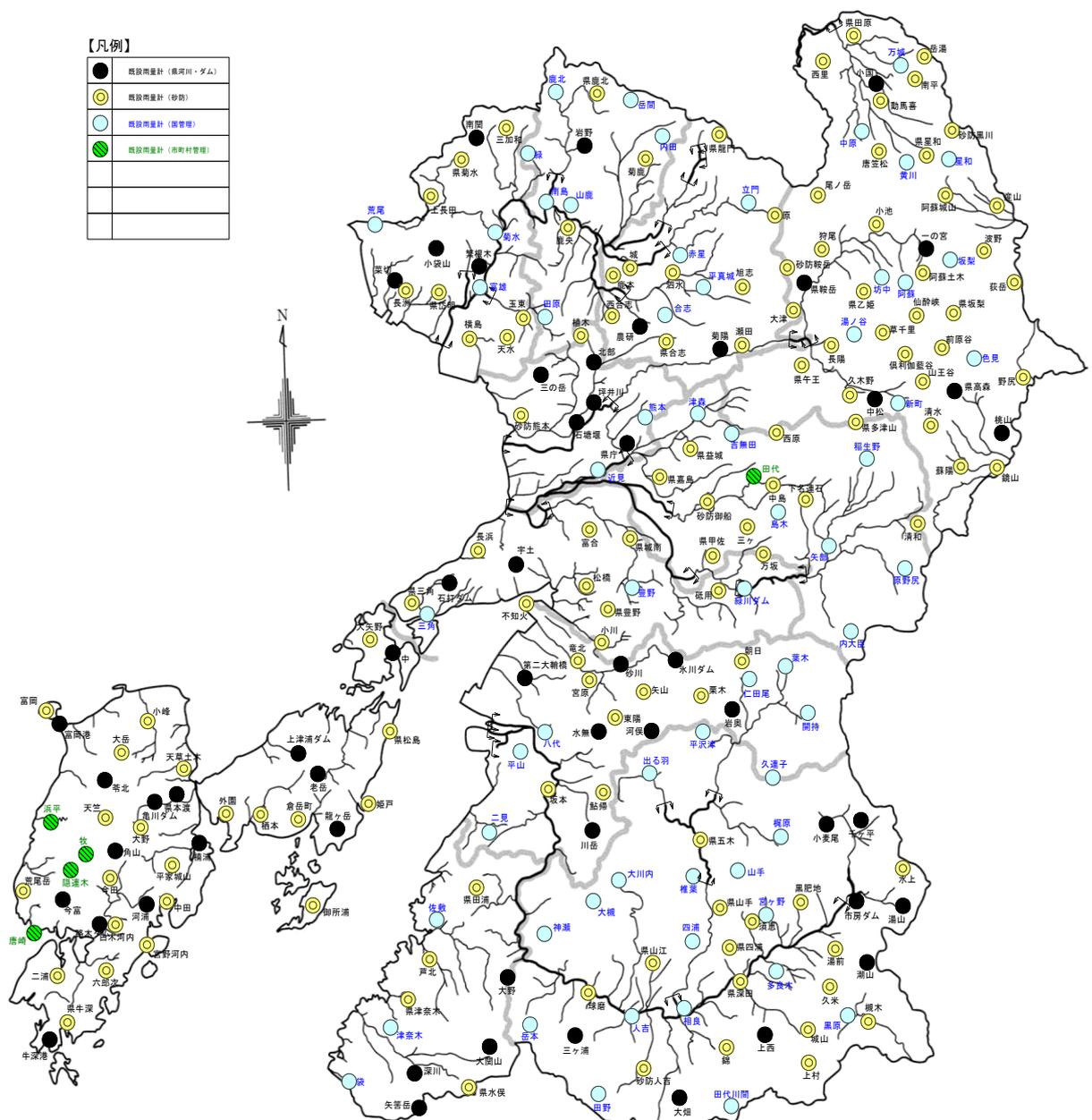
3 雨量観測所（国土交通省）

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者	備考
湯ノ谷	白川	阿蘇郡南阿蘇村大字長野	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	テレメータ	問合せ先 382-1111
矢部	緑川	上益城郡山都町大字下市	〃	〃	〃
内大臣	緑川	上益城郡山都町大字菅	〃	〃	〃
島木	緑川	上益城郡御船町大字七滝	〃	〃	〃
津森	加勢川	上益城郡益城町田原	〃	〃	〃
熊本	白川	熊本市東区西原1丁目	〃	〃	〃
近見	白川	熊本市南区近見7丁目	〃	〃	〃
田原	木葉川	熊本市北区植木町	九州地方整備局 菊池川河川事務所	〃	0968-44-2171

■熊本県水防情報システム観測局配置図（雨量局）

熊本県水防情報システム観測局配置図 (雨量局)

令和3年（2021年）4月現在



第 2 節 熊本市防災情報システム（熊本市水防テレメータ警報システム）

気象・雨量・水位等の観測、警報発信、映像表示装置等の機器及びシステムの IT 化を図ることにより、被害・避難・雨量・水位情報等の防災情報の伝達と収集の迅速化・共有化と一元化を図るものとする。主なシステムは以下のとおりとする。

第 1 項 ハードウェア

1 防災情報システム端末

専用パソコン装置により情報の伝達と収集を C ネット（LAN）回線で送付する。

C ネット端末においても防災情報システムを利用することができる。

2 CCTV 監視装置

大雨による河川氾濫や浸水、高潮被害の恐れがある地域（市内 29 箇所）に CCTV カメラを設置し、水位等を映像で監視する。

国土交通省設置の河川及び道路 CCTV カメラ映像を専用回線により映像で監視する。

3 映像表示装置

ディスプレイに CCTV 河川監視映像、気象情報、雨量・水位情報等を常時任意に表示できる。

第 2 項 ソフトウェア（システム）

1 気象観測情報機能

熊本市内及び市街の注視すべき河川等を対象とし雨量・河川水位情報及び気象情報をリアルタイムに参照するための機能で以下の機能を有する。

- ・熊本市テレメータ警報システムからの雨量・水位情報の収集
- ・熊本県水防・砂防システムからの雨量・水位情報の収集
- ・熊本地方気象台からの気象情報の取得
- ・防災情報提供システム情報の閲覧

2 被害情報管理機能

- (1) 人的・建物・道路などの被害状況を本部や土木センター等からの関係各課の入力により収集・共有し、対処内容までを管理する。
- (2) 個票登録時に対象各課への通知を行う。

3 映像表示機能

気象・観測、被害情報機能によって生成される静止画像及び CCTV 監視システムのカメラ映像を本部のディスプレイに表示する。

4 職員参集機能

熊本市に関する気象台発表の注意報（大雨・洪水・高潮注意報等）に伴って、自動的に電話回線を利用し職員への参集連絡を行う。

5 避難所情報管理機能

避難場所の基礎情報、稼働状況、避難者概況等を一元的に管理し適切な対策を行うための支援を行う。

6 土のう管理機能

被害状況管理機能の個票登録で、情報種別で土のうと登録されたもの、及び配布した土のうの管理を行う。

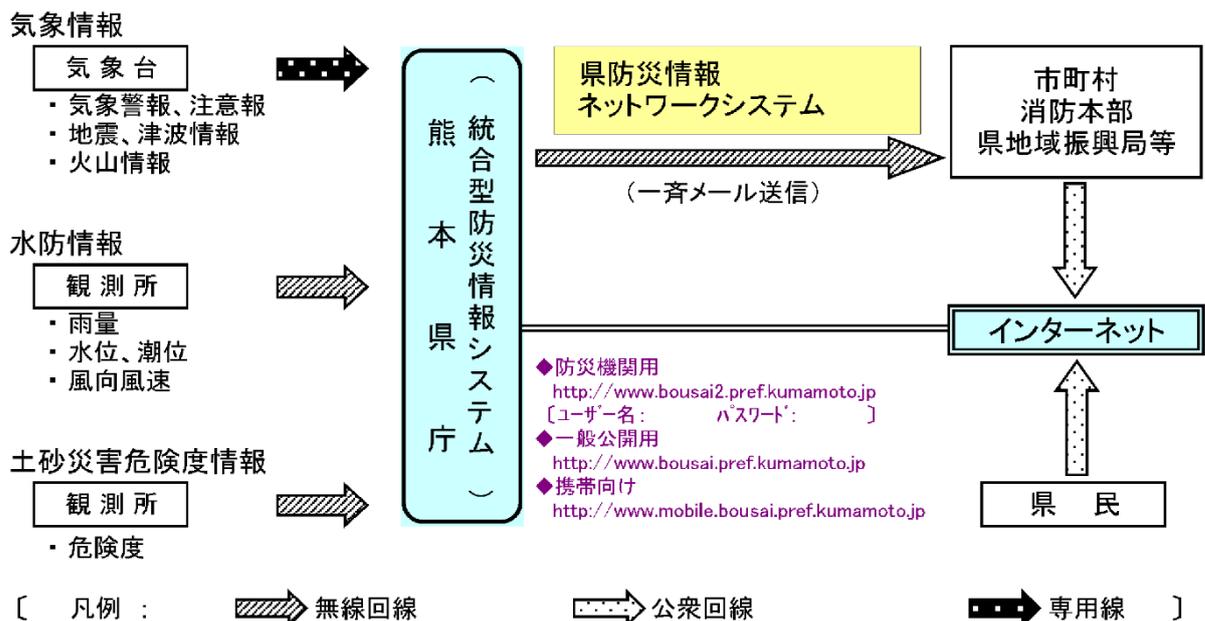
第3節 熊本県統合型情報システム

第1項 熊本県統合型防災情報システムの概要

各防災関係機関情報システムで収集した雨量、河川水位、土砂災害危険度情報等の各種観測情報と気象情報、震度等の情報をWebコンテンツ形式及び県防災情報ネットワークシステム（防災一斉メールシステム）により、市町村、消防本部、県地域振興局等へ伝達している。また、必要な情報はインターネットを使用して公開しており、県民等がリアルタイムな情報を参照可能なものとなっている。

※ 県統合型防災情報システムURL <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

■情報伝達フロー図



第2項 伝達情報

- 1 気象台から各種警報（一部注意報）が発表された時
- 2 県河川課で観測している水位計・潮位計で水防団待機水位（通報水位）・はん濫注意水位（警戒水位）及び警戒潮位に達した時
- 3 県砂防課で観測している雨量計で「危険」の基準値に達した時

第4節 市警報局における放送及びサイレン吹鳴等

第1項 防災放送

気象情報、雨量、水位、避難救助、水防警報、その他水防に関する放送を迅速、確実に行う。

第2項 サイレン吹鳴

サイレン信号は、水防法第20条の規定に基づく熊本県水防信号規則により、市長の指示のもとに起動を行う。

第3項 疑似音信号

停電時等の場合は疑似音信号を行う。

第4項 警報局設置箇所

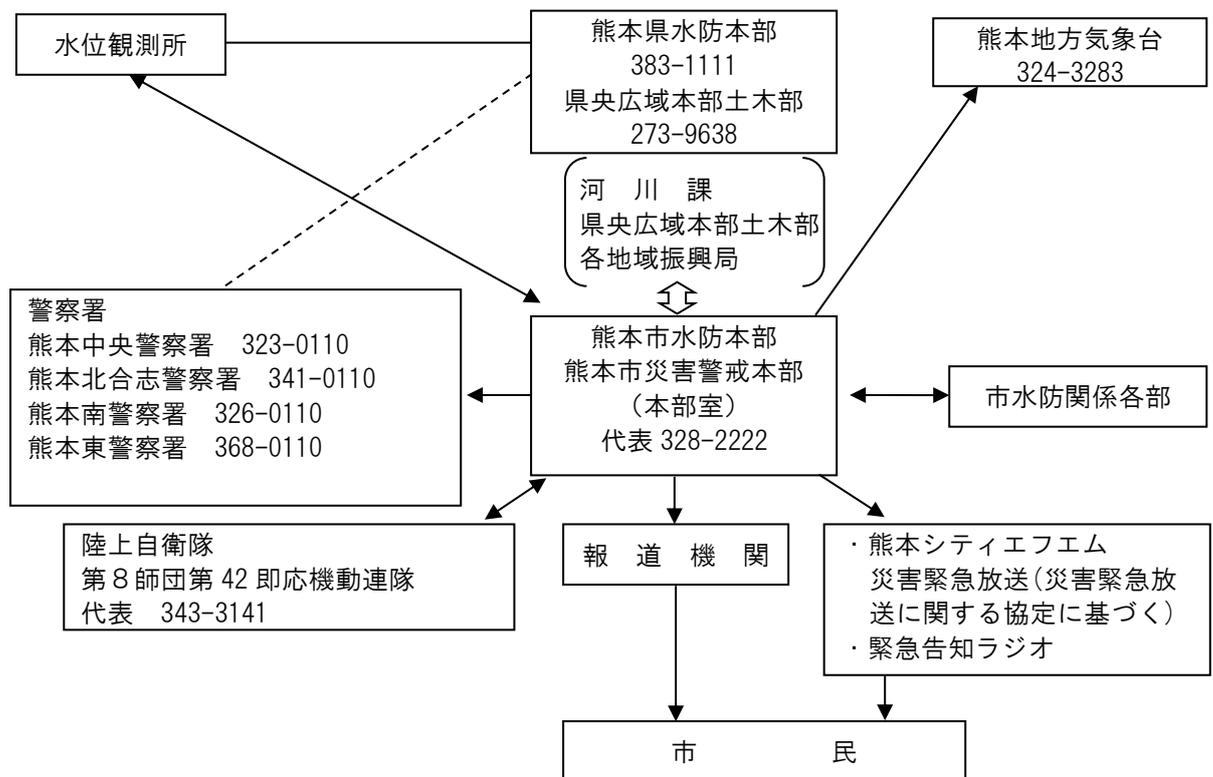
番号	局名	河川名	位置	局数
	警報監視局(防災熊本市役所)		熊本市中央区手取本町1番1号 市庁舎内	1
1	<small>やまむら</small> 山室警報	坪井川	熊本市北区清水亀井町清水まちづくりセンター内	1
2	<small>たかひら</small> 高平警報	〃	熊本市北区清水亀井町24-1 熊本市上下水道局亀井水源内	1
3	<small>つぼい</small> 坪井警報	〃	熊本市中央区坪井5丁目永康橋下流左岸 県水防テレメータ局舎東側	1
4	<small>はなばた</small> 花畑警報	〃	熊本市中央区桜町1-3 行幸橋左岸 熊本市民会館屋上	1
5	<small>かすが</small> 春日警報	〃	熊本市西区春日1丁目地内春日排水機場内	1
6	<small>さんのう</small> 山王警報	井芹川	熊本市西区花園5丁目山王橋上流左岸 60m地点	1
7	<small>だにやま</small> 段山警報	〃	熊本市中央区島崎1丁目段山橋左岸	1
8	<small>ゆげかみこうみんかん</small> 弓削上公民館警報	白川	熊本市北区龍田町弓削	1
9	<small>よしなかこうみんかん</small> 吉中公民館警報	〃	熊本市東区吉原町	1
10	<small>たつたゆげ</small> 龍田弓削一丁目公園警報	〃	熊本市北区龍田弓削1丁目	1
11	<small>かみたつだ</small> 上立田公園警報	〃	熊本市北区龍田1丁目	1
12	<small>しもなべにし</small> 下南部西公園警報	〃	熊本市東区下南部2丁目	1
13	<small>くろかみ</small> 黒髪6丁目公園警報	〃	熊本市中央区黒髪6丁目	1
14	<small>とろく</small> 渡鹿6丁目公園警報	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	1
15	<small>せきだいちいき</small> 碩台地域コミュニティセンター警報	〃	熊本市中央区井川淵町	1
16	<small>こうし</small> 合志河川公園警報	合志川	熊本市北区植木町伊知坊	1
17	<small>うえきまちひらい</small> 植木町平井警報	〃	熊本市北区植木町平井	1

第6章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防上緊急を要する通信については、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期す。

■水防通信系統図



- 1 非常時における通信連絡は、きわめて重要であり、有線電話、専用(有線)電話、無線電話、その他文書、口頭等により、最良の方法で迅速かつ適正に行なう。
- 2 水防関係各部は、とりまとめた水防状況を速やかに責任者へ通報もしくは報告する。

第2節 通信計画

この計画は、災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施するため、現有通信施設を最高度に活用するとともに、その機能の確保と整備を図り、通信体制の強化を期するために定める。

第1項 使用通信施設

災害時において、使用可能な次の通信施設を最高度に活用する。

(1) 加入電話	(12) 海上保安庁無線
(2) 熊本市防災行政無線	(13) 国土交通省無線
(3) 熊本市消防無線	(14) 九州電力無線・九電送配無線
(4) 熊本市上下水道局無線	(15) 西部ガス無線
(5) 熊本市交通局無線	(16) N T T無線
(6) 熊本県防災行政無線	(17) 西日本高速道路無線
(7) MCA 無線	(18) タクシー無線
(8) 災害通報連絡用専用電話(601形磁石式電話機)、九州電力及びN T T西日本熊本支店	(19) 熊本シティエフエム災害緊急放送
(9) アマチュア無線	(20) 緊急告知ラジオ
(10) 警察庁無線	(21) 熊本市災害情報メール・携帯電話各社の緊急速報メール
(11) 防衛庁無線	

第2項 有線及び無線通信の使用

水防本部又は災害警戒本部が総括運用する有線及び無線通信の通信計画は、本計画の定めるところによる。

ただし、第1項の使用通信施設のうち、(6)及び(9)から(18)までの防災関係各機関又は団体が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めによる。

1 加入電話の利用

水防本部又は災害警戒本部への電話による連絡及び報告は、次の電話番号区分に従って行う。

発信区分	電話番号	発信区分	電話番号
水防本部室 ・ 災害警戒本部室	328-2222	情報部責任者(危機管理防災部)	328-2490
		対応部責任者(危機管理防災部)	328-2490
		【区水防部・区警戒部】	中央区役所 328-2610
		各区役所責任者 (各区役所課長級)	東区役所 367-9121
		実動班責任者 (各土木センター所長)	西区役所 329-1142
		【上下水道水防部・上下水道警戒部】	南区役所 357-4112
		上下水道水防部責任者 (上下水道局課長級)	北区役所 272-1110
		【農水水防部・農水警戒部】	中央区土木センター 355-2936
		情報収集責任者 (農水局課長級もしくは主幹級)	東区土木センター 367-4360
			西区土木センター 355-2937
			南区土木センター 357-4801
			北区土木センター 245-5050
			土木情報班 328-2484
	上下水道局 下水道維持課 381-1103		
	農水局農業政策課 328-2403		

2 熊本市防災行政無線及び無線式水防警報装置

(1) 通信系統

通信系統は、【資料5-3、資料5-4】のとおり。

(2) 通信統制

- ア 熊本市防災行政無線各局の運用統制は、基地局(くまもとぼうさい)が行う。
- イ 熊本市水防警報装置各局の運用統制は、警報監視制御局(ぼうさいくまもとしやくしょ)が行う。

3 熊本消防無線

(1) 通信系統

種別			数量	
固定局			3	
基地局			3	
陸上移動局	車載型		136	527
	携帯型	デジタル波	120	
		署活波	271	
携帯局	携帯局非常備	携帯型	104	

(2) 通信統制

熊本市消防無線各局の運用統制は、基地局(くましょうほんぶ)が行う。

4 熊本市防災行政無線

(1) 通信系統

拠点	MCA 無線	ガラホ	携帯電話
危機管理防災部	1	5	3
指揮室	1	3	
総合調整室		25	
情報支援室		10	
中央区役所	1	10	1
大江市民交流室	1	1	
五福交流室		1	
東区役所	1	10	1
託麻まちづくりセンター	1	1	
秋津まちづくりセンター	1	1	
東部まちづくりセンター	1	1	
西区役所	1	10	1
花園まちづくりセンター	1	1	
西部まちづくりセンター		1	
河内まちづくりセンター	1	1	
芳野分室	1	1	
南区役所	1	4	1

幸田まちづくりセンター	1	2	
飽田まちづくりセンター	1	2	
天明まちづくりセンター	1	2	
城南まちづくりセンター	1	2	
南部まちづくりセンター	1	2	
富合まちづくりセンター		2	
北区役所	1	10	1
植木まちづくりセンター		1	
清水まちづくりセンター	1	1	
北部まちづくりセンター	1	1	
龍田まちづくりセンター	1	1	
道路保全課	1	1	
中央区土木センター	1		2
東区土木センター	1	1	4
南区土木センター	1	3	
西区土木センター	1	1	2
北区土木センター	1	1	4
上下水道局	1	1	
交通局	1	1	
消防局		1	
病院局	1	1	
計	31	123	20

(2) 通信統制

熊本県防災行政無線各局の運用統制は、統制局(ぼうさいくまもとけん)が行う。

第3項 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちにN T T西日本の協力を得て修復を図るものとする。

また、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

第 7 章 水防施設及び輸送

第 1 節 水防活動拠点

第 1 項 白川地域防災センター

1 災害時の情報収集

一級河川白川は熊本市中心部を流れる河川であり、河川はん濫などの災害が発生すれば、熊本市に甚大な被害を与えることが考えられる。そこで、白川の洪水情報受信、河川管理者である国土交通省熊本河川国道事務所との調整を行うために、白川地域防災センターを熊本市水防にかかると白川の河川防災情報拠点として位置付けする。

(1) 情報収集内容

- ア 白川の現況及び予測の水位、雨量情報
- イ 阿蘇地域（立野）水位、雨量情報
- ウ 白川はん濫シミュレーション情報
- エ 河川巡視情報（国）
- オ その他

(2) 職員の配置

- ア 国土交通省職員は国土交通省発令の警戒体制時に職員 2 名を配置する
- イ 熊本市職員は水防態勢時必要に応じて職員 2 名を配置する。

(3) 事務所開設

- ア 国土交通省により開設し、開設時に熊本市水防本部又は熊本市災害警戒本部へ連絡する。

(4) 拠点事務所

名称：白川地域防災センター

住所：〒860-0854 熊本市中央区東子飼町 8-55

連絡先：TEL. 096-346-5454 FAX. 096-346-5411

(5) 災害対策機関の参集・活動拠点

災害発生時に水防団・国が推奨する防災エキスパート等の活動拠点として活用する。

(6) 設備

資機材	土のう袋	1,000 袋
	オイルマット	1,000 枚

2 平常時の活用

熊本市民の防災意識の向上のために、国土交通省とともに施設を利用する。

- (1) 防災・減災にかかる知識習得の情報発信拠点
- (2) 地域防災学習の拠点
- (3) 市民団体や住民の活動、交流拠点

第 2 項 熊本市小島河川防災センター

熊本市小島地区は、人口、資産の集中する熊本市を貫流する都市河川である白川及び坪井川に挟まれた地区であるが堤防の整備が遅れており全川にわたり無堤防や弱堤防が点在している。特に八城橋～小島橋の区間は無堤防区間を含み、1/10 程度の治水安全度しか確保されておらず、集中豪雨の際には住民の不安が募っている状況である。そこで小島橋下流右岸堤防に水防の拠点となる「小島河川防災センター」を設置し、非常時の情報収集および被害を最小限に抑えるための資材を備蓄する基地として整備を行うものである。

1 施設

- (1) 防災ステーション面積：17,700 m²
- (2) 防災センター：500 m²（鉄骨造地上 2 階建て）
- (3) ヘリポート：460 m²

2 条例等

熊本市小島河川防災センターに関する条例は、【資料 1－4】、条例施行規則は【資料 1－5】のとおり。

3 設備

(1) 水防資機材倉庫

- ア 土のう、ツルハシ、鉄筋・木杭等の資材
- イ スコップ、バール、ハンマー、カケヤ等の機材

(2) 消防資材倉庫

- ア ボート等の避難機器
- イ 救命胴衣、救命浮輪
- ウ オイルフェンス

(3) 展示室

- ア 水防工法啓発パネル

(4) 待機室

- ア 緊急時の消防団・水防職員等の待機場所

(5) 情報収集室

- ア 白川の CCTV 画像(国土交通省発信)
- イ 河川、雨量情報の収集及び発信
- ウ その他の気象情報の収集及び発信

(6) 会議室

- ア 緊急時の消防団・水防職員の待機場所
- イ 平常時の市民への貸し出し

(7) 小島河川防災センター備蓄倉庫

保管棚		物品名	数量	単位	形状	備考(場所等)
東側棚 (No. 1)		二 連 梯 子	3	本		上段 棚横合計4本(No. 2に1本)
		大 ハ ン マ ー	5	本	3.5kg	中段
	3	番 線 カ ッ タ ー	5	挺		中段
	4	ス コ ッ プ	11	本	パイプ柄ショベル丸型	中段
	5	の こ ぎ り	5	本	刃渡り27cm	中段
	6	中 ハ ン マ ー	5	本	1.3kgパイプ柄	中段
	7	な た	10	本		中段
	8	金 て こ	10	本	1,200mm	下段
	9	バ ー ル	10	本	900mm	下段
	10	掛 矢	5	本	135mm	下段
	11	万 能 お の	10	本		下段
	12	ス コ ッ プ	9	本	パイプ柄ショベル丸型	下段 スコップ合計20本
中央棚 (No. 2)	1	二 連 梯 子	1	本		上段 合計4本(No. 1に1本)
	2	投 光 器	8	台		中段
	3	懐 中 電 灯	10	個		中段 乾電池装着なし
	4	発 電 機	4	台		中段
	5	カ ラ ー コ ー ン	50	本	赤色	中段
	6	担 架	2	台		中段
	7	バ リ ケ ード	10	脚	付属品 ボード10枚	下段
	8	乾 電 池 (単 1)	120	個	1箱10個入り 12箱	下段
	9	バ ケ ッ ツ	5	個		下段
	10	ガ ソ リ ン 缶 タ ン ク	2	缶	10ℓ燃料補充済	下段
	11	鉄 線	1	巻	φ4mm 25kg	下段
	12	エ ン ジ ン オ イ ル	1	缶	ガソリン専用4ℓ	下段
	13	つ る は し	10	本		下段
	14	三 脚	8	脚		下段
	15	工 具 セ ッ ト	2	箱		下段
	16	電 動 カ ッ タ ー	2	台	保護めがね付き	下段
西側棚 (No. 3)	1	オ イ ル フ ェ ン ス	5	セット		上段
	2	救 命 胴 衣	80	着	赤色	中段
	3	救 命 胴 衣	10	着	黄色	中段
	4	夜 光 チ ョ ッ キ	5	着		下段
	5	救 命 浮 き 輪	5	個		下段
	6	揚 水 ホ ー ス	8	本	50A×20m1.3KE	下段
	7	水 中 ポ ン プ	8	台		下段
	8	コ ー ド リ ー ル	8	台		下段
	9	ト ラ ン ジ ス タ メ ガ ホ ン	2	台		下段 乾電池装着なし
	10	乾 電 池 (単 3)	40	箱	1箱(40本入り)	下段 メガホン用
北側棚 (No. 4)	1	ビ ニ ー ル シ ー ト	19	枚	青色3.6mm×5.4mm	中段
	2	水 槽	1	槽	ビニール製	中段
	3	ゴ ム 長 靴	5	足	サイズ25cm	中段
	4	軍 手	36	対	3袋(1袋12対入り)	中段
	5	土 の う	2,400	枚	12梱包(1梱包200枚)	中段
	6	土 の う	2,400	枚	12梱包(1梱包200枚)	下段 軍手合計4800枚
	7	ポ リ タ ン ク	10	個	120ℓ	下段
	8	標 識 ロ ー プ	20	巻	4梱包(1梱包5巻)	下段
	9					
	10					
	11	台 車	1	台		
	12	ゴ ム ボ ー ト	2	艘	船外機付	

第3項 戸坂防災備蓄倉庫

1 目的

本市の水防倉庫は大雨に対する初動の水防工法活動を想定した資材倉庫となっており、大雨に伴うがけ崩れや土砂災害についての対応には不十分な規模である。

しかし、本市の西部地域は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険地区、土石流発生危険溪流箇所に指定された地域が多く、また低地では冠水等の被害も発生している。

このような状況をふまえ、初動時期には水防活動の拠点とし、崖崩れや土石流にも対応できる施設整備が、災害が起きたときではなく、備えとして整備することは安全で快適な都市基盤を構築するために必要不可欠なものである。

このような視点に立ち、西部地区に災害が起きた時の前線的な活動拠点として防災備蓄基地を設置したものである。

2 概要

場所： 熊本市西区戸坂町 273 番 1

施設： 倉庫 A 120 m²

倉庫 B 200 m²

設備： 次のとおり

倉庫 A (水防関係)				倉庫 A (防災関係)				倉庫 B (土石流関係)				倉庫外部 (土砂置場)			
バリケード		個	30	発電機		台	5	発電機		台	5	山砂		m ³	80
カラーコーン	赤/白 H700	個	30	照明器	ハロゲン式	台	5	照明器	ハロゲン式	台	5	砕石		m ³	30
ブルーシート	3,600 ×5,400mm	枚	40	水中ポンプ		台	5	電動カッター		台	5				
ポリバケツ	15ℓ	個	10	延長コード	20mドラム	台	5	水中ポンプ		台	5				
ポリタンク	20ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2	エアコンプレッサー		台	3				
簡易自立水槽		槽	2	テント	組み立て式	張	4	簡易自立水槽		槽	3				
水中長靴	タボ	足	10	ブルーシート	3,600 ×5,400mm	枚	30	ポート		槽	5				
台車		台	1	トラロープ	φ12 ×200m	巻	5	延長コード	20mドラム	台	5				
巻尺	20m	個	5	ポリバケツ	15ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2				
ほうき	竹柄・ 長柄	本	5	ポリタンク	20ℓ	個	10	バリケード		個	70				
ヘルメット		個	10	台車		台	1	カラーコーン	赤/白 H700	個	70				
土のう袋	W480 ×H620	枚	4,500	ほうき	竹柄・ 長柄	本	5	ブルーシート	3,600 ×5,400m	枚	30				
懐中電灯	防水用	個	10	ヘルメット		個	10	トラロープ	φ12 ×200m	巻	5				
ポリ袋		枚	1,000	土のう袋	W480 ×H620	枚	4500	水中長靴	タボ	足	10				
軍手		足	500	万能オノ	手斧750g	丁	30	台車		台	2				
オノ	まき割り 斧1.7kg	丁	30	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20	ほうき	竹柄・ 長柄	本	10				
万能オノ	手斧750g	丁	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	土のう袋	W480 ×H620	枚	600				
ナタ	ヒツナタ 450g	丁	10	掛屋	135mm	丁	30	懐中電灯	防水用	個	10				

倉庫A (水防関係)				倉庫A (防災関係)				倉庫B (土石流関係)				倉庫外部 (土砂置場)			
ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	ノコギリ	両刃鋸	丁	25	レミファルト	30kg	袋	200				
掛屋	135mm	丁	10	剣先スコップ		丁	50	木杭	末口12cm L=2m	本	150				
ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁	25	大型バール	つる首	丁	30	軽量鋼矢板	2m(t=5 w=250)	枚	50				
ノコギリ	両刃鋸	丁	25	バール	φ25 ×1,500	丁	30	軽量鋼矢板	3m(t=5 w=250)	枚	50				
大型バール	つる首	丁	10	クリツパー		丁	20	塩ビ管	VU200 L=2,000	本	50				
バール	φ25 ×1,500	丁	10	やかん		個	5	鋼杭	φ25mm ×1.2m	本	200				
				湯飲茶碗		杯	20	鋼杭	φ32mm ×1.2皿	本	200				
				灰皿	据付式	個	1	鉄線	なまし8番線	kg	100				
				ごみ箱		個	1	鉄線	なまし10番線	kg	100				
				卓上 ガスコンロ		台	5	オノ	まき割り 斧1.7kg	丁	20				
				ガスポンベ		本	15	万能オノ	手斧750g	丁	10				
				テーブル		台	4	ナタ	ヒツナタ450g	丁	20				
				椅子	折りたた み式	脚	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	30				
								掛屋	135mm	丁	10				
								ツルハシ	両ツル3.0kg	丁	25				
								大型バール	つる首	丁	10				
								バール	φ25 ×1,500	丁	10				

第2節 水防倉庫及び水防資機材

水防活動が迅速かつ適確に遂行できるよう、水防倉庫等に備蓄する資材、器具は、次のとおりである。

第1項 水防倉庫の設置

重要水防区域内に、所要の水防倉庫を設置する。設置箇所については、次のとおり。

なお、状況の如何によって、臨時に資材置場を設けることがある。

区	水防倉庫	給備する河川、海岸	面積(m ²)	位置
中央区	菅原町水防倉庫	白川、坪井川	31	白山1丁目
東区	画図町 "	加勢川	33	画図町下無田
西区	松尾町 "	坪井川、松尾海岸、近津川	17	松尾町要江
	小島下町 "	白川、坪井川、小島海岸	33	小島下町
	小島上町 "	白川、坪井川	26	小島上町
	沖新町 "	小島海岸、除川	21	沖新町二番
	城山下代町 "	白川、坪井川	25	城山下代町
	中原町 "	白川	33	中原町
	土河原町 "	白川	36	土河原町
	畠口町 "	千間江湖川	8.15	畠口町
南区	川尻町 "	無田川、天明新川、加勢川	14	川尻町
	近見町 "	白川	33	近見町
	中無田町 "	加勢川、天明新川	31	中無田町
	美登里町 "	緑川、加勢川、天明新川	33	美登里町
	川口町 "	緑川、天明新川	33	川口町
	海路口町 "	緑川、有明海岸	32	海路口町
	富合第1水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	富合第2水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	城南町水防倉庫	緑川・浜戸川		城南町(計7箇所)
北区	清水町 "	坪井川、万石川、兎谷川	33	清水亀井町
	植木町水防倉庫	合志川		植木町

第2項 水防倉庫備蓄資材

水防倉庫1棟当りに備蓄する資材・器具は次のとおり

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	2,000	手斧	丁	10
杭木2m	本	100	鋏鎌	丁	10
縄	巻	10	片手ハンマー	丁	10
鉄線(#14)	kg	20	ペンチ	丁	5
スコップ	丁	20	鋸	丁	5
唐鍬	丁	5	掛矢	丁	5
鶴ハシ	丁	10	バール	丁	1

■富合町水防倉庫【2箇所合計】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	800	スコップ	丁	10
杭木2m	本	60	掛矢	丁	7
シート	枚	9	鶴ハシ	丁	7

■植木町水防倉庫

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	1,000	スコップ	丁	10
杭木	本	10	掛矢	丁	3
シート	枚	10	発電機	台	1
ハンマー	個	1	照明器	個	1

■城南町水防倉庫【7箇所合計】

品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	7,000
杭木	本	1,400

第3項 水防倉庫の管理

- 1 水防倉庫の管理は、水防本部が統轄して、備蓄材の補充に当る。
- 2 水防倉庫の責任者は、水防本部長が定める。
- 3 水防倉庫の責任者は、備蓄材の搬入、搬出について、その状況を速やかに水防本部へ報告する。

第4項 重要水防資材の備蓄

資材器具	数量個数	保管場所
越水止めスイノウ	16(基)	東区土木センター(8基) 西区土木センター(8基)

第 3 節 輸送の確保

災害時には、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。

これらの活動を円滑に行うため、本市では以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとしており、水防に必要な輸送経路としても位置付けるものとする。

また、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の建造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

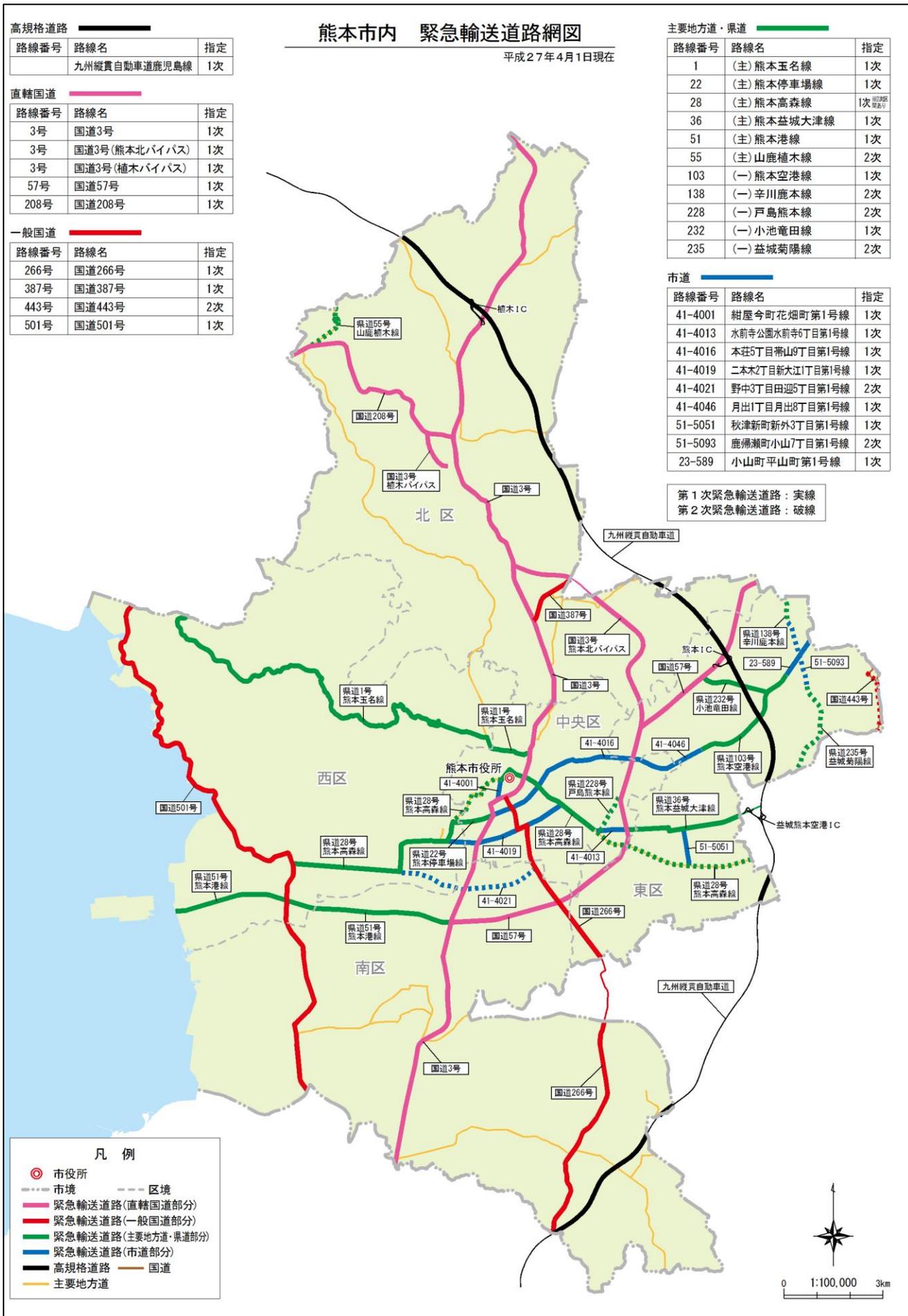
- ア 国道 3 号、57 号、208 号、501 号
- イ 市庁舎と県庁、熊本赤十字病院及び自衛隊をつなぐ路線
- ウ 市庁舎と消防局本庁をつなぐ路線
- エ 市庁舎と国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所をつなぐ路線
- オ 市庁舎と各区役所・各区土木センター・各まちづくりセンターをつなぐ路線
- カ 市庁舎と熊本空港、熊本港、高速道路熊本インターチェンジ、高速道路益城熊本空港インターチェンジをつなぐ路線

なお、熊本県においても緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、整備を図っている。

第 1 次緊急輸送道路 (カッコ内は路線番号)	
高規格道路	九州縦貫自動車道鹿児島線
直轄国道	国道 3 号、国道 57 号、国道 208 号
一般国道	国道 266 号、国道 387 号、国道 501 号
主要地方道	熊本玉名線(1)、 熊本停車場線(22)、 熊本高森線(28)※第 2 次区間あり、 熊本益城大津線(36)、 熊本港線(51)
一般県道	熊本空港線(103)、小池竜田線(232)
熊本市道	紺屋今町花畑町第 1 号線(41-4001)、 水前寺公園水前寺 6 丁目第 1 号線(41-4103)、 本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線(41-4016)、 二本木 2 丁目新大江 1 丁目第 1 号線(41-4019)、 月出 1 丁目月出 8 丁目第 1 号線(41-4046)、 秋津新町新外 3 丁目第 1 号線(51-5051)、 小山町平山町第 1 号線(23-589)

第 2 次緊急輸送道路 (カッコ内は路線番号)	
一般国道	国道 443 号
主要地方道	熊本高森線(28)※第 1 次区間あり、 山鹿植木線(55)
一般県道	辛川鹿本線(138)、戸島熊本線(228)、益城菊陽線(235)
熊本市道	野中 3 丁目田迎 5 丁目第 1 号線(41-4021)、 鹿帰瀬町小山 7 丁目第 1 号線(51-5093)

緊急輸送道路



第 8 章 水防活動

第 1 節 水防配備

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

第 1 項 熊本市水防本部の配備基準

水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害警戒本部の設置前に設置する。

水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。

- 1 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき
- 2 津波予報区（有明海及び八代海をいう）に津波注意報又は津波警報が発表された場合
- 3 水防法第 10 条（国の機関が行う洪水予報等）第 3 項の規定に基づき、県知事から洪水又は高潮に関する通知があったとき
- 4 水防法第 11 条（都道府県知事が行う洪水予報）第 1 項の規定に基づき、県知事から洪水に関する通知があったとき
- 5 水防法第 16 条（水防警報）第 3 項の規定に基づき、県知事から水防警報に関する通知があったとき
- 6 前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき。

■熊本市水防本部の設置基準表

態勢	配備態勢	配備基準	総員
注意態勢	レベル 2 情報収集態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮注意報 ^{※1} が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る	3～13 名
	レベル 3 初動準備態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（災害警戒レベル 3）	52 名

※風水害における警戒態勢時には熊本市災害警戒本部を設置する。その設置基準は「共通編第 2 章第 3 節第 3 項 1 設置基準」を参照

第 2 項 設置者及び本部長

危機管理監は、水防本部の設置者及び本部長とする。ただし危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代行する。

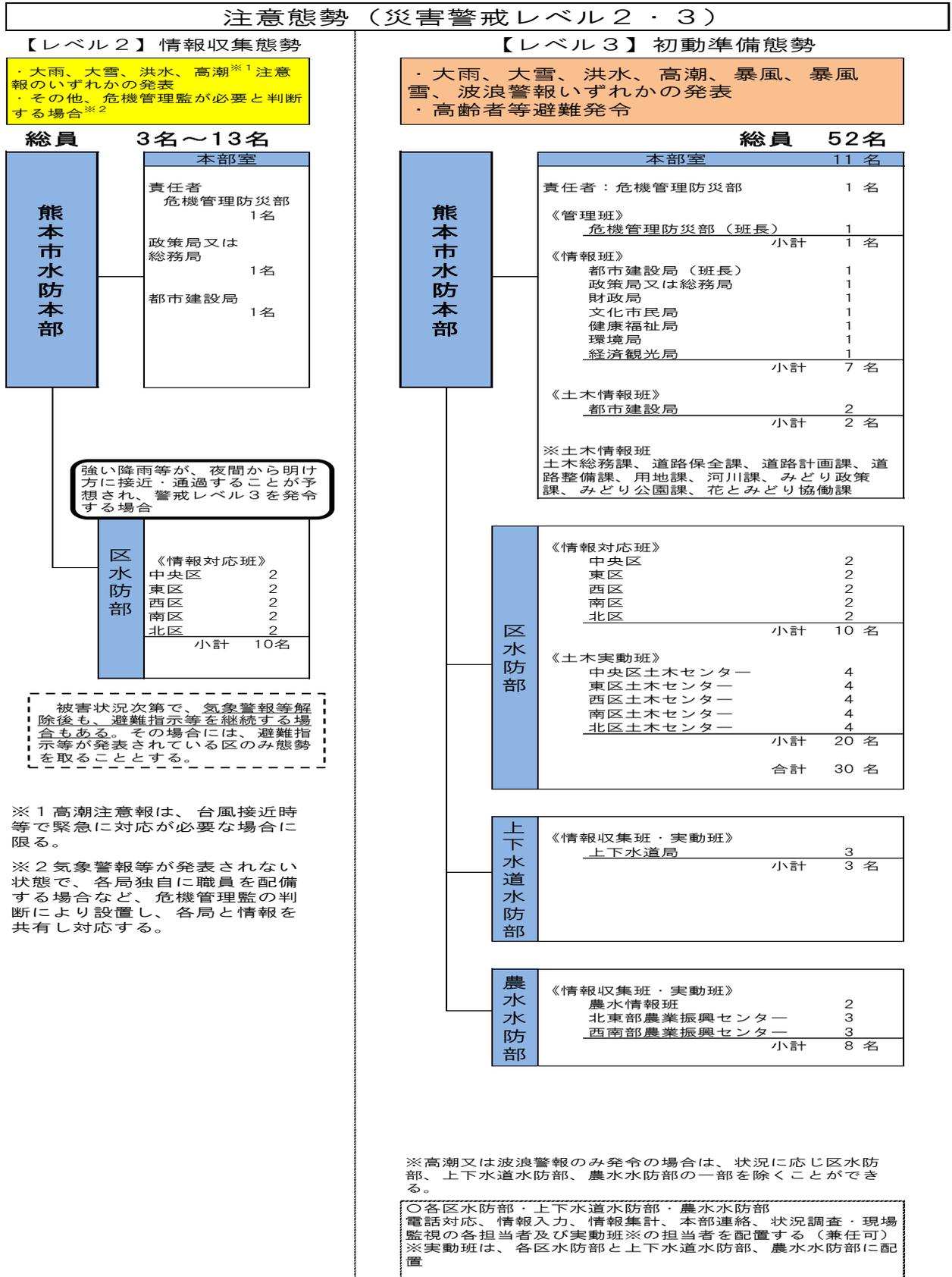
第 1 順位 政策局長

第 2 順位 政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）

第3項 熊本市水防本部

水防本部の配備基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする。

別表1 【熊本市水防本部態勢図】



第 4 項 水防本部実動隊の待機場所及び通信システム

実動班待機場所を、水防用資器材及び車両等の設置が充実している各土木センター及び河内分室とする。

中央区土木センター 住所： 西区蓮台寺 5 丁目 7-1
電話： 355-2936

東区土木センター 住所： 東区佐土原 3 丁目 1-65
電話： 367-4360

西区土木センター 住所： 西区蓮台寺 5 丁目 7-1
電話： 355-2937

南区土木センター 住所： 南区富合町清藤 405-3
電話： 357-4801

北区土木センター 住所： 北区鹿子木 66
電話： 245-5050

河内分室 住所： 西区河内町船津 2069-5
(河内まちづくりセンター) 電話： 276-1115

第5項 水防本部の事務分掌

水防本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

班名	事務分掌
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○水防本部各班からの情報を整理する。 ○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。 ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認（番号付与、区分判定等）、責任者への報告を行うとともに、水防本部の各班へ情報伝達を指示する。 ○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い班長へ対応状況を報告する。 ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班員は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理班に報告する。 ○班長は必要に応じて、土木情報班と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。
土木情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」を担当し、情報の収集にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記情報班と同様に対応する。 ○班員は、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。

班名	事務分掌
各区水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○各区水防部は、情報対応班及土木実動班に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」及び「土木実動班」を担当し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙については、上記情報班と同様に対応する。 ○区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は、状況調査を実施する。 (各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。) ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 《土木実動班》 ○班員は、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。
上下水道水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道水防部は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」及び「実動班」を担当し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙については、上記情報班と同様に対応する。 ○上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。
農水水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○農水水防部は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」及び「実動班」を担当し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙については、上記情報班と同様に対応する。 ○農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。

第6項 熊本市消防団の非常配備

水防法第2条第6項の規定により、消防団の非常配備について、配備基準や配備体制等を次のとおり定める。

1 熊本市消防団の配備基準

市は、県知事から水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

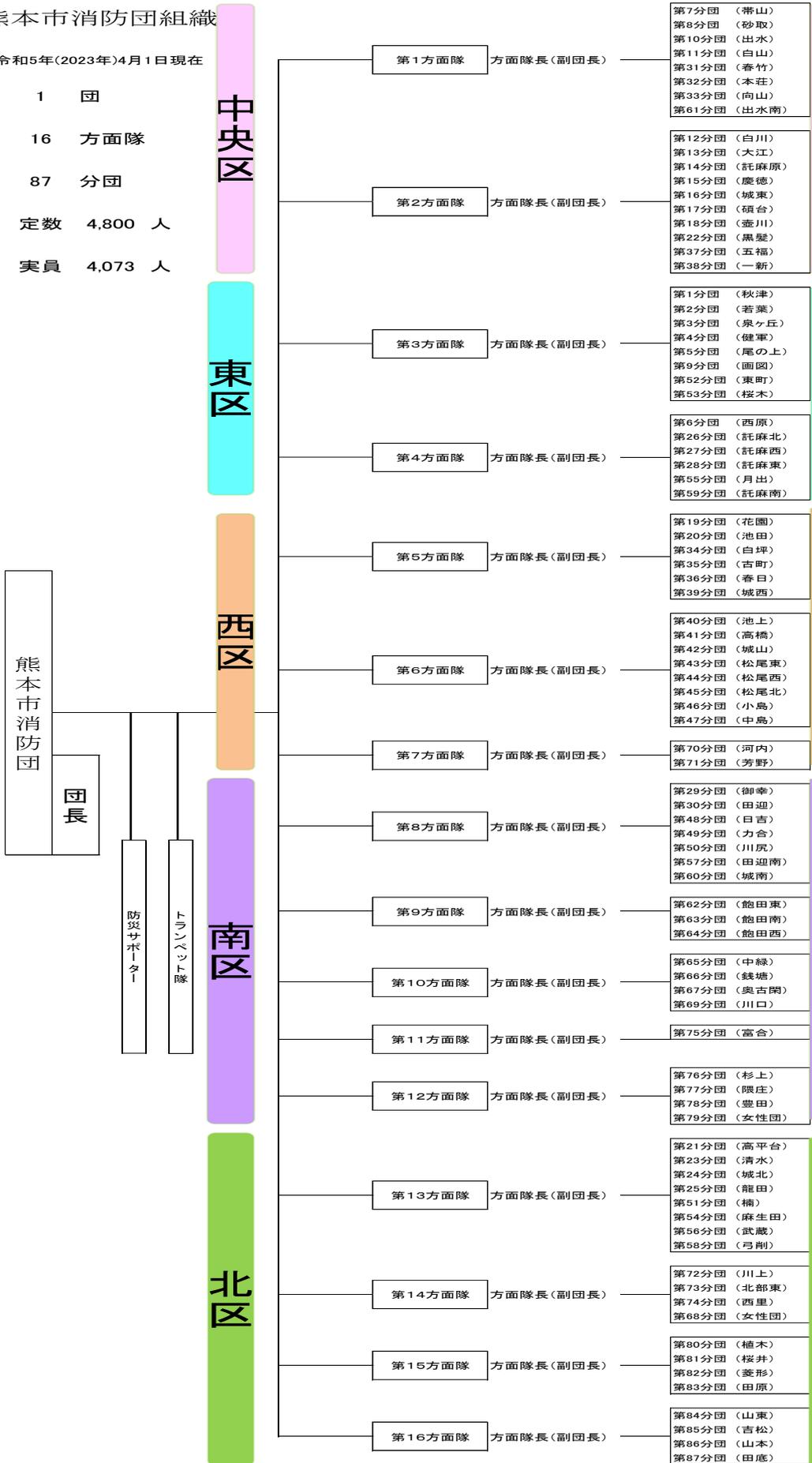
配備区分	配備基準	配備体制
待機	○水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態にしておく
準備	○河川の水位がはん濫注意水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ○気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	○河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき ○潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	○市が解除の指令をしたとき	

2 熊本市消防団の組織

熊本市消防団組織

令和5年(2023年)4月1日現在

1 団
 16 方面隊
 87 分団
 定数 4,800 人
 実員 4,073 人



3 熊本市消防団協力事業所

令和5年(2023年)4月1日現在

番号	事業所名	所在地	交付年月日
		代表者	有効期間
1	株式会社 山内産業	熊本市北区植木町豊田830番地	H27. 5. 18
		代表取締役 山内 明	R5. 5. 17
2	株式会社 岩永組	熊本市中央区南熊本4丁目4番10号	H27. 5. 19
		代表取締役 岩永 一宏	R5. 5. 18
3	社会福祉法人 慈愛園	熊本市中央区神水1丁目14番1号	H27. 5. 20
		理事長 潮谷 義子	R5. 5. 19
4	公栄設備工業 株式会社	熊本市北区徳王町1丁目1番47号	H27. 5. 28
		代表取締役 井上 芳信	R5. 5. 27
5	株式会社 高木建設	熊本市北区植木町一木224番地3	H27. 5. 29
		代表取締役 高木 聡	R5. 5. 28
6	飯塚電機工業 株式会社	熊本市中央区十禅寺1丁目4番12号	H27. 6. 15
		代表取締役 松尾 修一	R5. 6. 14
7	株式会社 杉本建設	熊本市南区出仲間1丁目6番5号	H27. 6. 18
		代表取締役 杉本 憲昭	R5. 6. 17
8	株式会社 村田建設	熊本市南区城南町舞原228番地2	H27. 6. 26
		代表取締役 村田 學	R5. 6. 25
9	株式会社 吉本商事	熊本市南区刈草1丁目5番15号	H27. 8. 12
		代表取締役 吉本 光康	R5. 8. 11
10	株式会社 志水工務店	熊本市北区龍田弓削1丁目14番24号	H27. 10. 14
		代表取締役 志水 一博	R5. 10. 13
11	有限会社 芦塚工業	熊本市西区谷尾崎町1282番地	H27. 12. 10
		代表取締役 芦塚 竜治	R5. 12. 9
12	明治建設 株式会社	熊本市南区近見6丁目3番20号	H28. 1. 5
		代表取締役 岡田 義治	R6. 1. 4
13	中村スポーツ土木工業 有限会社	熊本市東区京塚本町59番14号	R2. 7. 13
		代表取締役 中村 敏一	R6. 7. 12
14	株式会社 潮崎興業	熊本市西区河内町船津1052番地	H28. 2. 1
		代表取締役 潮崎 正高	R6. 1. 31
15	有限会社 庄村建設	熊本市南区海路口町678番地2	H28. 4. 4
		代表取締役 庄村 徹	R6. 4. 3
16	株式会社 HACCYOU	熊本市中央区神水1丁目14番68号	H28. 7. 1
		代表取締役 田中 利和	R6. 6. 30
17	株式会社 豊建	熊本市西区河内町河内3000番地	H28. 7. 29
		代表取締役 豊田 二郎	R6. 7. 28
18	株式会社 星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号	H28. 11. 7
		代表取締役 星山 一憲	R6. 11. 6
19	熊本利水工業 株式会社	熊本市北区大窪4丁目2番4号	H28. 12. 13
		代表取締役 前田 和幸	R6. 12. 12
20	株式会社 センター建設	熊本市西区城山半田2丁目24番10号	H29. 1. 12
		代表取締役 本田 元紀	R7. 1. 11

21	株式会社 大政工業建設	熊本市南区富合町平原80番地	R2. 7. 9
		代表取締役 小原 功大	R6. 7. 8
22	株式会社 小竹組	熊本市中央区大江4丁目13番20号	H29. 6. 12
		代表取締役 江越 征記	R5. 6. 11
23	有限会社 熊本植木センター	熊本市東区佐土原1丁目14番15号	R2. 7. 13
		代表取締役 佐土原 周二	R6. 7. 12
24	株式会社 創輝建設	熊本市南区川口町4469番地	R2. 1. 23
		代表取締役 木村 憲行	R6. 1. 22
25	有限会社 村上建設	熊本市西区河内町野出948番地1	H30. 2. 7
		代表取締役 村上 和也	R6. 2. 6
26	タイハイテクノス 株式会社	熊本市北区高平3丁目43番11号	H30. 9. 7
		代表取締役 野口 和隆	R6. 9. 6
27	不二電気工業 株式会社	熊本市西区田崎1丁目4番28号	H31. 1. 11
		代表取締役 岩崎 裕	R7. 1. 10
28	武末建設 株式会社	熊本市南区近見1丁目16番6号	R1. 6. 10
		代表取締役 大久保 智司	R5. 6. 9
29	天風建設 株式会社	熊本市北区鶴羽田1丁目3	R1. 7. 17
		代表取締役 畠田 勝貴	R5. 7. 16
30	一組 株式会社	熊本市西区谷尾崎町632-1	R1. 12. 24
		代表取締役 辻 真理子	R5. 12. 23
31	日栄平井 株式会社	熊本市中央区新町3丁目5番13号	R2. 1. 20
		代表取締役 辻 龍也	R6. 1. 19
32	社会福祉法人 寿量会 特別養護老人ホーム 天寿園	熊本市南区奥古閑4375番地1	R2. 3. 18
		理事長 米満 淑恵	R6. 3. 17
33	佐藤電機 株式会社	熊本市南区富合町平原840番地1	R2. 8. 24
		代表取締役 佐藤 訓敏	R6. 8. 23
34	株式会社 新道組	熊本市北区梶尾町1587番地3	R3. 1. 19
		代表取締役 新道 康弘	R7. 1. 18
35	有限会社 大森工業	熊本市南区富合町大町1086番地	R3. 2. 19
		代表取締役 大森 登	R7. 2. 18
36	有限会社 有働建設	熊本市北区植木町田底2022番地2	R3. 4. 30
		代表取締役 有働 鉄郎	R7. 4. 29
37	株式会社 九建	熊本市北区植木町岩野1375番地	R3. 4. 30
		代表取締役 辻崎 隆一	R7. 4. 29
38	九州工建 株式会社	熊本市南区出仲間4丁目16番12号	R3. 5. 13
		代表取締役 村上 洋一	R5. 5. 12
39	有限会社 田尻匠建設	熊本市北区飛田4丁目3番20号	R3. 7. 16
		代表取締役 田尻 正廣	R5. 7. 15
40	嶋本建設 株式会社	熊本市東区戸島西7丁目8番45号	R3. 8. 30
		代表取締役 嶋本 稔	R5. 8. 29
41	株式会社 杉本工務店	熊本市南区富合町杉島974番地	R3. 11. 30
		代表取締役 杉本 信一	R5. 11. 29
42	株式会社 築	熊本市中央区辛島町4番26号	R3. 12. 6
		代表取締役 高橋 朗	R5. 12. 5
43	有限会社 藤本建設工業	熊本市東区新南部3丁目10番22号	R4. 1. 28
		代表取締役 藤本 寛二	R6. 1. 27
44	有限会社 梅田土建	熊本市東区新南部3丁目8番37号	R4. 1. 28
		代表取締役 梅田 孝博	R6. 1. 27
45	株式会社 谷口産業	熊本市北区植木町正清308	R4. 1. 4
		代表取締役 谷口 栄晋	R6. 1. 3
46	大共電通ネットワークス株式会社	熊本市南区富合町木原1330番地	R4. 3. 25
		代表取締役 西崎 友紀	R6. 3. 24
47	星原電気工事 株式会社	熊本市西区花園5丁目3番16号	R4. 4. 21
		代表取締役 星原 啓伸	R6. 4. 20
48	株式会社 マルエ工業	熊本市西区松尾2丁目2番36号	R4. 5. 2
		代表取締役 赤星 秀一	R6. 5. 1
49	山王 株式会社	熊本市東区戸島西5丁目5番57号	R4. 8. 25
		代表取締役 深水 弘一	R6. 8. 24

第2節 巡視及び警戒

第1項 平常時

市は、市域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者（以下、「河川等の管理者」という。）に連絡し必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市に報告するものとする。

市が出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第10章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、消防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2項 出水時

1 洪水

市は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに区総務企画課長は水防本部長又は、災害警戒本部長に報告するものとする。

ただし、堤防やその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 取排水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 高潮

市は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、区総務企画課長及び海岸等の管理者に連絡し、総務企画課長は水防本部長又は、災害警戒本部長に報告するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

- ウ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第 3 節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮しても最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、【資料 6】のとおりである。

その際、水防要員（この計画における一連の活動に従事する市の者）及び消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防要員及び消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第 4 節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第 5 節 避難のための立退き

- 1 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、市は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
この場合、警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 市は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県央広域本部（熊本土木事務所）に速やかに報告するものとする。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第1項 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

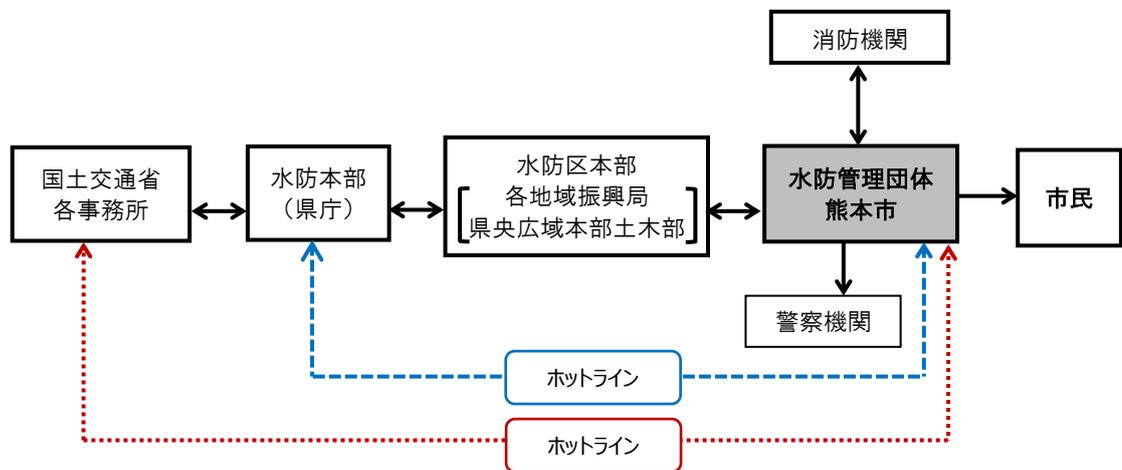
通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章第2節及び第3節を参照）。

第2項 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。

河川等の管理者は氾濫（決壊又は溢水）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、氾濫解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が予想される区域を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に市に提示することとする。



第3項 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 7 節 水防配備の解除

第 1 項 水防本部及び災害警戒本部（風水害時）の廃止

水防本部長又は、災害警戒本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったとみとめたときは、水防本部又は、災害警戒本部を廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第 2 項 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は、災害警戒本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

水防法第20条に規定された水防信号は、熊本県水防信号規則に準じて次のとおりとする。

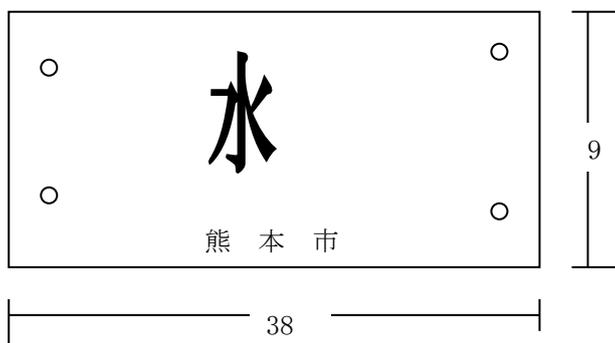
	区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	●休止 ●休止 ●休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ● — 休止 ● — 休止
第二信号	当該水防管理団体の水防団員及び消防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	●—●—● ●—●—● ●—●—●	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ●—休止 ●—休止 ●—休止
第三信号	当該水防管理団体の定めた区域内に居住するものが出勤することを知らせるもの	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ●—休止 ●—休止 ●—休止
第四信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ●—休止 ●—休止

(注)① 信号は、適宜の時間継続すること。

- ② 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
③ 危険が去った時は、口頭伝達等により周知させるものとする。

第 2 節 水防標識

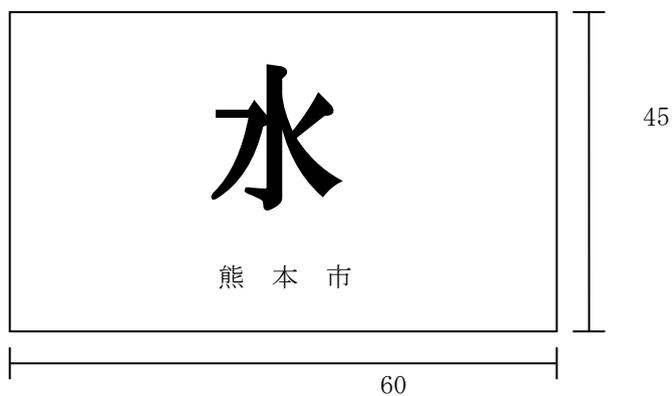
- 1 水防に従事する熊本市水防要員が出動するとき、標識として次の腕章をつける。



(備考)

- ① 水 の字の色彩および熊本市の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

- 2 水防のため、優先通行できる車両の標識は、次のとおりである。



(備考)

- ① 水 の字の色彩および熊本市の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

第3節 身分証票

熊本市水防要員の身分証票は、次のとおりとする。

表		裏
<p>水防職員証</p> <p>職 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">水</p> <p>上記の者、熊本市水防職員たることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>熊本市長 ○○ ○○</p>	9	裏

(備考)

- ① **水**の字の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

第 10 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 市に対して、河川に関する情報（河川水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 市に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び市等からの異常な漏水等についての通知を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 市及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- 7 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、市は、「熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求めるものとする。

また、他市町村長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第 3 節 警察官の援助要求

市は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

その方法等について、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

市は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局との調整を行うものとする。

第 5 節 国（熊本河川国道事務所、熊本地方気象台等）との連携

第 1 項 水防連絡会

市は、県や熊本河川国道事務所及び菊池川河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第 2 項 ホットライン

市は、河川の水位状況については熊本河川国道事務所や菊池川河川事務所及び熊本県とのホットラインにより、また熊本地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 民間企業等との連携

市は、出水時の水防活動等に際し、民間企業等と災害協定を締結している。

令和5年(2023年)5月31日時点

No	協定(覚書)名称	締結先	締結日	内容	備考
① 自治体等互応援に関する協定(9)					
1	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	尼崎市	H8. 8. 1	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項	
2	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井市	H9. 11. 21	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)ボランティアや民間機関等の応援あつせん (6)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項	
3	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会・熊本県町村会	H15. 7. 23	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両・舟艇等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、避難所運営、罹災証明書関係事務、生活再建支援関係業務、災害廃棄物に係る業務その他応急復旧活動及び復興対策に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項	R3. 5. 25改定
4	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	八代市、人吉市、荒尾市、水原市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、上天草市	H20. 4. 23	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両・舟艇等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項	
5	21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	H24. 4. 1	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、必要な事項	
6	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	島原市	H24. 7. 3	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)ボランティアや民間機関等の応援あつせん (6)眉山崩壊避難対策協議会等を招集した場合の情報提供 (7)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項	
7	災害時における相互応援に関する協定	松山市	H24. 11. 27	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣 (5)災害対策基本法に定める都道府県外広域一時滞在に関する協議及び情報提供 (6)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項	
8	総社市・熊本市災害時相互応援協定	総社市	R2. 10. 19	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2)食料、飲料水その他生活必需物資等の物資及びその供給に必要な資機材の提供 (3)応急対策等に必要な職員の派遣 (4)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	
9	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	(一社)地域環境センター	H28. 10. 21	農業集落排水施設が被災した場合、下記の活動により被災地支援を行う (1)情報収集、整理、広報等 (2)先遣隊の派遣 (3)応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定 (4)応援部隊の編成、資機材の調達 (5)その他の応援 ※応援隊には各協定参加者(各市町村)も含む場合がある	
② 主に物資供給に関する協定(45)					
10	災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定	株式会社レンタルのニッケン	H17. 5. 11	次に掲げる物資の供給協力 簡易トイレ、発電機、テント、冷暖房機その他	
11	災害時応急活動に関する協定	サントリービバレッジサービス株式会社	H20. 3. 24	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の提供	南九州ペプシコーラ販売株式会社から継承
12	災害時応急活動に関する協定	熊本ヤクルト株式会社	H20. 3. 24	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の提供	
13	災害時応急活動に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H20. 6. 5	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等	
14	災害時応急活動に関する協定	DCM株式会社	H20. 10. 9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等	株式会社ホームセンターサンコーから継承
15	災害時応急活動に関する協定	株式会社ホームインブループメントひろせ	H20. 10. 9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等	
16	災害時応急活動に関する協定	株式会社ミスターマックス	H20. 10. 9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等	
17	災害時物資供給に関する協定	株式会社サンリブ	H22. 5. 24	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他	株式会社マルシヨクが合併したことにより継承
18	災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定	公益財団法人熊本YMCA	H24. 6. 1	(1)生活用水の供給 (2)被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供 (3)ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援 (4)前号までに掲げるもののほか、要請があった支援等	
19	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社プロミクロス	H25. 5. 31	動物救援活動の早期安定に必要な物資の供給	
20	災害時における物資の供給に関する協定	熊本県畜産農業協同組合連合会	H25. 5. 31	動物救援活動の早期安定に必要な物資の供給	

21	災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	H26. 7. 17	地図製品等の供給及び利用等
22	災害時における物資の供給に関する協定	合同会社西友	H27. 12. 1	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
23	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H28. 10. 28	避難所等への量の提供
24	災害時における物資の供給に関する協定	マックスバリュ九州株式会社、株式会社メガスports、イオンタウン株式会社	H28. 11. 1	(1)物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水、トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供
25	災害時における物資の供給に関する協定	ユニ・チャーム株式会社	H28. 11. 1	次に掲げる物資の供給 子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ・マスク等の衛生用品、ペットフード、ペット用品
26	災害時における応急対策に関する協定	熊本市農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
27	災害時における応急対策に関する協定	熊本農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
28	災害時における応急対策に関する協定	熊本宇城農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
29	災害時における量の提供に関する協定	熊本県工業組合熊本支部	H29. 11. 17	避難所等への量の提供
30	災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	株式会社ホワイトトップ	H29. 12. 22	キャンピングカーの提供
31	災害時における物資の提供に関する協定	株式会社たらみ	H30. 3. 23	フルーツゼリーの提供
32	災害時における車輛の調達に関する協定	一般社団法人熊本県レンタカー協会	H31. 2. 19	自動車等の提供
33	災害時応急活動に関する協定	株式会社ナフコ	H31. 2. 28	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
34	災害時物資供給に関する協定	株式会社鶴屋百貨店	H31. 2. 28	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
35	災害時物資供給に関する協定	株式会社イズミ	H31. 2. 28	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
36	災害時応急活動に関する協定	イオン九州株式会社	H31. 2. 28	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
37	災害時における物資の供給に関する協定	生活協同組合くまもと	H31. 2. 28	次に掲げる物資の供給 食料及び飲料水、衣料寝具、日用品雑貨、調理用品、その他
38	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ローソン	H31. 3. 8	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料、日用品雑貨、その他
39	災害時における段ボール製品の供給に関する協定	南日本段ボール工業組合	H31. 3. 27	次に掲げる物資の供給 段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り、その他
40	大規模災害時における帰宅困難者等への救援物資の供給に関する協定	株式会社フードウェイ、九州産交ランドマーク株式会社	H31. 4. 16	食料品等の供給
41	健康増進に関する熊本市と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	R1. 5. 28	(1)市民の健康づくり及び食育の推進 (2)熱中症予防等の市民の健康被害の防止の取組 (3)スポーツの振興、青少年の育成及び教育の推進 (4)災害時における飲料及び食料品の提供 (5)その他市民の健康増進に関する事項
42	災害時における物資の供給に関する協定	JR九州リテール株式会社・JR九州ファーストフーズ共同企業体	R1. 8. 1	次に掲げる物資の供給 食料品、医療衛生材料、日用品雑貨、その他
43	災害時応急活動に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R1. 12. 16	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の供給
44	災害時応急活動に関する協定	株式会社ヒライ	R1. 12. 16	食料品等の供給
45	災害時応急活動に関する協定	株式会社めん食	R1. 12. 16	食料品等の供給
46	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	一般社団法人熊本県LPガス協会	R2. 2. 5	避難所等へのLPガスの供給
47	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 ピカッシュ	R3. 3. 18	衛生用品等の供給
48	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	株式会社JR熊本シティ	R3. 3. 26	(1)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (2)帰宅困難者への設備の提供 (3)帰宅困難者の受入れに関する協力
49	災害時応急活動及び避難場所・施設利用に関する協定	株式会社 グッディ	R3. 4. 23	(1)次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、食品、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等 (2)緊急避難場所としての敷地の提供 (3)支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用
50	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ほっかほっか亭熊本本部	R3. 12. 10	次に掲げる物資の供給 食料及び飲料水、その他
51	災害時における物資の供給に関する協定	フタバ九州株式会社	R4. 8. 24	次に掲げる物資の供給 大型テント資機材類、屋外用仕切りフェンス幕類、屋内用間仕切りシステムパネル類、その他市が指定する物資
52	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定	日本生命保険相互会社	R4. 12. 16	(1)帰宅困難者等への備蓄物資の提供 (2)帰宅困難者等への電子機器を充電するための電力の提供
53	災害時における物資の供給に関する協定	大東建託株式会社	R5. 2. 10	次に掲げる物資の供給 作業関係、工具類、食料、飲料水、生活必需品、調理・電気用品、暖房機器、その他市が指定する物資
54	災害時物資供給に関する協定	株式会社ゆめマート熊本	R5. 3. 29	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他

第10章 協力及び応援

③ 主に災害時応急活動に関する協定 (69)				
55	災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定	熊本市管工事協同組合	H17. 6. 10 (1) 応急給水 (2) 水道管路の応急復旧 (3) 避難所における貯水機能付給水管の設置支援 (4) 情報収集及び広報	R2. 10. 21改定
56	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本市造園建設業協会	H18. 10. 18 (1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3) 風倒木の処理及び養生等の業務 (4) その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置	
57	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県電設業協会	H19. 11. 8 (1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3) 市が指示する電気設備の復旧 (4) 非常用発電機の提供 (5) その他市が指示する応急活動	
58	災害時応急活動に関する協定	熊本市管工事協同組合	H19. 11. 8 (1) 住民の一時避難場所等における上・下水道の確保のための応急復旧活動 (2) その他市が指示する応急活動	
59	災害時応急活動に関する協定	熊本県石油商業組合熊本支部	H20. 2. 14 (1) 市内における給油所の帰宅困難者等の一時休憩所としての利用及び水道水・トイレの提供 (2) 帰宅困難者等に対する災害情報及び道路情報の提供 (3) 緊急車両への優先給油 (4) 一時避難場所等への燃料の供給	
60	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県産資源循環協会	H21. 5. 8 災害廃棄物の処理等	
61	災害時応急活動に関する協定	熊本市一般廃棄物処理業協同組合	H21. 5. 8 災害廃棄物の処理等	
62	災害時応急活動に関する協定	熊本県電気工事業工業組合	H21. 12. 18 (1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3) 市が指示する電気設備の復旧 (4) 非常用発電機の提供 (5) その他市が指示する応急活動	
63	災害時応急活動に関する協定	熊本県解体業協会	H22. 6. 28 (1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3) 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理 (4) その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置	
64	大規模災害時における登記・境界に関する相談業務の実施に関する協定	熊本県土地家屋調査士会	H22. 8. 18 建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記・境界に関する相談業務	
65	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県地質調査業協会	H22. 10. 19 (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、地質調査、解析等に対する提案 (3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務	
66	大規模災害時の支援活動に関する協定	社団法人熊本県測量設計・建設コンサルタント協会	H22. 10. 19 (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案 (3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務	
67	大規模災害時における応急対策に関する協定	熊本県塗装防水仕上げ業協同組合	H22. 10. 19 (1) 公共施設、避難場所及び一般住宅等における汚泥の洗浄 (2) 災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬 (3) 被災構造物の簡易点検及び応急修理 (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める業務	
68	熊本市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	H23. 8. 8 次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援 (1) 所管施設の被害状況の把握 (2) 情報連絡網の構築 (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 (4) 災害応急措置 (5) その他必要と認められる事項	
69	大規模災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県観音施設業協会	H23. 8. 16 (1) 市が管理する防球ネットや支柱及び遊具の撤去 (2) 一時避難所におけるテントの設置 (3) その他市が指示する応急活動	
70	災害時応急活動に関する協定	公益社団法人隊友会・熊本県隊友会	H24. 3. 23 (1) 災害関連情報の収集及び伝達 (2) 自主防災活動等への参加、協力 ア 消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送 イ 避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護 ウ 避難所の開設及び運営 エ 給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動 (3) その他、市が必要と認める応急活動	
71	災害時応急活動に関する協定	NPO法人日本防災士会熊本県支部	H24. 3. 23 (1) 災害関連情報の収集及び伝達 (2) 自主防災活動等への参加、協力 ア 消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送 イ 避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護 ウ 避難所の開設及び運営 エ 給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動 (3) その他、市が必要と認める応急活動	
72	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	一般社団法人熊本県ベストコントロール協会	H24. 3. 23 防疫活動の必要性がある場合における消毒活動、ねずみ・衛生害虫駆除活動	
73	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	熊本県害虫消毒協同組合	H24. 3. 23 防疫活動の必要性がある場合における消毒活動、ねずみ・衛生害虫駆除活動	
74	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社	H24. 10. 16 (1) 西日本高速が管理する熊本市内に所在するサービスエリア・パーキングエリア等の施設の防災拠点としての活用 (2) 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行 (3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供 (4) 災害情報の共有 (5) 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援 (6) 相互の道路機能の共有	
75	災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	特定非営利活動法人九州救助犬協会	H24. 12. 3 災害救助犬による被災者の捜索活動	
76	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	熊本市汚し尿等対策協議会	H25. 5. 20 (1) し尿汚泥等の収集運搬 (2) 移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理等	H31. 3. 6改定
77	災害時の動物救援活動に関する協定	一般社団法人熊本県獣医師会熊本支部	H25. 5. 31 (1) 市が設置する被災動物救援センターに收容された所有者不明動物の健康管理及び治療 (2) 市が開設する避難所の飼い主同伴動物の応急手当、健康管理及び健康相談 (3) 会員の保有する施設を動物救護病院とし、飼育困難な動物及び所有者不明動物の一時保護及び治療等の協力 (4) 保護收容した所有者不明動物情報の被災動物救援センターへの提供 (5) 被災動物の健康相談及び飼育相談等動物救護活動に必要な措置	
78	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県メンテナンス協会	H26. 11. 18 (1) 市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の被害情報の収集並びに報告 (2) 市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の撤去等簡易な応急措置 (3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置	
79	熊本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	熊本市社会福祉協議会	H27. 3. 11 熊本市災害ボランティアセンターの設置運営	
80	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本都市建設業協会	H27. 5. 18 (1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3) 市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務 (4) その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置	

81	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	H27.6.30	(1)住宅相談窓口開設・運営 (2)住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談対応	
82	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県道路舗装協会	H27.10.1	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務 (4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置	
83	災害時における技術支援協力に関する協定	一般社団法人全国さく井協会	H28.4.14	上下水道施設の被災調査や復旧業務に係る技術支援	
84	災害時における技術支援協力に関する協定	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部	H28.4.14	上下水道施設の被災調査や復旧業務に係る技術支援	
85	災害等発生時における応援対策活動の協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H28.4.14	(1)下水道管渠機能の早期復旧支援 (2)避難所におけるマンホールトイレの設置支援	R2.10.21改定
86	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人プレストレス・コンクリート建設業協会九州支部	H28.4.15	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置	
87	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人建設コンサルタント協会九州支部	H28.4.15	(1)公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2)公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務	
88	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	熊本県行政書士会	H28.4.24	(1)被災支援相談窓口の設置 (2)市への会員の派遣	
89	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築士事務所協会	H28.5.16	(1)公共施設の応急対策及び災害復旧のための調査、技術的助言、設計等に対する提案 (2)公共施設の災害復旧に関する測量及び設計業務 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務	
90	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県設備設計事務所協会	H28.5.16	(1)公共施設の応急対策及び災害復旧のための調査、技術的助言、設計等に対する提案 (2)公共施設の災害復旧に関する測量及び設計業務 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務	
91	地震災害時の漏水調査技術員の派遣に関する協定	全国漏水調査協会	H28.10.25	管路施設の漏水調査を行う技術員の派遣	
92	熊本市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H28.11.14	(1)災害状況確認のための現地調査 (2)災害報告に必要な資料の作成 (3)簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕 (4)災害査定に必要な設計図書その他関係資料の作成及び災害査定への立合	R2.10.1改定
93	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築協会	H28.12.5	(1)市が管理する建築物及びその他の建築物の被害情報の収集 (2)公共建築物及びその他の建築物に起因する二次災害を防止するために必要な安全確保上の措置 (3)その他市が緊急に指示する応急活動	
94	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社魚国総本社九州支社	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
95	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	九州総合サービス株式会社	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
96	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	シダックス大新業ヒューマンサービス株式会社	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
97	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社九州フードサプライセンター	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
98	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社総合人材センター	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
99	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	学校法人中村学園中村学園事業部	H28.12.28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
100	地域防災力向上のための相互協力に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	H30.8.20	(1)市が実施する熊本市民参加型訓練の参画 (2)防災イベントの定期開催及び防災マネジメント (3)桜町再開発事業におけるエリア防災力向上 (4)自主防災組織の結成促進のための事業 (5)災害時におけるドローンによる情報収集	
101	災害時における支援活動に関する協定	熊本地区生コンクリート協同組合	H30.9.21	(1)消火活動等を行うための消防水の提供 (2)指定避難場所等への飲料水を除く生活用水の提供 (3)その他災害対応に必要な事項	
102	「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書」に関する実施細目	熊本県環境事業団体連合会	H30.9.27	(1)し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬 (2)仮設トイレの設置 (3)下水道を含む汚水の吸引及び移送	
103	大規模災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県優良住宅協会	43551	(1)木造仮設住宅の建設 (2)その他市が指示する応急活動	
104	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	H31.3.27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力	
105	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、公益社団法人全日本不動産協会	H31.3.27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力	
106	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会	H31.3.27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力	
107	災害時の上下水道局WEB受付システム等に関する協定	株式会社熊本流通情報センター	H31.3.28	(1)上下水道局WEB受付システムの稼働・運用 (2)上下水道局コールセンターの稼働・運用	
108	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	熊本県、一般社団法人プレハブ建築協会	H31.4.1	応急仮設住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力	
109	電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定	日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社	R1.7.22	(1)電気自動車の普及促進による市民の環境意識の向上 (2)災害時における電気自動車(EV)の活用による市民の安全確保 (3)電気自動車の普及を通じた地域課題の解決	
110	災害時応急活動に関する協定	熊本県清掃事業協議会熊本支部	R2.1.24	災害廃棄物の処理等	
111	災害時応急活動に関する協定	株式会社九州環境ネットワーク	R2.3.31	災害廃棄物の処理等	
112	災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人熊本市上下水道サービス公社	R2.10.21	(1)応急給水 (2)避難所における貯水機能付給水等の設置支援 (3)避難所におけるマンホールトイレの設置支援	
113	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	医療法人社団清心会春日クリニック	R3.3.26	施設、設備、物資以外で帰宅困難者の受入れに関する協力	
114	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人全国木造建設事業協会	R3.3.29	木材を使用した応急仮設住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力	
115	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R3.3.29	応急仮設住宅としての移動式木造住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力	
116	災害等発生時における応急給水等業務の応援に関する協定	第一環境株式会社九州・沖縄支店	R3.4.1	応急給水及びその他の応急業務の応援	
117	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人九州電気保安協会 熊本支部	R3.4.1	災害時における市有施設の電気設備の機能維持及び復旧	
118	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	株式会社ジェイコム九州	R3.7.21	(1)備蓄倉庫及び区役所等から避難所への物資輸送 (2)ジェイコム九州が保有する物資等の提供 (3)その他必要と認められた事項	
119	災害時における電動車両等の支援に関する協定	熊本三善自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	R3.10.27	電動車両等の貸与	
120	災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社熊本東配電事業所、熊本西配電事業所、玉名配電事業所、宇城配電事業所、大津配電事業所	R3.12.21	(1)復旧応援者用の施設借用 (2)道路啓閉 (3)復旧作業	

第10章 協力及び応援

121	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	R4. 4. 1	(1) 給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2) 給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し	
再掲	災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定	公益財団法人熊本YMCA	H24. 6. 1	(1) 生活用水の供給 (2) 被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供 (3) ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援 (4) 前号までに掲げるもの他、要請があった支援等	No. 18の再掲
122	災害時における移動支援等に関する協定	neuet株式会社	R5. 4. 24	災害発生時に即時に必要な細かな移動を自転車が担うもの (1) 応急活動等に従事する職員に対するシェアサイクル自転車の提供 (2) 自転車走行データの提供 (3) 災害時における活動拠点等への公共ポートの確保	
④ 主に放送・通信に関する協定（5）					
123	アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	H12. 5. 17	情報収集伝達の協力	
124	熊本市災害等緊急放送に関する協定	株式会社熊本シティエフエム	H23. 3. 1	災害緊急放送の実施	
125	災害発生時の被災者支援情報の放送に関する協定	株式会社ジェイコム九州	H25. 8. 30	被災者支援情報の放送	株式会社JCNくまもとから承継
126	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 熊本支店	R1. 7. 24	特設公衆電話の設置及び利用等	
127	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 6. 17	次の中から、両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたもの実施 (1) 熊本市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること (2) 熊本市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (3) 熊本市の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (4) 災害発生時の熊本市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受け入れ情報をヤフーに提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (5) 熊本市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること	
⑤ 主に福祉避難所に関する協定（15）					
128	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本市老人福祉施設協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H24. 10. 17	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
129	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	学校法人銀杏学園熊本保健科学大学	H25. 5. 17	福祉避難所の設置運営	
130	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H25. 11. 6	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
131	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人熊本県コロナー協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 1. 8	福祉避難所の設置運営	
132	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県身体障害児者施設協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
133	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県知的障がい者施設協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
134	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	公益社団法人熊本県精神科協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
135	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	一般社団法人熊本県老人保健施設協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 8. 6	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営	
136	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	国立大学法人熊本大学	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
137	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本支援学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
138	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立盲学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
139	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本聾学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
140	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
141	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	熊本市旅館ホテル組合、熊本市観光旅館ホテル協同組合	H31. 3. 25	要配慮者等への宿泊施設の提供	
142	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本はばたき高等支援学校	R3. 4. 16	福祉子ども避難所の設置運営の支援	
⑥ 主に避難場所提供に関する協定（42）					
143	災害時における株式会社テレビ熊本と熊本市の協力に関する覚書	株式会社テレビ熊本	H10. 9. 28	(1) 避難場所としての敷地の一部使用 (2) 支援物資の集積場所等の拠点としての使用	H31. 1. 1改定
144	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用	H29. 12. 28改定
145	避難所施設利用に関する協定	熊本県立済々養高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用	
146	避難所施設利用に関する協定	熊本県立第二高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用	
147	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本西高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用	
148	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本工業高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用	
149	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本北高等学校	H25. 1. 22	避難場所等としての施設の一部使用	
150	災害等緊急時における施設利用に関する覚書	熊本学園大学	H25. 1. 31	避難場所等としての施設の一部使用	

151	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本商業高等学校	H25.3.1	避難場所等としての施設の一部使用	
152	災害等緊急時における施設利用に関する覚書	国立大学法人熊本大学	H25.3.12	避難場所等としての施設の一部使用	
153	避難所施設利用に関する協定	熊本県立湧心館高等学校	H25.7.10	避難場所等としての施設の一部使用	
154	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本農業高等学校	H25.7.10	避難場所等としての施設の一部使用	
155	災害発生時における相互協力に関する協定	熊本刑務所	H29.5.12	避難場所等としての施設の一部使用	
156	避難所施設利用に関する協定	公立大学法人熊本県立大学	H30.3.19	避難場所等としての施設の一部使用	
157	災害発生時における相互協力に関する協定	熊本県漁業協同組合連合会	H30.4.27	避難場所等としての施設の一部使用	
158	災害発生時における熊本市と熊本市関係郵便局の協力に関する協定	熊本市内郵便局	H30.10.5	(1)緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便業務等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5)郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項 (7)株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項	
159	大規模災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定	熊本桜町ビル公益・事業施設一部管理組合	H31.4.16	(1)一時滞在施設への受入れ (2)一時滞在施設への誘導 (3)帰宅困難者等への備蓄物資の提供、その他の支援	熊本桜町再開発株式会社から地位を承継
160	熊本産業展示場(グランメッセ熊本)における大規模災害等発生時の利用者等対応に関する覚書	熊本県、熊本産業文化振興株式会社、益城町	R2.2.5	大規模災害等発生時における熊本産業展示場利用者等への対応に関する基本的事項	
161	災害発生時における学校施設の指定緊急避難場所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立東稜高等学校	R2.2.21	避難場所等としての施設の一部使用	
162	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	医療法人弘仁会熊本総合医療リハビリテーション病院	R2.6.18	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
163	熊本市災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会、国立大学法人熊本大学	R2.8.24	災害ボランティアセンターの設置場所の提供	関連 (No. 76)
164	熊本市災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会、学校法人銀杏学園熊本保健科学大学	R2.8.24	災害ボランティアセンターの設置場所の提供	関連 (No. 76)
165	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	医療法人社団香聖会	R3.1.11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
166	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	熊本県酪農協同組合連合会	R3.1.11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
167	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	社会福祉法人沼山津福祉会	R3.1.11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
168	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	社会福祉法人金峰会	R3.1.11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
169	災害時の避難場所及び遺体安置所の施設利用に関する協定	熊本県、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	R3.3.22	(1)指定緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用 (3)遺体安置所としての施設の使用 (4)遺体安置所としての管理運営のための資機材の使用	
170	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	ANDO HOTEL KUMAMOTO株式会社	R3.3.26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力	
171	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	九州旅客鉄道株式会社熊本支社	R3.3.26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力	
172	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	株式会社東横INN熊本駅前	R3.3.26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)帰宅困難者への設備の提供 (3)その他帰宅困難者の受入れに関する協力	
173	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	九州財務局(熊本地方合同庁舎)	R3.3.26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力	
174	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	学校法人熊本YMCA学園	R3.4.22	緊急避難場所としての施設の使用	R4.9.30改定
175	災害時のペット同伴避難所に関する協定	学校法人昭徳学園 九州動物学院	R3.5.26	ペット同伴避難所としての施設の使用	
176	災害時の避難場所としての施設利用に関する協定	熊本県、公益財団法人熊本県武道振興会	R4.3.1	指定緊急避難場所としての施設の使用	
177	災害時の避難場所・施設使用に関する協定	株式会社家族葬のファミリー	R4.8.26	(1)指定緊急避難場所としての施設及び駐車場の使用 (2)避難者への物資等の提供 (3)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	
178	災害時の避難場所としての施設使用に関する協定	学校法人東海大学	R5.1.17	(1)指定緊急避難場所としての施設及び駐車場の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用	

第10章 協力及び応援

再掲	災害時応急活動に関する協定	熊本県石油商業組合熊本支部	H20. 2. 14	(1) 市内における給油所の帰宅困難者等の一時休憩所としての利用及び水道水・トイレの提供 (2) 帰宅困難者等に対する災害情報及び道路情報の提供 (3) 緊急車両への優先給油 (4) 一時避難場所等への燃料の供給	No. 58の再掲
再掲	災害時における物資の供給等に関する協定	マックスバリュ九州株式会社、株式会社メガスポーツ、イオンタウン株式会社	H28. 11. 1	(1) 物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他 (2) 被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供	No. 24の再掲
再掲	災害時における応急対策に関する協定	熊本市農業協同組合	H29. 3. 29	(1) 応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2) 被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供	No. 26の再掲
再掲	災害時における応急対策に関する協定	鹿本農業協同組合	H29. 3. 29	(1) 応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2) 被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供	No. 27の再掲
再掲	災害時における応急対策に関する協定	熊本宇城農業協同組合	H29. 3. 29	(1) 応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2) 被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供	No. 28の再掲
再掲	災害時応急活動及び避難場所・施設利用に関する協定	株式会社 グッディ	R3. 4. 23	(1) 次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、食品、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等 (2) 緊急避難場所としての敷地の提供 (3) 支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用	No. 49の再掲
⑦ 主に葬祭業務に関する協定（5）					
179	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	熊本県葬祭事業協同組合	H31. 3. 27	(1) 棺の供給 (2) ドライアイスの供給 (3) 葬祭用品の供給 (4) 遺体の搬送	
180	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H31. 3. 27	(1) 棺の供給 (2) ドライアイスの供給 (3) 葬祭用品の供給 (4) 遺体の搬送	
181	災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関する協定	熊本県霊柩自動車協会	H31. 4. 1	(1) 遺体の搬送 (2) 棺の供給 (3) ドライアイスの供給 (4) 葬祭用品の供給	
182	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	内村酸素株式会社	R1. 10. 1	遺体保存用ドライアイスの供給	
再掲	災害時の避難場所及び遺体安置所の施設利用に関する協定	熊本県、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	R3. 3. 22	(1) 指定緊急避難場所としての施設の使用 (2) 支援物資の集積場所等の拠点としての使用 (3) 遺体安置所としての施設の使用 (4) 遺体安置所としての管理運営のための資機材の使用	No. 168の再掲
⑧ 主に物資輸送に関する協定（3）					
183	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	公益社団法人熊本県トラック協会	H31. 3. 1	(1) 市が指定する施設及び市が指定した物流拠点等への物資等の輸送 (2) 市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資等の配送 (3) 市が指定した物流拠点の運営 (4) 市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (5) 物流業務におけるアドバイザーの派遣	
184	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	佐川急便株式会社	H31. 3. 1	(1) 市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送 (2) 市が指定した物流拠点の運営 (3) 市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (4) 物流業務におけるアドバイザーの派遣	
185	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社	R4. 10. 5	(1) 市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送 (2) 市が指定した物流拠点の運営 (3) 市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (4) 物流業務におけるアドバイザーの派遣	

第 7 節 住民、地域の防災組織との連携

市は、地域住民や自主防災クラブ、校区防災連絡会等の地域の防災組織と連携を図り、特別警報級の発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合の予防的避難所の開設・運営など、水防活動のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 1 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 水防法第 23 条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

第 1 項 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

第 2 項 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書（「第 9 章第 3 節 身分証票」を参照）を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

（例）

公用負担権限委任証		
〇〇〇水防団	〇〇部長	
氏	名	
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。	
年	月	日
熊本市長		
〇〇 〇〇 印		

第 3 項 公用負担命令書

公用負担を命じる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書			
第	号		
	種類	員数	
	使用	収用	処分
	年	月	日
			熊本市長 ○○ ○○
			事務取扱者 ○○ ○○ 印
殿			

第 4 項 損失補償

市は、水防法第 21 条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、次のような証票を 2 通作成して、その 1 部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理者は時価により、その損失を補償するものとする。

(例)

公用負担の証		
		住所
		負担者
		氏名
物件数量負担内容（使用・収用・処分等）	日時	摘要（使用箇所）
年 月 日		
		命令者
		氏 名 印

第 1 2 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは、市は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

水防活動が終結したときは、その状況を次の様式により、水防活動実施後 7 日以内に県央広域本部（熊本土木事務所）を経由して県知事に報告するとともに、県知事は市長からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

■水防実施状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊦

管理団体名									指定・非指定の別					
水防実施時の台風名豪雨名									報告年月日		平成 年 月 日			
場 所	左岸 川 右岸 地先 m								所要経費	人件費		管理団体分	県分	合計
	日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									手当	円	円	円
								その他			円	円	円	
出動人員数	水防団員		消防団員		その他		合計			計	円	円	円	
	人		人		人		人			円	円	円	円	
										器材費	円	円	円	
										燃料費	円	円	円	
水防活動の概況および工 法	工 法 箇所 m									雑費	円	円	円	
	出水位 はん濫注意水位 雨 量									計	円	円	円	
										合計	円	円	円	
									かます・俵	俵	俵	俵		
水防の結果	施設等	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用資材	むしろ	枚	枚	枚	
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人		なわ	kg	kg	kg	
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		丸太	本	本	本	
										その他				
他の団体よりの応援状況									立退きの状況およびそれを指示した理由					
居住者出動状況									水防功労者の氏名、年令、所属、およびその功績概要					
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異状の有無および緊急工事を要したものが生じたときはその場所および損傷状況					
現場指導者氏名									水防活動に関する自己批判					
水防関係者の死傷									備 考					

第 1 3 章 浸水想定区域等における円滑かつ 迅速な避難の確保及び浸水の防止の ための措置

第 1 節 洪水、高潮対応

第 1 項 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知区間外及びその他河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

【洪水予報河川・水位周知河川】

- 1 白川浸水想定区域図
(平成 14 年 11 月 29 日指定：国土交通省九州地方整備局熊本工事事務所)
- 2 白川（県管理区間）浸水想定区域図
(平成 20 年 8 月 1 日指定：熊本県)
- 3 緑川水系緑川・御船川・加勢川・浜戸川浸水想定区域図
(平成 14 年 5 月 31 日指定：国土交通省九州地方整備局熊本工事事務所)
- 4 緑川水系浜戸川・潤川浸水想定区域図
(平成 19 年 9 月 19 日指定：熊本県)
- 5 坪井川水系坪井川他浸水想定区域図（坪井川、支川井芹川、支川堀川）
(平成 19 年 9 月 19 日指定：熊本県)
- 6 緑川水系天明新川浸水想定区域図
(平成 20 年 8 月 1 日指定：熊本県)
- 7 千間江湖・除川浸水想定区域図
(平成 19 年 9 月 19 日指定：熊本県)
- 8 健軍川・藻器堀川浸水想定区域図
(平成 20 年 8 月 1 日指定：熊本県)
- 9 菊池川水系洪水浸水想定区域図〔総括版〕（想定最大規模）
(平成 29 年 3 月 29 日：国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所)
- 10 白川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
(平成 29 年 5 月 30 日：国土交通省九州地方整備局熊本河川事務所)
- 11 緑川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
(平成 29 年 5 月 30 日：国土交通省九州地方整備局熊本河川事務所)
- 12 菊池川水系洪水浸水想定区域図（木葉川、合志川）（最大想定規模）
(平成 30 年 12 月 21 日指定：熊本県)
- 13 緑川水系洪水浸水想定区域図（天明新川、浜戸川、潤川、健軍川、藻器堀川、木山川、矢形川）

(想定最大規模)

(平成 31 年 3 月 29 日指定：熊本県)

14 白川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

(平成 31 年 3 月 29 日指定：熊本県)

【水位周知河川 (水位周知区間外)・その他河川】

1 坪井川水系洪水浸水想定区域図 (西谷川・西浦川・立福寺川)

(令和 3 年 10 月 15 日指定：熊本県)

2 菊池川水系洪水浸水想定区域図 (豊田川)

(令和 3 年 10 月 15 日指定：熊本県)

3 河内川水系洪水浸水想定区域図 (河内川)

(令和 3 年 10 月 15 日指定：熊本県)

4 緑川水系洪水浸水想定区域図 (内田川、天明新川、浜戸川、安永川、仁子川、滑川、錦郷川、
谷郷川、潤川、加勢川、健軍川、藻器堀川、保田窪放水路、秋津川、鶯川)

(令和 4 年 3 月 29 日指定：熊本県)

5 菊池川水系洪水浸水想定区域図 (木葉川、神の木川、中谷川、千田川、宮原川、夏目川、上生
川、小野川)

(令和 4 年 3 月 29 日指定：熊本県)

6 坪井川水系洪水浸水想定区域図 (坪井川、井芹川、麴川、万石川、兎谷川、堀川)

(令和 4 年 3 月 29 日指定：熊本県)

第 2 項 高潮浸水想定区域の指定

県は、本市に係る有明海沿岸について令和 3 年度に高潮浸水想定区域図を作成し公表している。

第 3 項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置

熊本市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、熊本市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 地下街等 (地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設 (地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)) でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時 (以下、「洪水時等」という。) の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

第 1 3 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- (3) 大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (4) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 4 項 熊本市ハザードマップ

市では、昨今の記録的豪雨が毎年日本を襲う状況を鑑み、令和 2 年度に水防法の改定に伴い指定された想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域に加え、大雨による水害と土砂災害等の複合災害を想定し、土砂災害警戒区域等を示す熊本市ハザードマップを熊本市ホームページ上に公開すると共に、印刷物の全戸配布を行った。

熊本市ハザードマップは、従来の洪水・高潮ハザードマップと同様に、熊本市役所本庁舎並びに、各区役所やまちづくりセンター等で、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる。

また、令和 3 年度の水防法改定以降、水位周知河川以外のその他の河川（中小河川）についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域を順次更新し、更新情報や、最新版のハザードマップの周知に努めている。

第 5 項 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置 に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により、熊本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市から地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、【資料 8-1】のとおりである。

第 6 項 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する 計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により、熊本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する

計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、【資料 8-1】のとおりである。

第 7 項 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、【資料 8-1】のとおりである。

第 2 節 津波対応

第 1 項 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には、住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、市長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

第 2 項 地域防災計画の拡充

熊本市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、熊本市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 人的被害を生じるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

第 1 3 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

- 5 そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第 3 項 津波ハザードマップの作成・周知

市は、熊本市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

現在、本市では平成 25 年 3 月に熊本県が作成した津波浸水想定区域図（最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの）を基に、平成 26 年 2 月に「津波ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布している。

また、津波ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が避難を中心とした津波防災対策を進めるための情報を提供している。

第 4 項 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により、熊本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下、「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- 1 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 2 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 3 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 4 そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 1 4 節 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の水防団との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法 32 条の 3)

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、【資料 9-1】水防協力団体指定要領等を基に指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、【資料 9-5】水防協力団体との水防協働活動実施要領によるものとする。

資料編

目 次

	頁
資料 1 関係法令等	1
資料 1-1 水防法	1
資料 1-2 熊本市水防本部規程	29
資料 1-3 水防本部業務細則	31
資料 1-4 熊本市小島河川防災センター条例	33
資料 1-5 熊本市小島河川防災情報センター条例施行規則	36
資料 2 重要水防区間及び箇所	48
資料 2-1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）	48
資料 2-2 重要水防箇所（国土交通省管理河川）	50
資料 2-3 重要水防箇所評定基準（熊本県知事管理区間）	61
資料 2-4 重要水防箇所一覧（熊本県知事管理区間）	63
資料 2-5 重要水防箇所以外で河川の決壊・溢水等が 予測される箇所	66
資料 3 洪水予報等の発表形式及び伝達系統	68
資料 3-1 洪水予報発表形式	68
資料 3-2 洪水予報伝達系統図	76
資料 3-3 水防警報発表形式（国土交通省発表）	79
資料 3-4 水防警報連絡系統図及び連絡機関（国土交通省発表）	82
資料 3-5 水防警報発表形式（熊本県発表）	83
資料 3-6 水防警報連絡系統図及び連絡機関（熊本県発表）	91
資料 3-7 水災害想定図（気象予警報その他各種情報に基づく 災害配備体制の過程）	92

資料 4	防災関係機関等連絡先	93
資料 4-1	防災関係機関等電話番号	93
資料 4-2	消防関係機関電話番号	94
資料 5	熊本市防災行政無線	95
資料 5-1	固定系防災行政無線（災害情報伝達システムを含む） 系統図	95
資料 5-2	デジタル MCA 無線 配備一覧	96
資料 6	水防工法	97
資料 7	水防活動関係様式	113
資料 7-1	水防活動（待機）報告書	113
資料 7-2	水防勤務命令簿	115
資料 7-3	災害情報トリアージ用紙	116
資料 7-4	監視パトロール班報告書	117
資料 7-5	水防に関する情報の伝達方法	118
資料 7-6	熊本市水防に関する情報	119

資料 8	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある 地下街等及び要配慮者利用施設のための措置 . . .	120
資料 8-1	浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達	120
資料 8-2	熊本市洪水予報伝達様式	121
資料 8-3	地下街等	122
資料 8-4	地下空間施設等	122
資料 8-5	大規模工場等	122
資料 9	水防協力団体関係	123
資料 9-1	水防協力団体指定要領	123
資料 9-2	水防協力団体指定申請書様式	125
資料 9-3	水防協力団体協力活動業務計画書	126
資料 9-4	水防協力団体認定書様式	127
資料 9-5	水防協力団体との水防協働活動実施要領	128
資料 9-6	水防協力団体協力活動報告書様式	129

資料 1 関係法令等

資料 1 - 1 水防法

〔 昭和 24. 6. 4 〕
〔 法 律 193 〕
最終改正 令和 5 年 5 月 31 日法律第 37 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又

は水門若しくは^{こう}閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載

しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該

河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
（雨水出水浸水想定区域）
- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域

若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前

条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十〇年七月一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一日法律第一四一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三三年三月一五日法律第八号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する

。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和三七年六月二三日法律第九四号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年一二月二五日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年六月二一日法律第六九号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報

告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年一一月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一月一九日法律第一〇九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料 1 - 2 熊本市水防本部規程

制定	昭和 5 1 年	6 月	1 日	制定
改正	平成 1 0 年	4 月	1 日	改正
	平成 1 1 年	4 月	1 日	改正
	平成 1 2 年	4 月	1 日	改正
	平成 1 3 年	4 月	1 日	改正
	平成 1 5 年	4 月	1 日	総務局長決裁
	平成 1 8 年	6 月	1 日	市長決裁
	平成 1 9 年	6 月	1 日	市長決裁
	平成 2 0 年	5 月 2 8 日		市長決裁
	平成 2 1 年	5 月 2 7 日		市長決裁
	平成 2 2 年	5 月 2 6 日		市長決裁
	平成 2 2 年 1 0 月	1 日		危機管理防災室長決裁
	平成 2 4 年	4 月	1 日	危機管理防災総室長決裁
	平成 2 4 年	9 月	1 日	危機管理防災総室長決裁
	平成 2 6 年	4 月	1 日	危機管理防災総室長決裁
	平成 2 8 年	4 月	1 日	危機管理防災総室長決裁
	令和 3 年	6 月	3 日	危機管理防災総室長決裁
	令和 4 年	5 月 3 0 日		危機管理防災総室長決裁
	令和 5 年	3 月 3 1 日		危機管理防災総室長決裁
	令和 5 年	6 月	1 日	危機管理防災部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害対策本部の設置前において本市が設置する熊本市水防本部(以下「水防本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第 2 条 水防本部は、次のいずれかに掲げる場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。

- (1) 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき。
- (2) 水防法(昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号。次号及び第 4 号において「法」という。)第 1 0 条第 3 項の規定に基づく知事からの洪水又は高潮に関する通知があったとき。
- (3) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づく知事からの洪水に関する通知があったとき。
- (4) 法第 1 6 条第 3 項の規定に基づく知事からの水防警報に関する通知があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき。

2 水防本部は、熊本市災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれなくなったときに廃止する。

(水防本部の業務)

第 3 条 水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を行う。

(水防本部組織)

第 4 条 本部長は、危機管理監をもって充てる。

- 2 副本部長は、危機管理防災部長をもって充てる。
- 3 水防本部に本部室、区水防部、上下水道水防部、農水水防部を置く。

(職務)

第 5 条 本部長は、水防本部を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 各部の責任者は、本部長の命を受け、各部を統轄し、所要の業務を行う。
- 4 各部の副責任者は、各部の責任者に事故があるときは、部の責任者の職務を代理する。

(本部室の組織及び業務)

第 6 条 本部室の組織及び業務は、水防本部業務細則において定める。

(庶務)

第 7 条 水防本部の庶務は、政策局危機管理防災部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

資料 1 - 3 水防本部業務細則

令和 5 年 6 月 1 日 改正

1. 注意態勢

情報収集態勢（レベル 2）及び、初動準備態勢（レベル 3）とする。

(1) 情報収集態勢（レベル 2）

- ① 本部室の責任者は、危機管理防災部職員があたる。
- ② 本態勢の人員は、熊本市水防計画における水防本部の組織（以下「水防本部組織」という。）の「情報収集態勢（レベル 2）」のとおりとし、注意報発令（大雨、大雪、洪水、高潮^{*}台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る）、県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき又は、情報収集などの対応が必要なときに出動する。但し、天候の状況により出動の可否並びに班の増員及び本部室員をおくことができる。さらに、区水防部、上下水道水防部及び農水水防部への出動要請ができる。
- ③ 本部室では、気象、雨量、推移の状況を絶えず注意しながら、市民からの情報や県、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。
- ④ 本部室の責任者は、今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災部長に初動準備態勢（レベル 3）への移行を進言し、初動準備態勢（レベル 3）の出動の命を受けたら直ちに関係者へ出動の旨を伝達する。
- ⑤ 情報収集態勢（レベル 2）時の要員は、初動準備態勢（レベル 3）責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

(2) 初動準備態勢（レベル 3）

- ① 本部室の責任者は、危機管理防災部職員があたる。
- ② 警報発令（大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪）、高齢者等避難発令（警戒レベル 3）に伴い、水防本部室（管理班、情報班、土木情報班）、区水防部、上下水道水防部、農水水防部を設置する。
- ③ 本態勢の人員は水防本部組織の「初動準備態勢（レベル 3）」のとおりとする。ただし、高潮又は波浪警報のみ発令の場合は、状況に応じ区水防部、上下水道水防部、農水水防部の一部を除くことができることとする。
- ④ 初動準備態勢（レベル 3）時の情報及び今後の気象状況の動向を把握する。
- ⑤ 熊本市水防計画資料編における「水防に関する情報の伝達方法」に従い、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡（人員伝達及び F A X 送付）する。
- ⑥ 調査活動及び軽微な防除活動等小規模なものは対応する。
- ⑦ 関係各課が所管する排水施設等の管理対策等は各所管課で警戒防御する。
- ⑧ 本部室の責任者は、本態勢で処理や対応が速やかにできないと予測されるときは、本部長に災害警戒本部（応急活動準備態勢（レベル 4））への移行を進言し、災害警戒本部（応急活動準備態勢（レベル 4））の出動の命を受けたら、直ちに関係者に出動の旨を伝達する。

- ⑨ 初動準備態勢（レベル3）時の要員は、災害警戒本部設置（応急活動準備態勢（レベル4））後は、その指揮下に入る。

熊本市水防本部・災害警戒本部(風水害)・災害対策本部(風水害)の設置及び職員の配備基準表

配備態勢		発動基準		人員
水防本部	注意態勢	レベル2 情報収集態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1が発表されたとき ※1 台風接近時等、緊急に対応が必要な場合に限る 県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき 危機管理監が必要と判断したとき 	3～13名
		レベル3 初動準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき 高齢者等避難発令（災害警戒レベル3） 	52名
災害警戒本部	警戒態勢	レベル4 応急活動準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想される時 土砂災害警戒情報が発表されたとき 避難指示発令（災害警戒レベル4） 	95名
		レベル4強化 災害警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> 応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測される時 その他本部長が必要により当該配置を指示したとき 	248名
災害対策本部	非常態勢	レベル5 災害対応態勢	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報級等発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 局地的な災害が発生した場合 緊急安全確保（災害警戒レベル5） 	最大1/3程度の職員
			配備内容	
		レベル5強化 全庁総力態勢	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合 	全職員
			配備内容	

資料1-4 熊本市小島河川防災センター条例

平成15年3月17日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、河川における洪水時等においての円滑かつ効果的な水防活動、緊急復旧活動等を行う拠点としての熊本市小島河川防災センター（以下「センター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 センターの位置は、熊本市西区小島6丁目10番10号とする。

(平20条例27・一部改正)

(用途等)

第3条 センターは、第1条の拠点としての目的を達成するため、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) 水防活動時における災害情報等の収集活動に関すること。
- (2) 水防活動時における職員、消防団員等の待機及び活動に関すること。
- (3) 水防活動時における災害活動物資の支援に関すること。
- (4) 市民の水防に対する意識を高めるための啓発に関すること。
- (5) 市民の水防技術向上のための訓練の実施に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

2 災害時のセンターの緊急体制については、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づく熊本市水防計画で定めるところによる。

(平17条例75・一部改正)

(目的外使用の許可)

第4条 センターの施設で、別表第1に掲げるものについては、市民の防災意識の高揚及び防災技術の向上に資するための使用その他市長が認めるもので公用に支障がないときは、これを地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、団体に対し目的外使用させることができる。

2 前項の規定により、センターの施設を目的外使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、センターの施設の目的外使用をしようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 第1項に規定する条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 営利目的に使用しようとするとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの施設等をき損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (6) センターの管理上支障があるとき。
- (7) その他使用を不相当と認めるとき。

4 市長は、センターの目的外使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは既にした許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

この場合において、使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

- (1) 前項第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。

- (2) 緊急に水防活動に使用する必要があるとき。
 - (3) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) その他センターの管理上支障があるとき。
- 5 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納とすることができる。
- 6 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。
- 7 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 第4項第2号又は第4号の規定により許可が取り消され、又は使用停止が命じられセンターの使用ができなかったとき。
 - (2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの使用ができないとき。
 - (3) 使用者が使用を開始する前日までに使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。
- 8 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 9 使用者は、使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。
- 10 使用者は、センターの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。
- 11 使用者は、センターの使用に当たってその施設等をき損し、若しくは滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20条例27・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

施設目的外使用料

施設名\使用時間区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
会議室	和室A	700円	900円
	和室B	400円	500円
	全面	1,000円	1,300円
水防待機室		1,000円	1,300円
湯沸室		1回につき 500円	
シャワー室		1人1回につき 100円	

備考

- 1 使用時間の延長は、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料は、当該使用時間区分使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が午前及び午後にあたる場合の区分間の時間の使用料については、これを徴しない。
- 2 市長が特に必要と認める場合で、午後5時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき午後の使用料の3割とする。この場合において、1時間未満は、1時間として計算する。

別表第2（第4条関係）

附属設備使用料

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
音響器具類	2,000円
映写機類	2,000円
その他の器具類	200円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額

資料 1 - 5 熊本市小島河川防災センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市小島河川防災センター条例（平成15年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条第2項の規定により熊本市小島河川防災センター（以下「センター」という。）の施設等を目的外使用（以下「使用」という。）しようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月の3月前から使用日の3日前までに提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、センターの施設等の使用を許可したときは、熊本市小島河川防災センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用中止の届及び使用許可の変更等)

第3条 センターの施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市小島河川防災センター使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届及び申請書（附属設備の追加使用に係るものを除く。）は、使用日の前日までに提出しなければならない。

3 市長は、使用者が条例第4条第4項の規定に該当すると認めるときは熊本市小島河川防災センター使用許可取消（停止）通知書（様式第5号）を、第1項の規定による変更申請を適当と認めるときは、熊本市小島河川防災センター使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

(附属設備使用料)

第4条 センターの附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、第2条第3項の許可書の交付を受けるまでに、使用料の全額を納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 変更の許可を受けた場合において、既納の使用料に不足額が生じる場合には、第3条第3項に規定する許可書の交付を受ける際に当該不足額を納入しなければならない。

(使用料の減免申請)

第6条 条例第4条第6項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24規則59・追加)

(使用料の還付)

第7条 条例第4条第7項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第4条第7項第1号又は第2号に該当するとき 既納使用料の全額

(2) 条例第4条第7項第3号に該当するとき 既納使用料の額から使用料の5割に相当する額を控除した額

(平24規則59・旧第6条繰下・一部改正)

(毀損滅失届)

第8条 使用者は、センターの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(平24規則59・旧第7条繰下・一部改正)

(使用許可書の提示)

第9条 使用者は、センターの施設等を使用する際は、使用許可書又は使用変更許可書を携帯し、職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(平24規則59・旧第8条繰下)

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) アルコール類の持込み又は飲酒をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 物品の販売等の営利目的行為を行わないこと。
- (5) 使用許可を受けてない施設等を使用しないこと。
- (6) 施設及び設備等を毀損し、若しくは滅失又は汚損しないこと。
- (7) 使用中又は使用後に事故発生又は異常を認めた場合は、直ちに市長にその旨を報告し、その指示を受けること。
- (8) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (9) 使用開始前に職員から説明を受け、その職員の指示に従うこと。

(平24規則59・旧第9条繰下、平25規則44・一部改正)

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則59・旧第10条繰下)

別表（第4条関係）

（平25規則44・一部改正）

別表

(1) 器具類

種 目	品名	単 位	1 回 利 用 料 金
音 響 器 具 類	ダイナミックマイク	1 式	500円
	ワイヤレスマイク	1 式	1,800円
	パ ワ ー ア ン プ	1 式	2,000円
映 写 機 類	テ レ ビ	1 台	200円
	ビ デ オ デ ッ キ	1 台	1,000円
	プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	2,000円
その他の器具類	持 込 器 具	1 kwまでごとに	100円
	和 机	1 台	100円
	毛 布	1 枚	100円

備考 使用の回数は、条例別表第1の表の使用時間区分の1区分の使用を1回として計算する。

(2) 冷暖房設備

施 設 名		1 時 間 当 たり 料 金
会 議 室	和 室 A	100円
	和 室 B	100円
	全 面	200円
水 防 待 機 室		200円

備考

使用時間の延長に対する冷暖房料の額は、1時間当たり100円とする。この場合において、1時間未満は、1時間として計算する。

様式第1号（第2条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可申請書			
		年 月 日	
熊本市長 (宛)			
住所(所在地)			
団体名			
氏名(代表者名)			
連絡責任者		電話番号	
熊本市小島河川防災センターの施設を使用したいので次のとおり申請します。			
使用目的及び内容			
使用室名		人員	男 女 計 人 人 人
使用日時	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
冷暖房費	使用時間	時間	円
附属設備	1 使用する(別紙) 2 使用しない		円
許可番号	第 号	使用料金合計	円
許可年月日	年 月 日		

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第2号（第2条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可書			
年 月 日			
住所（所在地）			
団体名等			
氏名（代表者名）			
（責任者氏名）		電話番号	
熊本市長 印			
熊本市小島河川防災センター施設の使用について、次のとおり許可します。			
使用目的及び内容			
使用室名		人員	男 人 女 人 計 人
使用日時	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
	年 月 日 時～ 時	円	
冷暖房費	使用時間	時間	円
附属設備	1 使用する（別紙） 2 使用しない		円
許可番号	第 号	使用料金合計	円
許可年月日	年 月 日		
許可条件	使用に際しては、関係条例、規則及びこれに基づく規定を厳守し 指 示に従ってください。		

様式第3号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用中止届			
熊本市長（宛）		年 月 日	
		住所（所在地） 団体名 氏名（代表者名） 連絡責任者 _____ 電話番号 _____	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次の理由により中止したいので届け出ます。			
使用日	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用室名			
行事等の名称			
中止理由			
備考			
使用料	当初料金	既納額	

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第4号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書			
		年 月 日	
熊本市長（宛）			
住所（所在地）			
団体名			
氏名（代表者名）			
連絡責任者		電話番号	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更したいので申請します。			
使用目的及び内容			
使用室名			
行事（会議）の名称			
変更事項	変更内容		
	変更前	変更後	
使用期日	年 月 日	年 月 日	
使用時間	時～ 時	時～ 時	
室名又は 附属設備			
変更理由			
変更許可年月日	年 月 日	変更許可番号	変更第 号
使用料	変更後料金	既納額	追加使用料

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第6号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更許可書			
年 月 日			
年 月 日付けで申請のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更を許可します。			
使用目的及び内容			
使用室名			
行事等の名称			
変更事項	使用期日	年 月 日	
	使用時間	時～ 時	
	その他		
変更理由			
変更許可年月日	年 月 日	変更許可番号	変更第 号
使用料	変更後料金	既納額	追加使用料

様式第7号（第6条関係）

<p>熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">氏名（代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">連絡責任者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">熊本市小島河川防災センターの施設を次のとおり使用したいので、使用料の減免をお願いします。</p>	
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
使用室名	
人 員	
減免の理由	

決 定 理 由	減 額	免 除

※ 太枠内は記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第8号（第7条関係）

熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住所（所在地）

団体名

氏名（代表者名）

連絡責任者 _____ 電話番号

年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの使用について、次の理由により使用できませんので、使用料の還付を申請します。

使用室名		
使用できない理由		
使用日	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
冷暖房費	使用時間 時間	円
附属設備		円
	計	円
備考		

様式第9号（第8条関係）

熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
熊本市長 （宛）	
<u>住所（所在地）</u> <u>団体名</u> <u>氏名（代表者名）</u> <u>連絡責任者</u> <u>電話番号</u>	
熊本市小島河川防災センターの施設等を、次のとおり毀損（滅失）したのでお届けします。 つきましては、熊本市小島河川防災センター条例第 条の規定に基づき、指示された方法により損害を弁償いたします。	
日時	年 月 日 時
き損（滅失）した 箇所又は物品	
き損（滅失）した 内容又は程度	

※太枠内は記入しないで下さい。

処理状況	
備考	

資料 2 重要水防区間及び箇所

資料 2 - 1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）

① 河川危険度評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置がされている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間：水防時に重点的に巡視すべき区間（河川延長の1割程度設定）

危険箇所：氾濫ブロック毎に堤防からの越水など、氾濫危険水位を設定している箇所

重点監視区間：重要水防箇所（A）等の中でも特に重点的に監視が必要な区間

② 海岸危険度評定基準

種別	内容	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	その他の重要な区間 C
		<p>溢水・破堤により耕地10ha以上、人家・学校・病院・道路・鉄道等の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。</p>	<p>溢水・破堤により耕地10ha未満の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。</p>	<p>A、B以外の区間で水防の必要が認められる区間</p>
海岸	過去において高潮高波により溢水破堤した実績があるか、または堤防が老朽して被害が予測される区間			

③ 重要水防箇所評定基準

種別	重要水防箇所
橋りょう	流失または沈下が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所
溜池	流域1km ² (100ha)以下の溜池で溜池下流の水路断面が狭少で氾濫するか堤防が老朽し破堤による被害が予測される箇所
道路	冠水洗掘が予測される箇所
水門等	水門、こう門、樋門等の工作物の設置時期が古く老朽し不等沈下漏水等による被害が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所

資料 2 - 2 重要水防箇所（国土交通省管理河川）

重要水防箇所一覧表（A）

様式-3(堤防)							白川水系		
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
1	熊本県	白川	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7.900 ~ 8.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
2	"	"	熊本市 南区 近見一丁目 熊本市 南区 平田一丁目	左岸	8.300 ~ 8.700	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石	
3	"	"	熊本市 中央区 本山一丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目	左岸	8.700 ~ 11.200	2,500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
4	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 西区 春日一丁目	右岸	8.020 ~ 10.500	2,480	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
5	"	"	熊本市 中央区 松原町	右岸	10.700 ~ 11.200	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
6	"	"	熊本市 中央区 新屋敷二丁目	左岸	13.888 ~ 14.175	287	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
7	"	"	熊本市 中央区 南千反畑町	右岸	13.775 ~ 13.800	25	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
8	"	"	熊本市 中央区 東子飼町 熊本市 中央区 子飼本町	右岸	14.409 ~ 14.575	166	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石	
9	"	"	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.657 ~ 14.700	43	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石	
10	"	"	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.700 ~ 14.800	100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
11	"	"	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	16.900 ~ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
12	"	"	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.900 ~ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
計						12箇所	7,101		

重要水防箇所一覧表（A）

様式-3(工作物)							白川水系		
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
1	熊本県	白川	熊本市 南区 薄場一丁目 熊本市 西区 蓮台寺五丁目 熊本市 南区 平田一丁目		7.850		白川橋梁 (桁下高不足) 蓮台寺橋		
2	"	"	熊本市 西区 蓮台寺二丁目 熊本市 中央区 十禅寺一丁目		8.600		(桁下高不足) 第1白川橋梁		
3	"	"	熊本市 西区 二本木四丁目 熊本市 中央区 世安町		9.440		(桁下高不足) 新世安橋		
4	"	"	熊本市 西区 二本木三丁目 熊本市 中央区 世安町		10.000		(桁下高不足) 世安橋		
5	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 中央区 本山三丁目		10.160		(桁下高不足) 白川橋		
6	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 中央区 本山一丁目		10.600		(桁下高不足) 泰平橋		
7	"	"	熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町		11.200		(桁下高不足)		
計						7箇所			

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(堤防)

白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町	右岸	2.000 ~ 2.400	400	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 西区 小島下町	右岸	2.400 ~ 2.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 西区 小島下町	右岸	2.600 ~ 2.750	150	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
4	"	"	熊本市 西区 小島六丁目	左岸	2.260 ~ 3.100	840	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 西区 小島六丁目	右岸	2.800 ~ 3.080	280	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.100 ~ 3.160	60	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
7	"	"	熊本市 西区 小島三丁目	右岸	3.200 ~ 3.350	150	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.160 ~ 3.700	540	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 B)	捨石
9	"	"	熊本市 西区 城山薬師二丁目	右岸	3.900 ~ 4.300	400	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.500 ~ 4.600	100	基礎地盤漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
11	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.600 ~ 4.900	300	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 B)	捨石
12	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	4.750 ~ 5.000	250	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.900 ~ 5.100	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
14	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.000 ~ 5.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.200 ~ 5.250	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	5.100 ~ 5.400	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
17	"	"	熊本市 西区 城山半田二丁目	右岸	6.000 ~ 8.020	2,020	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
18	熊本県	白川	熊本市 南区 蓮台寺三丁目 熊本市 南区 薄場一丁目	左岸	7.725 ~ 7.900	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 南区 上ノ郷二丁目 熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	8.100 ~ 8.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目	右岸	10.500 ~ 10.700	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 中央区 本山二丁目 熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左岸	11.200 ~ 13.250	2,050	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
22	"	"	熊本市 中央区 松原町	右岸	11.200 ~ 11.700	500	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
23	"	"	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左岸	13.250 ~ 13.775	525	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 中央区 紺屋今町	右岸	11.900 ~ 13.250	1,350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 中央区 水道町 熊本市 中央区 水道町	右岸	13.250 ~ 13.775	525	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 中央区 南千反畑町 熊本市 中央区 井川瀬町	右岸	13.800 ~ 13.875	75	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 中央区 井川瀬町 熊本市 中央区 東子飼町	右岸	13.925 ~ 14.300	375	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
28	"	"	熊本市 中央区 新屋敷1丁目	左岸	13.775 ~ 13.888	113	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 中央区 新屋敷2丁目	左岸	14.175 ~ 14.900	725	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
30	"	"	熊本市 中央区 東子飼町	右岸	14.300 ~ 14.409	109	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
31	"	"	熊本市 中央区 子飼本町 熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.575 ~ 14.657	82	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
32	"	"	熊本市 中央区 大江一丁目	左岸	14.900 ~ 15.300	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
33	"	"	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.800 ~ 15.500	700	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
34	"	"	熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 渡鹿五丁目	左岸	15.300 ~ 15.650	350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
35	熊本県	白川	熊本市 中央区 渡鹿六丁目	左岸	15.900 ~ 16.700	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
36	"	"	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	15.950 ~ 16.200	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
37	"	"	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.400 ~ 16.700	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
38	"	"	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	17.100 ~ 17.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
39	"	"	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	17.100 ~ 17.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
計						39箇所	16,644	

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(工作物)

白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島6丁目		3.200		小島橋 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 西区 小島上町 熊本市 西区 城山半田二丁目		5.275		八城橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市 南区 今町 熊本市 南区 薄場二丁目		7.300		薄場橋 (桁下高不足)	
4	"	"	熊本市 西区 新土河原一丁目 熊本市 中央区 本荘五丁目		11.740		長六橋 (桁下高不足)	
5	"	"	熊本市 中央区 慶徳堀町 熊本市 中央区 本荘五丁目		12.300		代継橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 中央区 新鍛冶屋町 熊本市 中央区 本荘一丁目		12.500		新代継橋 (桁下高不足)	
7	"	"	熊本市 中央区 下通二丁目 熊本市 中央区 九品寺一丁目		12.850		鍛座橋 (桁下高不足)	
8	"	"	熊本市 中央区 中央街 熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.040		安巳橋 (桁下高不足)	
9	"	"	熊本市 中央区 安政町 熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.200		大甲橋 (桁下高不足)	
10	"	"	熊本市 中央区 水道町 熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 東子銅町		14.470		子銅橋 (桁下高不足)	
計					10箇所			

重要水防箇所一覧表 (要注意区間 (堤防))

様式-3

白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 沖新町	左岸	0.000~0.751	751	新堤防(令和2年度施工)	
2	"	"	熊本市 西区 新開町	左岸	2.000~2.260	260	新堤防(令和3年度施工)	
3	"	"	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左岸	13.210~13.775	565	新堤防(令和4年度施工)	
4	"	"	熊本市 中央区 水道町 熊本市 中央区 南千反畑町	右岸	13.210~13.775	565	新堤防(令和4年度施工)	
5	"	"	熊本市 中央区 新屋敷1丁目	左岸	13.775~13.888	113	新堤防(令和2年度施工)	
6	"	"	熊本市 中央区 黒壁五丁目	右岸	13.815~13.875	60	新堤防(令和2年度施工)	
計					6箇所	2,314		

重要水防箇所一覧表 (要注意区間 (工作物))

様式-3

白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
							該当なし	
計					0箇所			

重要水防箇所一覧表 (重点区間)

様式-3

白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	"	"	熊本市 中央区 十禅寺二丁目 " 十禅寺一丁目	左岸	9.415 ~ 9.472	57	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水A)	土のう積・シート張
計					1箇所	57		

重要水防箇所一覧表 (A)

様式-3(堤防)							緑川水系	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 平木	左岸	4.000 ~ 4.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
2	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.000 ~ 7.400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
3	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.400 ~ 7.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
4	"	"	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 野田3丁目	右岸	7.600 ~ 7.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・捨石
5	"	"	熊本市 南区 城南町永	左岸	12.600 ~ 12.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
6	"	"	熊本市 南区 城南町坂野	左岸	15.000 ~ 15.400	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
7	"	"	高島町 上島	右岸	15.000 ~ 15.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
8	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.400 ~ 15.800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
9	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.800 ~ 15.850	50	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
10	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.850 ~ 16.000	150	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
11	"	"	熊本市 南区 城南町築地	左岸	16.000 ~ 16.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
12	"	"	甲佐町 吉田	右岸	16.400 ~ 16.600	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 南区 城南町築地 熊本市 南区 城南町出水	左岸	16.200 ~ 16.800	600	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 南区 城南町出水	左岸	17.000 ~ 17.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
15	"	"	甲佐町 糸田	左岸	22.200 ~ 22.600	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
16	"	"	甲佐町 古閑	左岸	23.800 ~ 24.075	275	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
17	"	"	甲佐町 谷迫	左岸	25.000 ~ 25.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
18	"	"	美里町 高木	左岸	25.800 ~ 26.120	320	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
19	熊本県	緑川	甲佐町 上豊内	右岸	28.600 ~ 28.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
20	"	"	甲佐町 東寒野	左岸	28.800 ~ 29.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
21	"	"	甲佐町 東寒野	左岸	29.200 ~ 29.400	200	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 A)	捨石
22	"	"	甲佐町 上揚	右岸	29.800 ~ 30.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
23	熊本県	加勢川	熊本市 南区 中無田町	右岸	2.600 ~ 2.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 東区 園園町大字下無田	右岸	9.800 ~ 10.200	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 南区 御幸木部町 高島町 鯉	左岸	10.400 ~ 11.500	1,100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 東区 園園町大字下無田	右岸	10.600 ~ 11.500	900	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
27	熊本県	御船川	高島町 上島	左岸	0.000 ~ 0.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
28	"	"	御船町 方瀬	左岸	0.600 ~ 1.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計						28箇所	8,795	

重要水防箇所一覧表 (A)

様式-3(工作物)

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	加勢川	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 川尻6丁目		3.830		新町橋 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 南区 野田1丁目 熊本市 南区 野田2丁目 熊本市 南区 元三町3丁目		4.600		加勢川橋 (桁下高不足)	
3	"	"	嘉島町 犬淵		5.700		新川橋 (桁下高不足)	
4	"	"	熊本市 南区 御幸木部町 嘉島町 犬淵		6.750		下居屋敷橋 (桁下高不足)	
5	"	"	嘉島町 下仲間 熊本市 南区 御幸木部町		7.400		下仲間橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 南区 御幸木部町		8.150		水神橋 (桁下高不足)	
7	"	"	熊本市 南区 御幸町大字下無田 嘉島町 滝河原		9.750		中の瀬橋 (桁下高不足)	
8	"	御船川	御船町 小坂 御船町 小坂		3.000		小坂橋 (桁下高不足)	
9	"	緑川	宇土市 下新開	左岸	2.040		下新開排水樋管 (応急対策施設)	
10	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.085		莎崎排水樋管 (応急対策施設)	
11	"	"	嘉島町 犬淵	右岸	6.805		長江樋管 (応急対策施設)	
12	"	浜戸川	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	5.175		碓江用水樋管 (応急対策施設)	
計						12箇所		

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(堤防)

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 海路口町	右岸	0.900 ~ 0.944	44	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 南区 海路口町	右岸	1.248 ~ 3.800	2,552	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
3	"	"	宇土市 直築 下新開	左岸	1.811 ~ 2.000	189	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
4	"	"	宇土市 下新開 宇土市 赤湯町	左岸	2.200 ~ 3.800	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 南区 川口町 熊本市 南区 美登里町	右岸	3.941 ~ 4.800	859	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 南区 富合町 茅崎	左岸	4.200 ~ 4.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
7	"	"	熊本市 南区 富合町 茅崎	左岸	4.600 ~ 4.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 南区 富合町 茅崎 熊本市 南区 富合町 富合町小岩瀬	左岸	4.800 ~ 6.600	1,800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
9	"	"	熊本市 南区 富合町 富合町小岩瀬	左岸	6.600 ~ 6.700	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島	右岸	6.800 ~ 7.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
11	"	"	熊本市 南区 富合町 小岩瀬	左岸	7.300 ~ 7.900	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島	右岸	7.800 ~ 8.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 南区 富合町 大町 城南町 丹生宮	左岸	8.100 ~ 11.500	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 南区 野田3丁目 熊本市 南区 元三町4丁目	右岸	8.200 ~ 9.400	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目 嘉島町 犬瀬	右岸	9.400 ~ 10.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
16	"	"	嘉島町 犬瀬	右岸	10.200 ~ 10.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
17	"	"	嘉島町 犬瀬 嘉島町 下仲間	右岸	10.400 ~ 11.000	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
18	"	"	嘉島町 下仲間	右岸	11.000 ~ 11.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
19	熊本県	緑川	熊本市 南区 城南町 永	左岸	11.800 ~ 12.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
20	"	"	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間	右岸	11.800 ~ 12.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
21	"	"	熊本市 南区 城南町 永	左岸	12.200 ~ 12.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
22	"	"	嘉島町 上仲間	右岸	12.400 ~ 12.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
23	"	"	嘉島町 上仲間	右岸	12.600 ~ 13.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
24	"	"	熊本市 南区 城南町 千町 熊本市 南区 城南町 坂野	左岸	12.800 ~ 14.100	1,300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
25	"	"	嘉島町 上仲間 嘉島町 上島	右岸	13.000 ~ 13.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
26	"	"	嘉島町 上島	右岸	13.800 ~ 15.000	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 南区 城南町 坂野	左岸	14.100 ~ 15.000	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
28	"	"	熊本市 南区 城南町 坂野 熊本市 南区 城南町 築地	左岸	15.400 ~ 15.800	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
29	"	"	熊本市 南区 城南町 築地	左岸	15.800 ~ 16.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
30	"	"	御船町 豊秋	右岸	16.000 ~ 16.200	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
31	"	"	御船町 豊秋 甲佐町 吉田	右岸	16.200 ~ 16.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
32	"	"	甲佐町 吉田	右岸	16.600 ~ 17.200	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
33	"	"	熊本市 南区 城南町 出水	左岸	16.800 ~ 17.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
34	"	"	熊本市 南区 城南町 出水	左岸	17.200 ~ 17.300	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
35	"	"	熊本市 南区 城南町 出水	左岸	17.300 ~ 17.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
36	"	"	甲佐町 府領	左岸	17.400 ~ 17.600	200	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
37	熊本県	緑川	甲佐町 府領 甲佐町 田口	左岸	17.600 ~ 18.900	1,300	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
38	"	"	甲佐町 田口	左岸	18.900 ~ 19.000	100	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
39	"	"	甲佐町 白旗	右岸	19.400 ~ 19.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
40	"	"	甲佐町 白旗	右岸	19.600 ~ 20.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
41	"	"	甲佐町 田口 甲佐町 津志田	左岸	20.000 ~ 20.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>
42	"	"	甲佐町 糸田	右岸	20.400 ~ 20.800	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・ <small>い</small>

43	"	"	甲佐町 津志田 甲佐町 鶴	左 岸	20.600 ~ 21.600	1,000	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
44	"	"	甲佐町 糸田	右 岸	20.800 ~ 21.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
45	"	"	甲佐町 糸田	右 岸	21.300 ~ 22.000	700	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
46	"	"	甲佐町 津志田	左 岸	21.800 ~ 22.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
47	"	"	甲佐町 糸田	右 岸	22.000 ~ 22.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
48	"	"	甲佐町 糸田 甲佐町 下横田	右 岸	22.200 ~ 22.800	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
49	"	"	甲佐町 船津	左 岸	22.600 ~ 23.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
50	"	"	甲佐町 下横田	右 岸	22.800 ~ 23.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
51	"	"	甲佐町 船津 甲佐町 大町	右 岸	23.600 ~ 25.200	1,600	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
52	"	"	甲佐町 古閑	左 岸	24.075 ~ 24.200	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
53	"	"	甲佐町 仁田子	右 岸	25.400 ~ 25.600	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
54	"	"	甲佐町 仁田子	右 岸	25.800 ~ 26.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
55	熊本県	緑川	甲佐町 緑町	右 岸	27.200 ~ 27.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
56	"	"	甲佐町 豊内	右 岸	28.200 ~ 28.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
57	"	"	甲佐町 上横	右 岸	29.400 ~ 29.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
58	熊本県	加勢川	熊本市 南区 美登里町	右 岸	0.000 ~ 0.800	800	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
59	"	"	熊本市 南区 美登里町 熊本市 南区 中無田町	右 岸	0.800 ~ 1.950	1,150	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
60	"	"	熊本市 南区 中無田町	右 岸	1.950 ~ 2.000	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
61	"	"	熊本市 南区 中無田町	右 岸	2.000 ~ 2.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
62	"	"	熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目	右 岸	2.800 ~ 3.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
63	"	"	熊本市 南区 川尻4丁目	右 岸	3.400 ~ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
64	"	"	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目	右 岸	3.600 ~ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
65	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島 熊本市 南区 元三町4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目	左 岸	3.800 ~ 4.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
66	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目 熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	4.000 ~ 4.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
67	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	4.600 ~ 5.000	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
68	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	左 岸	4.800 ~ 5.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
69	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	5.000 ~ 5.400	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
70	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目 熊本市 南区 御幸木郎町	右 岸	5.400 ~ 6.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
71	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目 嘉島町 犬瀬	左 岸	5.200 ~ 6.200	1,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
72	"	"	嘉島町 犬瀬 東区 画図町 大字下無田	左 岸	6.400 ~ 10.400	4,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
73	熊本県	加勢川	熊本市 南区 御幸木郎町 画図町 大字下無田	右 岸	6.400 ~ 9.800	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
74	"	"	画図町 大字下無田	右 岸	10.200 ~ 10.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
75	熊本県	御船川	嘉島町 上島	右 岸	0.000 ~ 0.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
76	"	"	御船町 小坂	左 岸	2.600 ~ 3.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
77	"	"	御船町 小坂	右 岸	3.400 ~ 3.600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
78	"	"	御船町 滝川 御船町 滝川	右 岸	3.600 ~ 4.500	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
79	"	"	御船町 滝川	左 岸	4.150 ~ 4.200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
80	"	"	御船町 滝川	左 岸	4.200 ~ 4.500	300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
81	"	"	御船町 滝川 御船町 辺田見	左 岸	4.500 ~ 6.600	2,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
82	"	"	御船町 滝川	右 岸	4.500 ~ 5.600	1,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
83	"	"	御船町 御船 御船町 辺田見	右 岸	5.800 ~ 6.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
84	熊本県	浜戸川	宇土市 新開町	左 岸	0.200 ~ 0.800	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
85	"	"	宇土市 走潟町	右 岸	0.400 ~ 0.800	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
86	"	"	宇土市 走潟町	右 岸	0.900 ~ 2.800	1,900	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張

87	"	"	宇土市 新開町	左岸	1.000 ~ 2.600	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
88	"	"	宇土市馬之瀬町	左岸	3.000 ~ 3.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
89	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.000 ~ 3.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
90	"	"	宇土市 走潟町	左岸	3.400 ~ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
91	熊本県	浜戸川	宇土市 走潟町	右岸	3.600 ~ 3.750	150	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
92	"	"	宇土市 走潟町	左岸	3.600 ~ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
93	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.750 ~ 3.800	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
94	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.800 ~ 4.000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
95	"	"	宇土市馬之瀬町	左岸	4.000 ~ 4.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
96	"	"	宇土市 走潟町	右岸	4.000 ~ 5.200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
97	"	"	熊本市 南区 富合町彦崎 宇土市馬之瀬町	左岸	4.200 ~ 4.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
98	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	4.400 ~ 4.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
99	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	4.600 ~ 5.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
100	"	"	熊本市 南区 富合町彦崎	右岸	5.200 ~ 5.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
101	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	5.300 ~ 5.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
計						101箇所 64,619		

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(工作物)

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 富合町小岩瀬		7.100		緑川橋梁 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 富合町小岩瀬		7.450		緑川橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市 南区 富合町小岩瀬 熊本市 南区 富合町駅迎室		10.255		駅迎室橋 (桁下高不足)	
4	"	"	嘉島町 大洲 熊本市 南区 城南町丹生宮		11.600		城南橋 (桁下高不足)	
5	"	"	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間		13.600		善町橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 南区 城南町千町 甲佐町 麻生原		24.450		安津橋 (桁下高不足)	
7	"	"	甲佐町 糸田 美里町 岩下		27.000		中甲橋 (桁下高不足)	
8	"	加勢川	甲佐町 仁田子 熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目		3.330		加勢川橋梁 (桁下高不足)	
9	"	"	熊本市 南区 御幸木部町 嘉島町 大洲		6.200		大洲大橋 (桁下高不足)	
10	"	御船川	嘉島町 上島 御船町 豊秋		0.200		森崎橋 (桁下高不足)	
11	"	"	嘉島町 上六嘉 御船町 小坂		1.950		八重橋 (桁下高不足)	
12	"	"	御船町 豊秋 御船町 滝川		2.100		御船川橋 (桁下高不足)	
13	"	"	御船町 滝川 御船町 柳瀬		4.000		メロディー橋 (桁下高不足)	
14	"	"	御船町 滝川 御船町 滝川		4.500		滝川橋 (桁下高不足)	
15	"	"	御船町 滝川 御船町 御船		5.100		五鹿橋 (桁下高不足)	
16	"	"	御船町 御船 御船町 御船		5.350		御船橋 (桁下高不足)	
17	"	"	御船町 御船 御船町 辺田見		5.870		思い出橋 (桁下高不足)	
計					17箇所			

重要水防箇所一覧表 (要注意区間 (堤防))

様式-3

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 直築	左岸	0.000~0.167	167	新堤防(令和2年度施工)	
2	"	"	宇土市 直築	左岸	0.167~0.275	108	新堤防(令和3年度施工)	
3	"	"	宇土市 直築	左岸	0.275~0.975	700	新堤防(令和2年度施工)	
4	"	"	宇土市 直築	左岸	0.975~1.811	836	新堤防(令和3年度施工)	
5	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	0.000~0.900	900	新堤防(令和3年度施工)	
6	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	0.944~1.248	304	新堤防(令和3年度施工)	
7	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎	右岸	1.650~2.083	433	新堤防(令和2年度施工)	
8	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	2.200~2.350	150	新堤防(令和4年度施工)	
9	"	"	宇土市 走湯町	左岸	3.359~3.484	125	新堤防(令和2年度施工)	
10	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	3.941~4.250	309	新堤防(令和2年度施工)	
11	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	4.250~4.615	365	新堤防(令和3年度施工)	
12	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.227~5.010	783	新堤防(令和2年度施工)	
13	"	御船川	嘉島町 上六嘉	右岸	0.200~0.522	322	新堤防(令和3年度施工)	
14	"	浜戸川	熊本市 南区 富合町莎崎	右岸	0.000~0.300	300	新堤防(令和3年度施工)	
15	"	"	宇土市 恵塚町	左岸	1.936~2.375	439	新堤防(令和4年度施工)	
16	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎	右岸	5.120~5.260	140	新堤防(令和2年度施工)	
計					16箇所	6,381		

重要水防箇所一覧表（要注意区間（工作物））

様式-3

様式-3							緑川水系	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 直築	左岸	0.400		網津陸開門扉No.1	
2	"	"	" 直築	左岸	0.505		網津陸開門扉No.2	
3	"	"	" 直築	左岸	0.570		網津陸開門扉No.3	
4	"	"	" 直築	左岸	0.650		網津陸開門扉No.4	
5	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	0.900		川口陸開門扉No.1	
6	"	"	" " 川口町	右岸	1.270		川口陸開門扉No.2	
7	"	"	" " 川口町	右岸	1.300		川口陸開門扉No.3	
8	"	"	" " 川口町	右岸	1.550		川口陸開門扉No.4	
9	"	"	" " 川口町	右岸	1.570		川口陸開門扉No.5	
10	"	"	" " 川口町	右岸	1.650		川口陸開門扉No.6	
11	"	加勢川	熊本市 南区 川尻3丁目	右岸	3.030		川尻陸開門扉No.1	
12	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.050		川尻陸開門扉No.2	
13	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.110		川尻陸開門扉No.3	
14	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.310		川尻陸開門扉No.6	
15	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.385		川尻陸開門扉No.7	
計					15箇所			

重要水防箇所一覧表（重点区間）

様式-3

様式-3							緑川水系	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	御船町 増見鶴	右岸	15.600 ~ 16.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
2	"	加勢川	熊本市 画図町	右岸	11.000 ~ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
3	"	加勢川	嘉島町 鯨	左岸	11.000 ~ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計					3箇所	1,400		

重要水防箇所一覧表 (A)

様式-3(工作物)

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊		4/550	桁下高不足(伊知坊橋)	
2	"	"	熊本市北区植木町舟島		5/265	桁下高不足(舟島橋)	
3	"	"	熊本市北区植木町山城	左岸	2/640	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)	
4	"	"	熊本市北区植木町平島	左岸	3/440	管のクラック(5mm以下)(平島第一排水樋管)	
5	"	"	熊本市北区植木町米塚	左岸	4/215	操作台高不足(山城水門)	
		計			5箇所		

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(堤防)

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町田底	左岸	1/500~2/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B)	シート張り工
2	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/300~4/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/500~4/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/700~4/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町舟島	左岸	4/900~5/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町舟島	左岸	5/100~5/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町平井	左岸	5/500~5/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町亀甲 ~菊池市泗水町南田島	左岸	5/700~7/700	2,000	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
3	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊	右岸	4/300~4/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町伊知坊 ~植木町舟島	右岸	4/500~5/300	800	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/300~5/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/500~5/900	400	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/900~6/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町平井	右岸	6/100~6/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井 ~菊池市泗水町田島	右岸	6/500~7/700	1,200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
		計			15	7,400		

様式-3(工作物)

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町米塚		3/930	桁下高不足(米塚橋)	
2	"	"	熊本市北区植木町平井		5/845	桁下高不足(平井橋)	
3	"	"	熊本市北区植木町亀甲		6/515	桁下高不足(宝田橋)	
		計			3箇所		

重要水防箇所一覧表 (要注意区間)

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000~4/050	50	旧川跡	シート張り工
2	"	"	熊本市北区植木町田底	右岸	3/770	3	陸開(角落し)	土のう積み工
		計			2	53		

重要水防箇所一覧表 (重点区間)

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町平井	左岸	5/100~5/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B)	積み土のう工

資料2-3 重要水防箇所評定基準（熊本県知事管理区間）

① 河川危険度評定基準

(1) 選定基準

堤防高 (流下能力)	※ 計画高水量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防を越える箇所 ※ 一連区間において、堤防高が上下流に比べ著しく低い箇所 ※ 既往洪水流量(年1~2回程度)に対し、堤防高さが低く余裕高がなく、はん濫実績がある箇所
堤防断面	※ 現況の堤防断面あるいは上面(天端)幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面(天端)幅の2分の1未満の箇所 ※ 堤防断面あるいは上面(天端)幅が上下流に比べ小さく、既往洪水流量に対し危険な箇所
堤防斜面(法面) の崩れ・すべり	※ 堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりの履歴があり、その対策が未施行の箇所 ※ 堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりの履歴はないが、土質、堤防斜面(法面)勾配等から見て堤防斜面(法面)の崩れ 又はすべりが発生する恐れがあり、その対策が未施工の箇所
漏水	※ 漏水の履歴があり、その対策が十分ではない箇所 ※ 漏水の履歴はないが、土質、堤防斜面(法面)勾配等から見て堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりが発生する恐れが あるが、その対策が未施工の箇所
水衝	※ 水衝部となっており、護岸が破損している箇所又は破損の履歴がある箇所
深掘れ(洗掘)	※ 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れ(洗掘)が著しく、根固め又は水制工等が十分でない箇所 ※ 異常深掘れ(洗掘)の履歴がある箇所
工作物	※ 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、排・取水門その他の工作物の設置されている箇所 ※ 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位) 以下となる箇所
工事施工	※ 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤・旧川跡	※ 新堤防で築造後3年以内の箇所 ※ 破堤又は旧川跡の箇所
陸閘	※ 陸閘が設置されている箇所

・重要度

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

② 海岸危険度評定基準

種別	内容	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	その他の重要な区間 C
		溢水・破堤により耕地10ha以上、人家・学校・病院・道路・鉄道等の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	溢水・破堤により耕地10ha未満の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	A、B以外の区間で水防の必要が認められる区間
海岸	過去において高潮高波により溢水破堤した実績があるか、または堤防が老朽して被害が予測される区間			

③ 重要水防箇所評定基準

種別	重要水防箇所
橋りょう	流失または沈下が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所
溜池	流域1km ² (100ha)以下の溜池で溜池下流の水路断面が狭少で氾濫するか堤防が老朽し破堤による被害が予測される箇所
道路	冠水洗掘が予測される箇所
水門等	水門、こう門、樋門等の工作物の設置時期が古く老朽し不等沈下漏水等による被害が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所

資料 2 - 4 重要水防箇所一覧（熊本県知事管理区間）

① 重要水防区間一覧表[河川の部]（Aランク）

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区流通団地2丁目～熊本市南区中無田町	右岸 4,100 左岸 4,100	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 筵張工
2	緑川	木部川	熊本土木	熊本市東区画図町下無田～熊本市南区元三町	右岸 4,850 左岸 700	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工
3	緑川	加勢川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田～熊本市東区秋津町秋田	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田～	右岸 1,900 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
5	緑川	秋津川	熊本土木	熊本市東区秋津町沼山津～熊本市東区秋津町秋田	右岸 2,600 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
6	白川	白川	熊本土木	熊本市東区鹿帰瀬町～熊本市東区渡鹿8丁目	右岸 9,100 左岸 10,700	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
7	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区飛田3丁目～熊本市西区小島	右岸 19,000 左岸 18,600	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
8	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区釜尾町～熊本市西区上高橋町	右岸 7,200 左岸 7,200	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区畠口町～	右岸 850 左岸 850	漏水	積み土のう工 月の輪工
10	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町碓江～熊本市南区富合町国町	右岸 500 左岸 1,300	堤防高不足 漏水	積み土のう工 筵張工
11	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町廻江～熊本市南区富合町榎津	右岸 1,900 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
12	緑川	潤川	熊本土木	熊本市南区富合町田尻～熊本市南区富合町南田尻	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
13	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町島田～熊本市南区城南町阿高	右岸 3,400 左岸 2,600	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
14	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町鰐瀬～	右岸 2,400 左岸 2,400	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
熊本土木事務所 計				14 箇所	113,750	右岸 58,800 左岸 54,950	

② 重要水防区間一覧表[河川の部] (Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区中無田町～熊本市南区川口町	右岸 7,300 左岸 7,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工
2	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田～	右岸 0 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
3	緑川	矢形川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田～	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	内田川	熊本土木	熊本市南区内田町～	右岸 250 左岸 250	法崩れすべり	積み土のう工
5	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区立福寺町～熊本市北区釜尾町	右岸 5,190 左岸 5,190	堤防高不足	積み土のう工 木流し工
6	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区鶴羽田町～熊本市北区飛田3丁目	右岸 1,000 左岸 1,000	洗掘	積み土のう工 木流し工
7	坪井川	立福寺川	熊本土木	熊本市北区立福寺町～	右岸 300 左岸 300	洗掘	積み土のう工
8	坪井川	西谷川	熊本土木	熊本市北区万楽寺町～熊本市北区立福寺町	右岸 2,549 左岸 2,549	洗掘	木流し工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区無田口地先～熊本市南区畠口町	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工
10	千間江湖	千間江湖	熊本土木	熊本市南区江富町～熊本市南区内田町	右岸 2,862 左岸 2,862	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	滑川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高～	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所 計				11箇所	50,002	右岸 24,151 左岸 25,851	

③ 重要水防区間一覧表[河川の部] (Cランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高～熊本市南区城南町鰐瀬	右岸 4,150 左岸 4,150	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	豊田川	熊本土木	熊本市北区植木町舟島～熊本市北区植木町鞍掛	右岸 7,100 左岸 7,100	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	木葉川	熊本土木	熊本市北区植木町豊岡～熊本市北区植木町円大寺	右岸 4,200 左岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所 計				3箇所	30,900	右岸 15,450 左岸 15,450	

④ 重要水防区間一覧表[海岸の部]

番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	熊本	B	有明海沿岸	百貫港沿岸	熊本市西区松尾町上松尾 ～ 熊本市西区松尾町近津	420	越波	
熊本土木事務所 計				1箇所		420		

⑤ 重要水防区間一覧表[水門の部]

所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法
熊本	除川水門	除川	熊本市南区畠口町	熊本農政事務所	浸水	
熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	熊本土木事務所	浸水	
熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工
熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工
熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工
熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	杉上土地改良区	浸水	積み土のう工
熊本土木事務所	計		6箇所			

⑥ 重要水防施設一覧表[ダム・水門堰の部]

名称	河川名	位置	所管 振興局	管理者	操作
加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国交省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞
新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)
中無田水門	〃	熊本市南区中無田町	〃	〃	緑川逆水入始緑川側扉 粗と同時に閉塞
六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	天明土地改良区理事長	気象注意報で解放
松の木堰	天明新川	熊本市南区奥古閑町	〃	天明新川土地改良区理事長	〃
三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	三本松土地改良区理事長	J R鹿児島本線白川橋上流
十八口堰	〃	熊本市南区薄場町	〃	十八口土地改良区理事長	気象注意報で解放
渡鹿堰	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿堰土地改良区理事長	〃
石塘堰	坪井川	熊本市西区二本木一丁目	〃	石塘堰樋土地改良区理事長	自動転倒
杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	宇土八水土地改良区理事長	水位30cm上昇につき 自動開扉
碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	〃	宇土八水土地改良区理事長	気象注意報で解放、 J R鹿児島本線浜戸川橋上流
築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	杉上土地改良区理事長	
丹生宮堰	〃	熊本市南区城南町	〃	宇土八水土地改良区理事長	丹生宮堰閉堰
島田堰	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	緑川南部土地改良区理事長	自動転倒
木原・六田統合堰	〃	熊本市南区城南町	〃	木原・六田統合堰管理組合	自動転倒
合計		15箇所			

資料 2 - 5 重要水防箇所以外で河川の決壊・溢水等が予測される箇所

順番	級	河川名	表示	区 間	延長 (m)	予 測 される 危 険
1	1 級 県 (都市基盤)	健 軍 川	左 岸 (A)	戸島西 3 丁目から神水本町加勢川 合流点まで	6,800	溢 水
			右 岸 (A)	長嶺南 8 丁目から神水本町加勢川 合流点まで	6,800	
2	1 級 県 (都市基盤)	鶯 川	左 岸 (A)	秋津 3 丁目から桜木 1 丁目まで 秋津 3 丁目から花立 2 丁目まで	1,275	溢 水
			右 岸 (A)		1,275	
3	1 級 県 (都市基盤)	藻器堀川	左 右 岸 (A)	長嶺東 7 丁目から水前寺公園加勢 川合流点まで	6,300 6,300	溢 水
4	2 級 県	麴 川	左 岸 (A)	島崎 5 丁目から井芹川合流点まで 同 上	1,733	溢 水
			右 岸 (A)		1,733	
5	2 級 県	千間江湖川	右 岸 (B)	白石町から内田町まで	1,100	溢 水
6	準 用	谷尾崎川	左 岸 (A)	谷尾崎町字迫 1 2 6 9 - 3 から井芹 川合流点まで 谷尾崎町字東谷院平 1 5 4 5 - 1 か ら井芹川合流点まで	1,330	溢 水
			右 岸 (A)		1,330	
7	準 用 通	前 川	左 岸 (A)	花園 7 丁目 1 5 5 3 - 3 から花園 7 丁目井芹川合流点まで 花園 7 丁目 1 5 7 0 から花園 7 丁目 井芹川合流点まで	750	溢 水
			右 岸 (A)		750	
8	砂 防	近 津 川	左 岸 (A)	松尾町近津井手口から河口まで 同 上	1,300	溢 水
			右 岸 (A)		1,300	
9	砂 防	松 尾 川	左 岸 (A)	松尾町上松尾井手口から坪井川合流 点まで 同 上	2,200	溢 水
			右 岸 (A)		2,200	
10	砂 防	荒 谷 川	左 右 岸 (A)	松尾町皆代	700 700	溢 水

順番	級	河川名	表示	区 間	延 長 (m)	予 測 される 危 険
11	普 通	小山田川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	島崎町北荒尾から島崎2丁目麴川3号橋 合流点まで 同 上	1,400 1,400	溢 水
12	普 通	成道寺川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	花園7丁目成道寺から井芹川合流点ま で	1,000 1,000	溢 水
13	砂 防	岩 戸 川	左 右 岸 (B)	松尾町上松尾	1,590 1,590	決 壊
14	砂 防	へり山川	左 右 岸 (A)	松尾町上松尾	250 250	決 壊
15	砂 防	南 迫 川	左 右 岸 (B)	池田町	160 160	土砂流出
16	普 通	護藤上地区 水路	右 岸 (B)	護藤町から無田口まで	700	溢 水
17	砂 防	谷 川	左 右 岸	上高橋町	400 400	決 壊
18	砂 防	立福寺川	左 右 岸	立福寺町	250	決 壊
19	砂 防	花立谷川	左 右 岸	松尾町	50	決 壊
20	2 級 県	井 芹 川	左右岸	植木町鑑田	200	決 壊
21	準 用	鑑 田 川	左右岸	植木町木下	620	決 壊
22	普 通	下宮地地区 用排水路	左右岸	城南町下宮地	920	溢 水
23	普 通	阿高地区 用排水路	左右岸	城南町東阿高～城南町阿高	1,200	溢 水
合 計					53,696	

資料 3 洪水予報等の発表形式及び伝達系統

資料 3 - 1 洪水予報発表形式

① 予報文例（氾濫注意情報）



正規

みどりかわすいがい
緑川水系氾濫注意情報

緑川水系洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
令和3年05月17日06時40分

熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】^{みどりかわすいがい}緑川水系では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】^{みみながわ みみな}御船川の^{かみましきくみみなまで}御船水位観測所（上益城郡御船町）では、17日06時30分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に90ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	17日01時00分～17日06時30分 までの流域平均雨量	17日06時30分～17日09時30分 までの流域平均雨量の見込み
緑川上流域	83ミリ	80ミリ
流域	16日14時00分～17日06時30分 までの流域平均雨量	17日06時30分～17日09時30分 までの流域平均雨量の見込み
緑川中流域	95ミリ	80ミリ
流域	16日17時00分～17日06時30分 までの流域平均雨量	17日06時30分～17日09時30分 までの流域平均雨量の見込み
加勢川流域	108ミリ	50ミリ
流域	17日00時00分～17日06時30分 までの流域平均雨量	17日06時30分～17日09時30分 までの流域平均雨量の見込み
御船川流域	152ミリ	100ミリ

(水位)

緑川水系の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	17日06時30分の状況	1.76 -				
	17日07時30分の予測	*** -				
	17日08時30分の予測	*** -				
	17日09時30分の予測	*** -				
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	17日06時30分の状況	0.96 -				
	17日07時30分の予測	*** -				
	17日08時30分の予測	*** -				
	17日09時30分の予測	*** -				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	17日06時30分の状況	2.27 -				
	17日07時30分の予測	*** -				
	17日08時30分の予測	*** -				
	17日09時30分の予測	*** -				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	17日06時30分の状況	3.22 -				
	17日07時30分の予測	3.90 -				
	17日08時30分の予測	4.03 -				
	17日09時30分の予測	4.08 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	城南 水位観測所	中甲橋 水位観測所	大六橋 水位観測所
	熊本市	下益城郡美里町	上益城郡嘉島町
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.20	4.60	4.40
レベル3水位 避難判断水位※	5.80	4.10	3.90
レベル2水位 氾濫注意水位	4.30	3.00	3.20
レベル1水位 水防団待機水位	3.30	2.00	2.50
受け持ち区間	緑川 左岸 熊本県熊本市から 熊本県宇土市 右岸 熊本県甲佐町から 熊本県熊本市	緑川 左岸 熊本県甲佐町 右岸 熊本県甲佐町	加勢川 左岸 熊本県嘉島町から 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市 中島校区、飽田西校区、 奥古閑校区、川口校区、 銭塘校区、中緑校区、飽 田南校区、川尻校区、富 合校区、秋津校区、杉上 校区、隈庄校区 熊本県宇土市	熊本県熊本市 杉上校区 熊本県上益城郡御船町 小坂校区 熊本県上益城郡甲佐町 白旗校区、龍野校区、甲 佐校区、乙女校区 熊本県下益城郡美里町 中央校区	熊本県熊本市 中島校区、飽田西校区、 奥古閑校区、川口校区、 銭塘校区、中緑校区、飽 田東校区、飽田南校区、 力合校区、川尻校区、富 合校区、日吉校区、日吉 東校区、城南校区、春竹 校区、田迎校区、御幸校

	走潟校区、網津校区、緑川校区、宇土校区、宇土東校区、花園校区 熊本県宇城市 不知火校区、松橋校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島東校区、嘉島西校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、御船校区 熊本県上益城郡甲佐町 乙女校区、白旗校区		区、田迎南校区、砂取校区、画図校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島東校区、嘉島西校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、木倉校区、御船校区
観測所名	御船 水位観測所 上益城郡御船町		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.30		
レベル3水位 避難判断水位※	3.60		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	御船川 左岸 熊本県御船町 右岸 熊本県御船町から 熊本県嘉島町		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	熊本県熊本市 御幸校区、画図校区、秋津校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島西校区、嘉島東校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、木倉校区、御船校区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://fri.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111

気象関係：気象庁 熊本地方気象台 現業室 電話：096-352-0345

② 予報文例（氾濫警戒情報）



正規

みどりかわすいけい
緑川水系氾濫警戒情報

緑川水系洪水予報第2号
洪水警報（発表）
令和3年05月17日07時10分

熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】緑川水系では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主文）

【警戒レベル3相当】御船川の御船水位観測所（上益城郡御船町）では、17日06時50分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。上益城郡御船町、上益城郡嘉島町では、御船川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで1時間に90ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	17日01時00分～17日06時50分 までの流域平均雨量	17日06時50分～17日09時50分 までの流域平均雨量の見込み
緑川上流域	90ミリ	60ミリ
流域	16日14時00分～17日06時50分 までの流域平均雨量	17日06時50分～17日09時50分 までの流域平均雨量の見込み
緑川中流域	102ミリ	60ミリ
流域	16日17時00分～17日06時50分 までの流域平均雨量	17日06時50分～17日09時50分 までの流域平均雨量の見込み
加勢川流域	115ミリ	50ミリ
流域	17日00時00分～17日06時50分 までの流域平均雨量	17日06時50分～17日09時50分 までの流域平均雨量の見込み
御船川流域	163ミリ	80ミリ

(水位)

緑川水系の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	17日06時50分の状況	2.14 -				
	17日07時50分の予測	3.64 -	■			
	17日08時50分の予測	4.28 -	■			
	17日09時50分の予測	4.65 -	■	■		
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	17日06時50分の状況	1.37 -				
	17日07時50分の予測	-				
	17日08時50分の予測	-				
	17日09時50分の予測	-				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	17日06時50分の状況	2.32 -				
	17日07時50分の予測	-				
	17日08時50分の予測	-				
	17日09時50分の予測	-				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	17日06時50分の状況	3.72 -	■	■	■	
	17日07時50分の予測	4.31 -	■	■	■	■
	17日08時50分の予測	4.36 -	■	■	■	■
	17日09時50分の予測	4.21 -	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	城南 水位観測所	中甲橋 水位観測所	大六橋 水位観測所
	熊本市	下益城郡美里町	上益城郡嘉島町
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.20	4.60	4.40
レベル3水位 避難判断水位※	5.80	4.10	3.90
レベル2水位 氾濫注意水位	4.30	3.00	3.20
レベル1水位 水防団待機水位	3.30	2.00	2.50
受け持ち区間	緑川 左岸 熊本県熊本市から 熊本県宇土市 右岸 熊本県甲佐町から 熊本県熊本市	緑川 左岸 熊本県甲佐町 右岸 熊本県甲佐町	加勢川 左岸 熊本県嘉島町から 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市 中島校区、飽田西校区、 奥古閑校区、川口校区、 銭塘校区、中緑校区、飽 田南校区、川尻校区、富 合校区、秋津校区、杉上 校区、隈庄校区	熊本県熊本市 杉上校区 熊本県上益城郡御船町 小坂校区 熊本県上益城郡甲佐町 白旗校区、龍野校区、甲 佐校区、乙女校区	熊本県熊本市 中島校区、飽田西校区、 奥古閑校区、川口校区、 銭塘校区、中緑校区、飽 田東校区、飽田南校区、 力合校区、川尻校区、富 合校区、日吉校区、日吉

	熊本県宇土市 走湯校区、網津校区、緑川校区、宇土校区、宇土東校区、花園校区 熊本県宇城市 不知火校区、松橋校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島東校区、嘉島西校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、御船校区 熊本県上益城郡甲佐町 乙女校区、白旗校区	熊本県下益城郡美里町 中央校区	東校区、城南校区、春竹校区、田迎校区、御幸校区、田迎南校区、砂取校区、画図校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島東校区、嘉島西校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、木倉校区、御船校区
観測所名	御船 水位観測所		
	上益城郡御船町		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.30		
レベル3水位 避難判断水位※	3.60		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	御船川 左岸 熊本県御船町 右岸 熊本県御船町から 熊本県嘉島町		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市 御幸校区、画図校区、秋津校区 熊本県上益城郡嘉島町 嘉島西校区、嘉島東校区 熊本県上益城郡御船町 高木校区、小坂校区、木倉校区、御船校区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

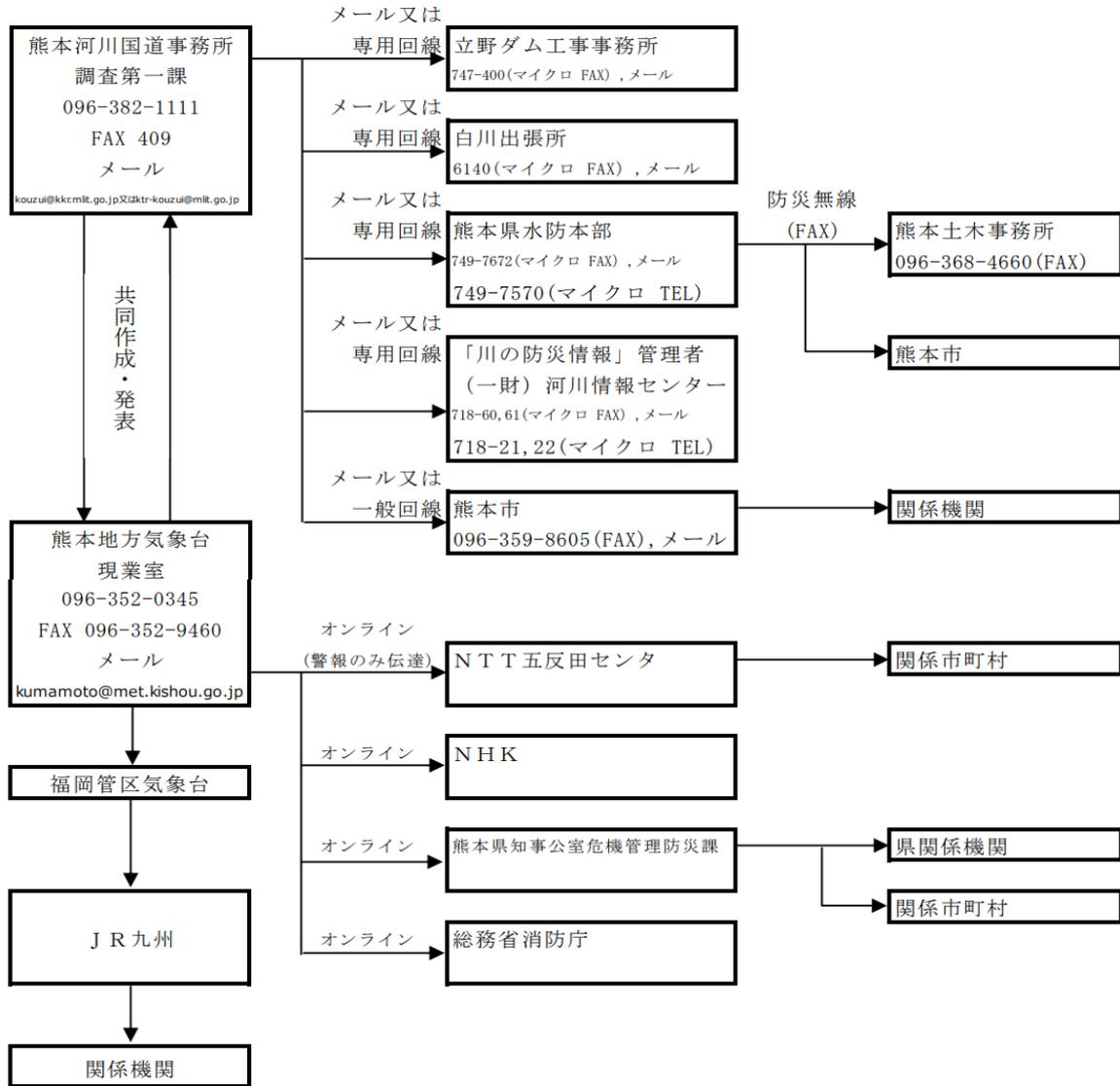
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111

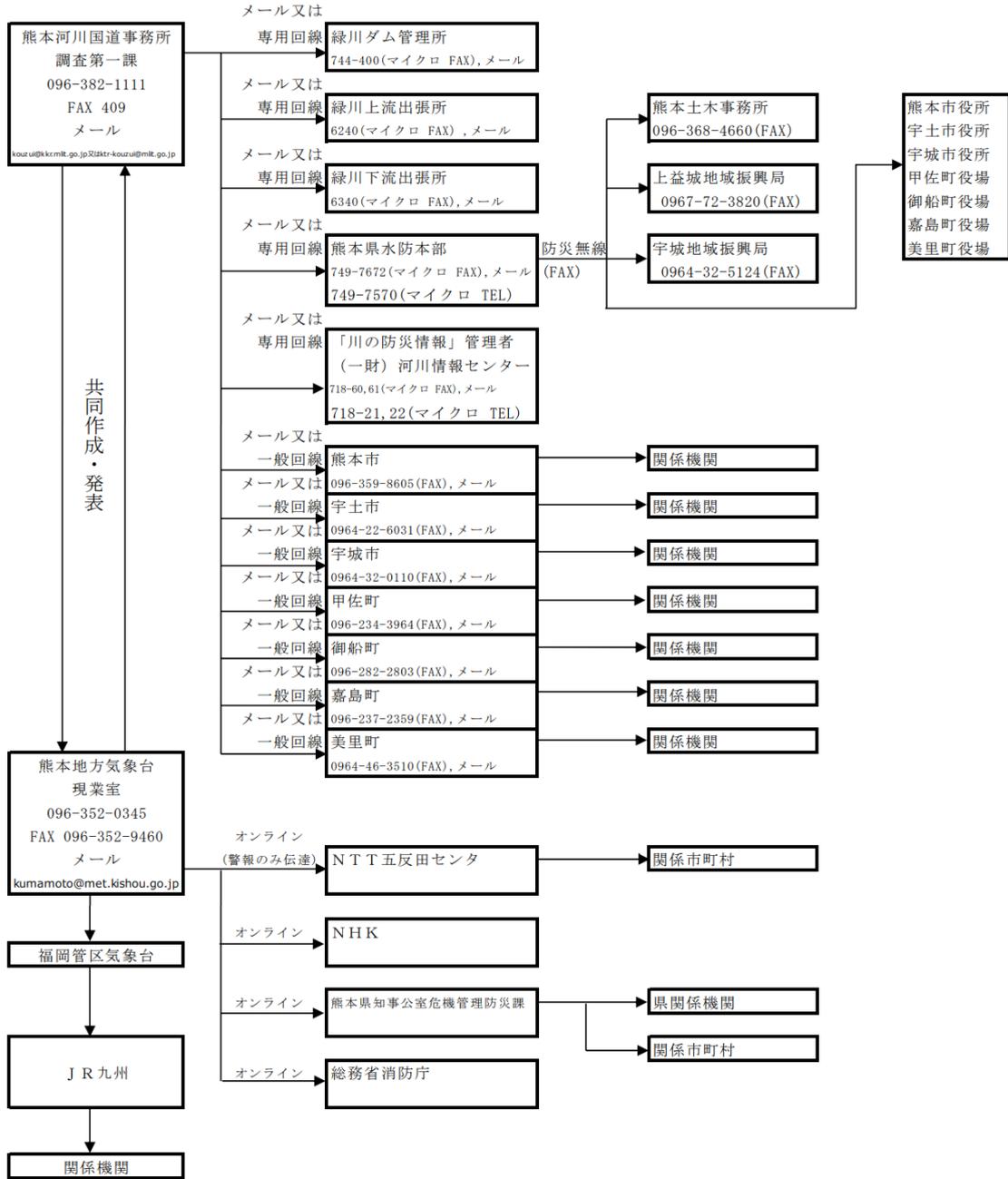
気象関係：気象庁 熊本地方気象台 現業室 電話：096-352-0345

資料 3 - 2 洪水予報伝達系統図

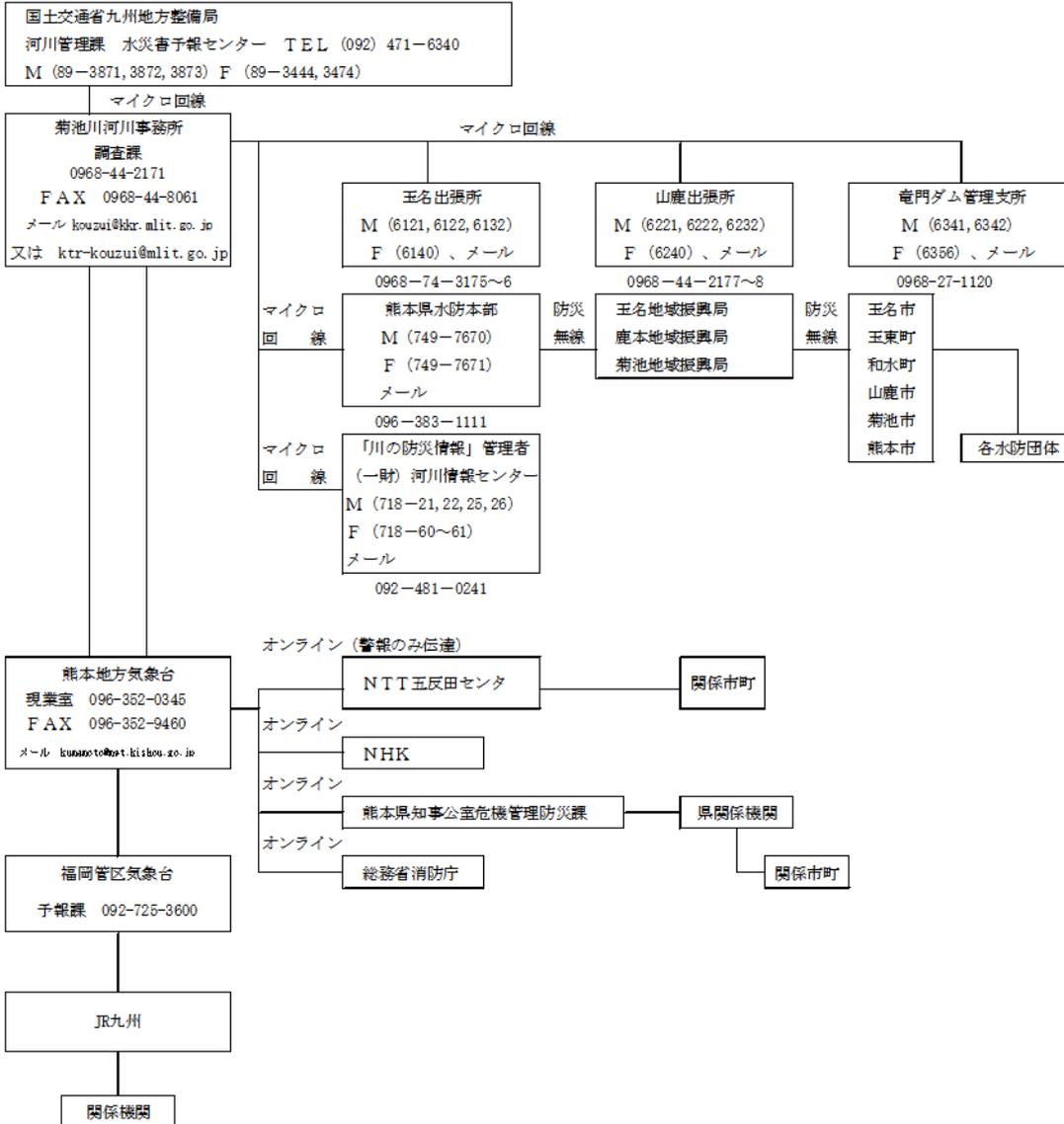
① 伝達系統図 (白川)



② 伝達系統図 (緑川)



③ 伝達系統図（菊池川）



資料 3 - 3 水防警報発表形式（国土交通省発表）

様式-1

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
水防団待機水位	<input type="checkbox"/> イ に達しましたので <input type="checkbox"/> ロ を越え今後はん濫注意水位に達すると思われるので	
待機してください。		

様式-2

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
平成 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分には		
水防団待機水位に達し	<input type="checkbox"/> イ はん濫注意水位を突破すると思われるので <input type="checkbox"/> ロ 1時間に_____cmの割合で上昇していますので	
今後の状況によりいつでも出動できるよう準備して下さい。		

様式-3

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
平成 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局	
	事務所発表	
_____の水位は__日__時__分には		
はん濫注意水位に達し		
<input type="checkbox"/> イ 尚、上昇していますので <input type="checkbox"/> ロ 1時間に__cmの割合で上昇していますので		
出動して厳重に警戒して下さい。		

様式-4

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	警 戒	
平成 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局	
	事務所発表	
_____雨量観測所では__日の__時から__時までの		
1時間に_____mmの降雨を記録しました。		
_____水位観測所の__日__時現在の水位は__mで		
<input type="checkbox"/> イ 尚、上昇しています。 <input type="checkbox"/> ロ 1時間に__cmの割合で上昇しています。		
今後まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒して下さい。		

様式-5

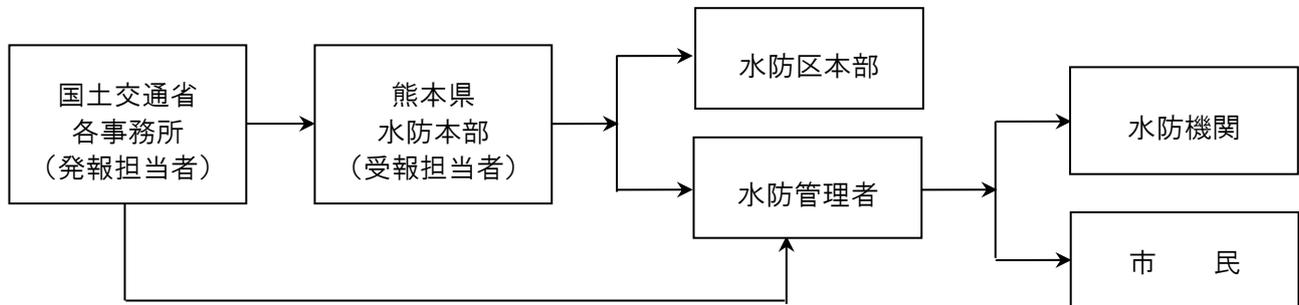
水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	警 戒	
平成 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分には__mになって		
<input type="checkbox"/> イ 計画高水位を越え <input type="checkbox"/> ロ はん濫注意水位を越え		<input type="checkbox"/> イ まだ増水の見込みですから <input type="checkbox"/> ロ ましたから <input type="checkbox"/> ハ ていますから
_____地区では		<input type="checkbox"/> イ の危険がありますから <input type="checkbox"/> ロ し始めましたから <input type="checkbox"/> ハ しつつありますから
<input type="checkbox"/> イ 堤防が漏水 <input type="checkbox"/> ロ 堤防が溢水(あふれる) <input type="checkbox"/> ハ 堤防が決壊		
<input type="checkbox"/> イ 嚴重警戒を要します。 <input type="checkbox"/> ロ 水防体制を強化して下さい。		

様式-6

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも		
考えられるので、待機して引き続き注意してください。		

資料 3 - 4 水防警報連絡系統図及び連絡機関（国土交通省発 表）

① 連絡系統図



② 連絡機関

河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	各水防区本部	水防管理者
白川	代継橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	熊本土木事務所長	熊本市長
緑川	中甲橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	美里町長、甲佐町長
	城南			熊本土木事務所長 宇城地域振興局長 上益城地域振興局長	熊本市長、 宇土市長、御船町長、 嘉島町長、甲佐町長
加勢川	大六橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	熊本土木事務所長 上益城地域振興局長	熊本市長 嘉島町長
合志川	佐野	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長 菊池地域振興局長	熊本市長 菊池市長

資料 3 - 5 水防警報発表形式（熊本県発表）

① FAX

(FAX:発令様式-1)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	-------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	準備・待機	
平成 年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
<p>川(観測局)水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p> 観測局の水位は、 月 日 時 分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況によりいつでも出動できるよう準備してください。</p> <p>現在の水位 . m (水防団待機水位 . m / はん濫注意水位 . m) 直前10分間での水位上昇 cm</p> <p>熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケイタイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>		

(地域振興局 Tel -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 Tel -) 発信者名() 発信時刻(:)

送信先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX:発令様式-2)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	-------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
平成 年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
川(観測局) 氾濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ		
観測局の水位は、 月 日 時 分に氾濫注意水位に達しました。		
水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。		
現在の水位 . m (氾濫注意水位 . m / 避難判断水位 . m) 直前10分間での水位上昇 cm		
熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(地域振興局 Tel -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 Tel -) 発信者名() 発信時刻(:)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX:発令様式-4)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	-------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	嚴重警戒	
平成 年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
川(観測局) 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり		
観測局の水位は、 月 日 時 分に氾濫危険水位に達しました。		
水位はさらに上昇し重大な被害が発生する氾濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させると共に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。		
現在の水位 . m (避難判断水位 . m / 氾濫危険水位 . m) 直前10分間での水位上昇 cm		
熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(地域振興局 TEL -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL -) 発信者名() 発信時刻(:)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX:発令様式-5)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	解除	
平成 年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
<p>川(観測局)氾濫注意水位を下回る 水位はさらに下降見込み</p> <p>観測局の水位は、月 日 時 分に氾濫注意水位(水防団待機水位)を下回りましたので水防警報を解除します。</p> <p>現在の水位 . m (水防団待機水位 . m / はん濫注意水位 . m)</p> <p>熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケイタイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>		

(地域振興局 TEL -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL -) 発信者名() 発信時刻(:)

送信先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

② E-mail: PC版

「E-Mail:発令様式」(PC版)

①	表題	□□川(■■観測局) 水防警報○号 待機・準備
	本文	<p>□□川(■■観測局) 水防警報○号 待機・準備 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局(熊本土木事務所)発表</p> <p>□□川(■■観測局) 水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

②	表題	□□川(■■観測局) 水防警報○号 出動
	本文	<p>□□川(■■観測局) 水防警報○号 出動 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局(熊本土木事務所)発表</p> <p>□□川(■■観測局) はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫注意水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。出動して嚴重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

③	表題	□□川(■■観測局) 水防警報○号 警戒
	本文	<p>□□川(■■観測局) 水防警報○号 警戒 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局(熊本土木事務所)発表</p> <p>□□川(■■観測局) 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に到達するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分に避難判断水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して避難準備情報を提供すると共に、水防体制を強化し嚴重に警戒してください。 なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。</p> <p>現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

④	表題	□□川（■■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒
	本文	<p>□□川（■■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局）はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>■■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫危険水位に達しました。 水位はさらに上昇し重大な被害が発生するはん濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させる伴に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

⑤	表題	□□川（■■■観測局） 水防警報○号 解除
	本文	<p>□□川（■■■観測局） 水防警報○号 解除 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局） 水位は下降見込み</p> <p>■■■観測局の水位は○月○日○時○分に○mを最高とし、○月○日○時○分にはん濫注意水位（水防団待機水位）を下回っており、今後下降する見込みですので水防警報を解除します。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

③ E-mail : 携帯版

「E-Mail: 発令様式」(携帯版)

①	表題	□□川水防警報○号 待機準備 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表
	本文	□□川（■観測局）、○月○日○時○分に水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ 今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m) 直前10分間での水位上昇○○cm

②	表題	□□川水防警報○号 出動 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表
	本文	□□川（■観測局）、○月○日○時○分にはん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ 水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m (はん濫注意水位◆.◆◆m/避難判断水位△.△△m) 直前10分間での水位上昇○○cm

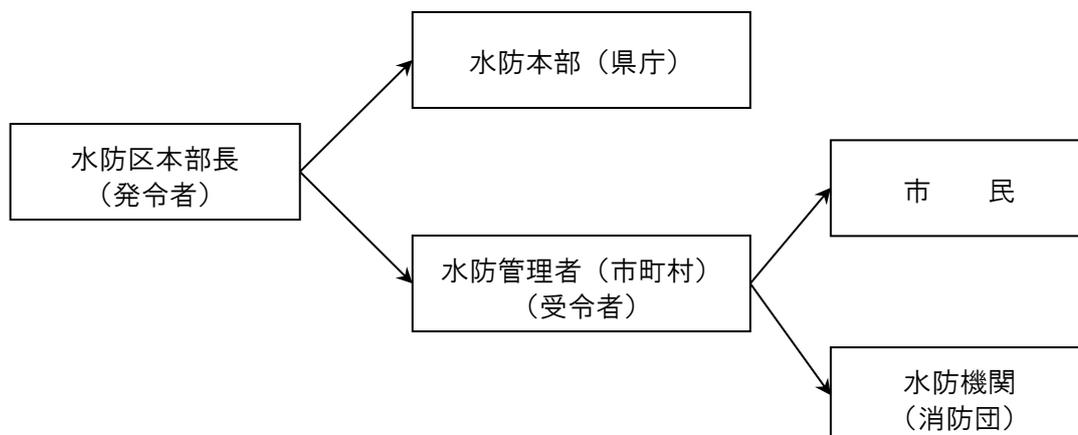
③	表題	□□川水防警報○号 警戒 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表
	本文	□□川（■観測局）、○月○日○時○分に避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に到達するおそれ 水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して避難準備情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。 なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。 現在の水位 ○.○○m (避難判断水位◆.◆◆m/はん濫危険水位△.△△m) 直前10分間での水位上昇○○cm

④	表題	□□川水防警報○号 厳重警戒 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表
	本文	□□川（■観測局）、○月○日○時○分にはん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり 水位はさらに上昇し重大な被害が発生するはん濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させる伴に、水防体制をさらに強化し厳重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m (避難判断水位◆.◆◆m/はん濫危険水位△.△△m) 直前10分間での水位上昇○○cm

⑤	表題	□□川水防警報○号 解除 平成○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表
	本文	□□川（■観測局）水位は下降見込み ■観測局の水位は○月○日○時○分に、はん濫注意水位（水防団待機水位）を下回っており、水位はさらに下降する見込みですので水防警報を解除します。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m)

資料 3 - 6 水防警報連絡系統図及び連絡機関（熊本県発表）

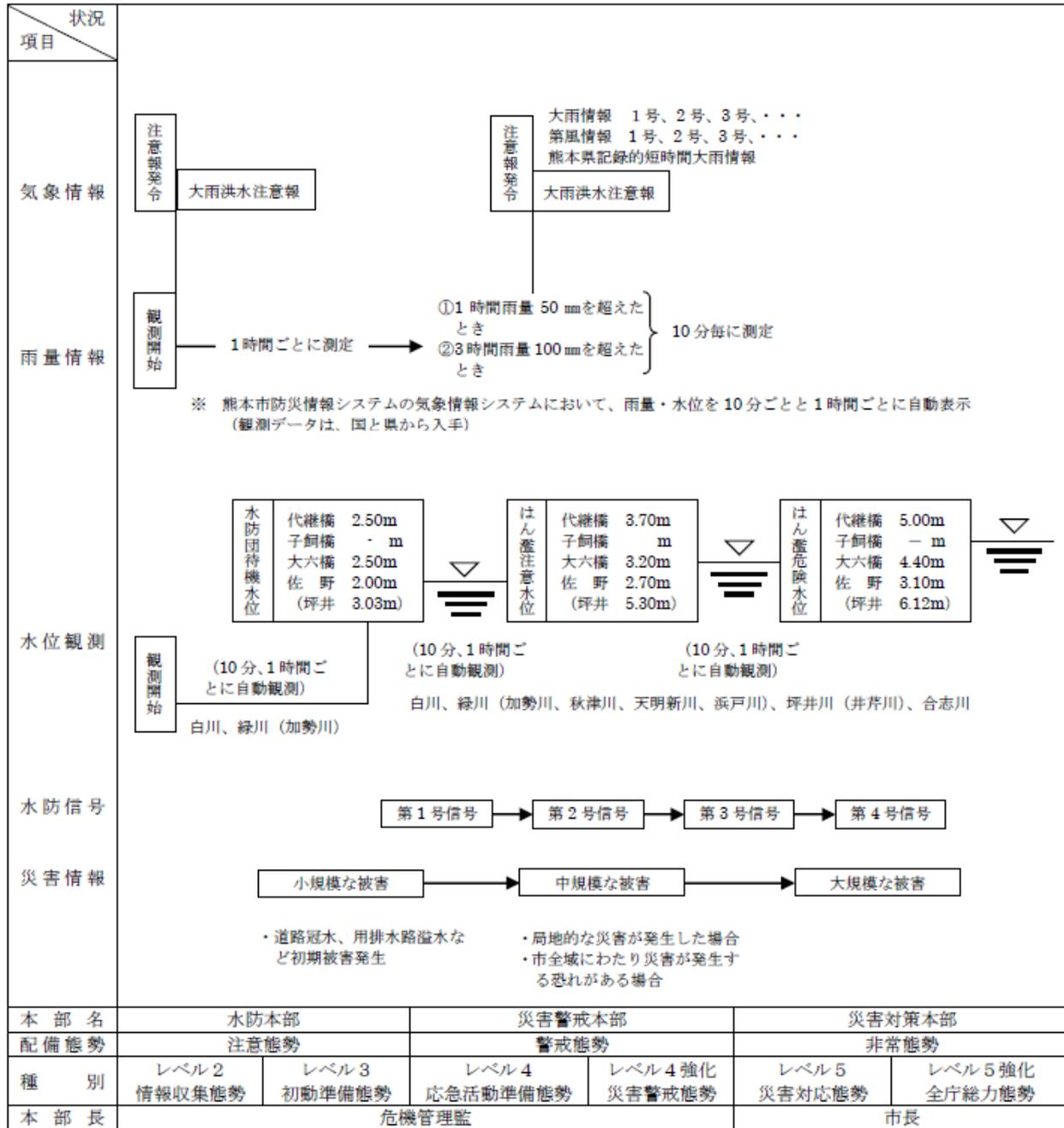
① 連絡系統図



② 連絡機関

河川名	観測所名	水防警報発令者	連絡方法（予備方法）	水防管理者
しらかわ 白川	よしほらばし 吉原橋	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
つばいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	つばい 坪井	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	たかひらばし 高平橋	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	つるはたばし 鶴羽田橋	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	つるのばし 鶴野橋	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	にしごと 西里	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
よけかわ 除川	よけかわ 除川	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
てんめいしんかわ 天明新川	てんめいしんかわ 天明新川	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
しょうけぼりがわ 藻器堀川	しょうけぼりがわ 藻器堀川	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	熊本土木事務所長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	宇城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
やかたがわ 矢形川	おちあいはし 落合橋	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長
	かしま 嘉島	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市長

資料 3 - 7 水災害想定図（気象予警報その他各種情報に基づく災害配備体制の過程）



資料 4 防災関係機関等連絡先

資料 4 - 1 防災関係機関等電話番号

名称	番号	名称	番号
熊本県庁	096-383-1111	熊本市役所	096-328-2111
熊本地方気象台	096-324-3283	災害対策本部	096-311-1111
熊本海上保安部	0964-52-3103	水防本部・災害警戒本部	096-328-2222
熊本空港事務所	096-232-2853	熊本市消防局	096-363-0119
九州地方整備局熊本河川国道事務所	096-382-1111	中央消防署	096-371-0119
白川地域防災センター	096-354-5454	東消防署	096-367-0119
九州地方整備局菊池川河川事務所	0968-44-2171	西消防署	096-325-0119
陸上自衛隊第42即応機動連隊	096-343-3141	南消防署	096-212-0119
熊本県県央広域本部土木部	096-273-9638	北消防署	096-327-0119
熊本県警察本部	096-381-0110	熊本市上下水道局	096-381-1118
熊本中央警察署	096-323-0110	熊本市交通局	096-361-5211
熊本南警察署	096-326-0110	中央区土木センター	096-355-2936
熊本東警察署	096-368-0110	西区土木センター	096-355-2937
熊本北合志警察署	096-341-0110	東区土木センター	096-367-4360
日本赤十字社熊本県支部	096-384-2100	南区土木センター	096-357-4154
日本赤十字社熊本県支部事業推進課	096-384-2119	北区土木センター	096-245-5050
西日本電信電話(株)熊本支店	096-272-9215	中央区役所(総務企画課)	096-328-2610
九州電力送配電(株)玉名配電事業所	0800-777-9432	東区役所(総務企画課)	096-367-9121
九州電力送配電(株)大津配電事業所	0800-777-9433	西区役所(総務企画課)	096-329-1142
九州電力送配電(株)熊本西配電事業所	0800-777-9434	南区役所(総務企画課)	096-357-4112
九州電力送配電(株)熊本東配電事業所	0800-777-9435	北区役所(総務企画課)	096-272-1110
九州電力送配電(株)宇城配電事業所	0800-777-9436	小島河川防災センター	096-329-5951
西部ガス(株) 供給本部熊本供給管理センター	096-370-0919		
九州旅客鉄道(株)熊本支社	096-324-4303		
西日本高速道路(株)九州支社 熊本高速道路事務所	0965-39-0711		
熊本中央郵便局	096-346-6671		

名称	番号	名称	番号
NHK熊本放送局	096-326-8203	熊本市社会福祉協議会	096-322-2331
熊本日日新聞社	096-361-3111	(一社)熊本都市建設業協会	096-372-7575
(株)熊本放送	096-328-5500	(一社)熊本市医師会	096-362-1221
(株)テレビ熊本	096-354-3411	(社)日本アマチュア無線連盟 熊本県支部	096-286-3811
(株)熊本県民テレビ	096-363-6111	(公社)熊本県トラック協会	096-369-3968
熊本朝日放送(株)	096-359-9032	(一社)熊本県エルピーガス協会	096-381-3131
(株)熊本シティエフエム	096-323-6611	気象情報	096-356-8080
(株)エフエム熊本	096-353-3131	道路情報	096-380-2861
		火災情報	096-371-2500

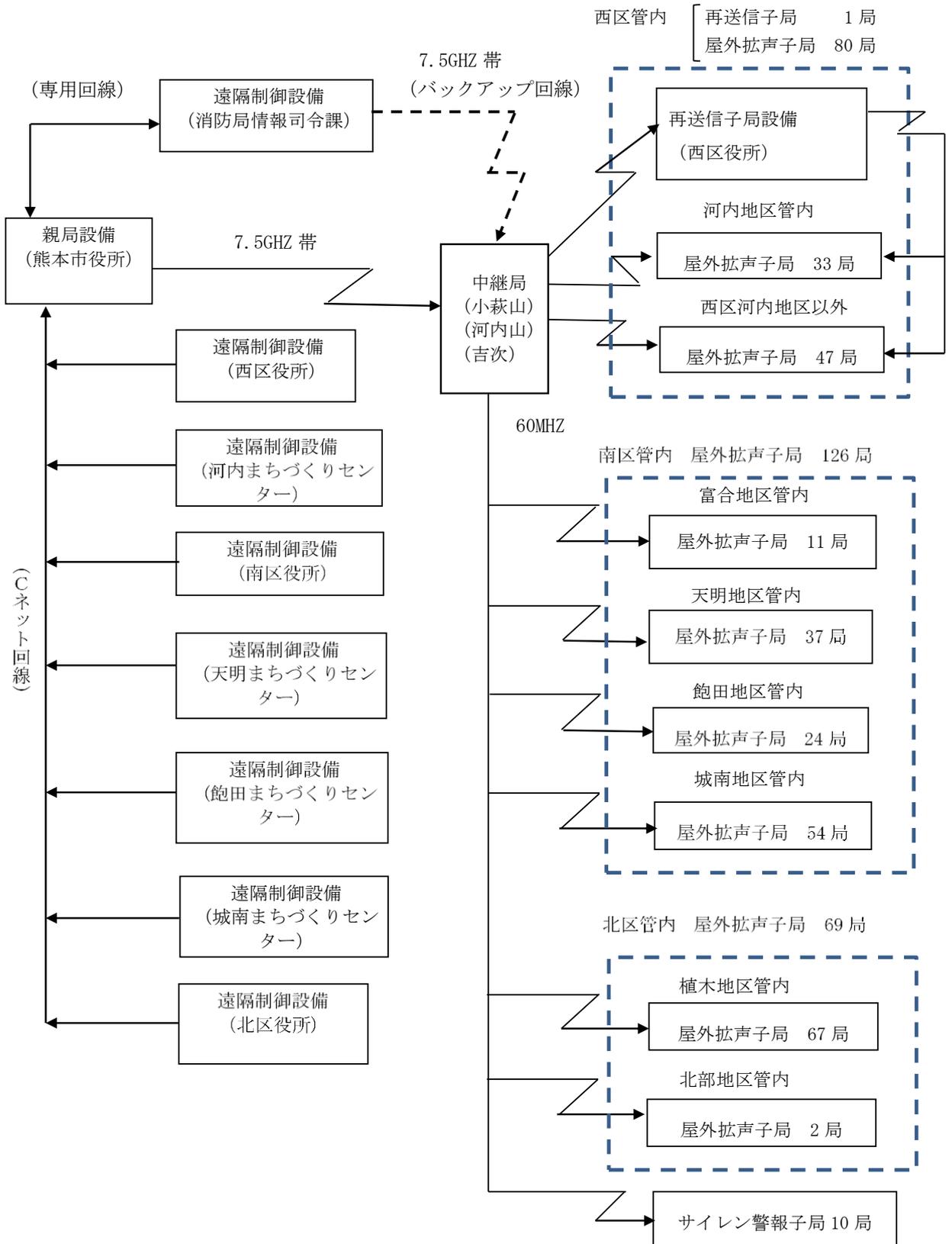
資料 4 - 2 消防関係機関電話番号

関係機関電話番号 (096)

テレホンガイド	371-2500
熊本市消防局	363-0119
	366-5796 (FAX)
消防局	371-8140 (直通)
警防部警防課	363-2044 (FAX)
熊本市消防協会	371-8139 (〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1-3)
中央消防署	371-0119
	363-7186 (FAX)
東 消防署	367-0119
	367-9250 (FAX)
西 消防署	325-0119
	353-5171 (FAX)
南 消防署	212-0119
	212-0125 (FAX)
北 消防署	327-0119
	327-0123 (FAX)
益城西原消防署	286-2119
	286-6947 (FAX)

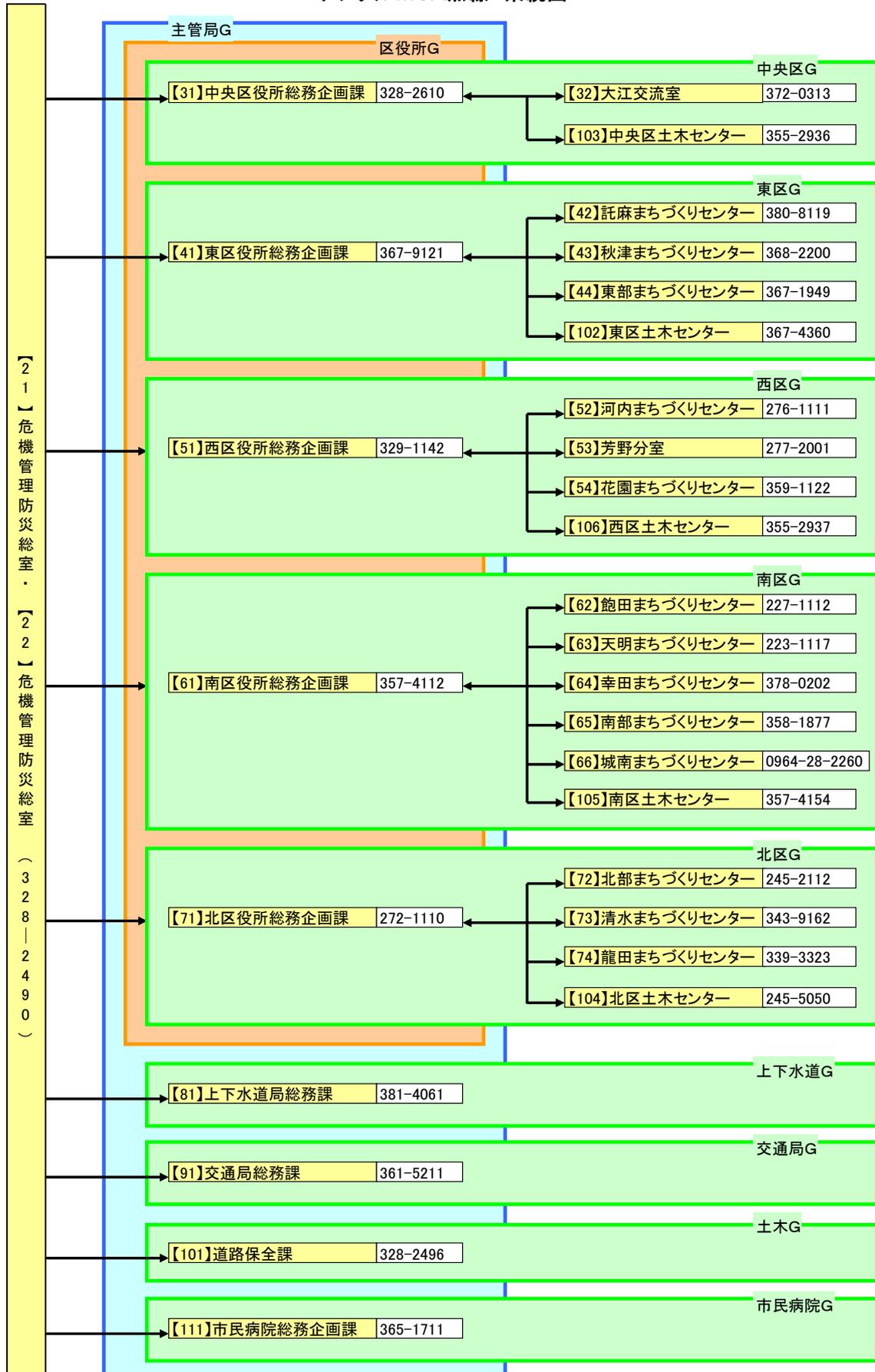
資料 5 熊本市防災行政無線

資料 5 - 1 固定系防災行政無線（災害情報伝達システム含む）系統図



資料 5 - 2 デジタル MCA 無線 配備一覧

デジタルMCA無線 系統図



資料 6 水防工法

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水(盗水)による場合…堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透(漏水)による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

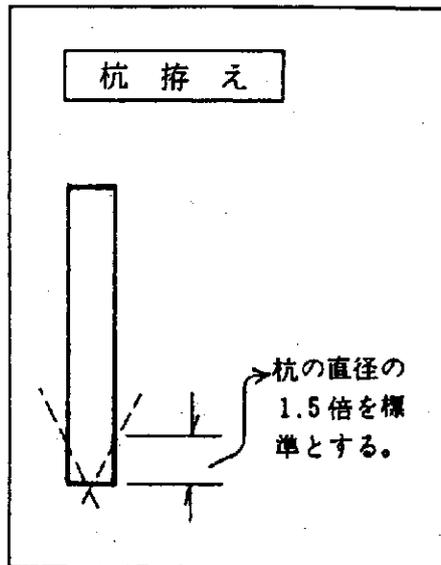
水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピソ、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポソプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプくい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹くい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材 現在
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけ流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり免に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築まわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
裏のり 崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去牒	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

(1) 杭 拵 え



拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノカナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

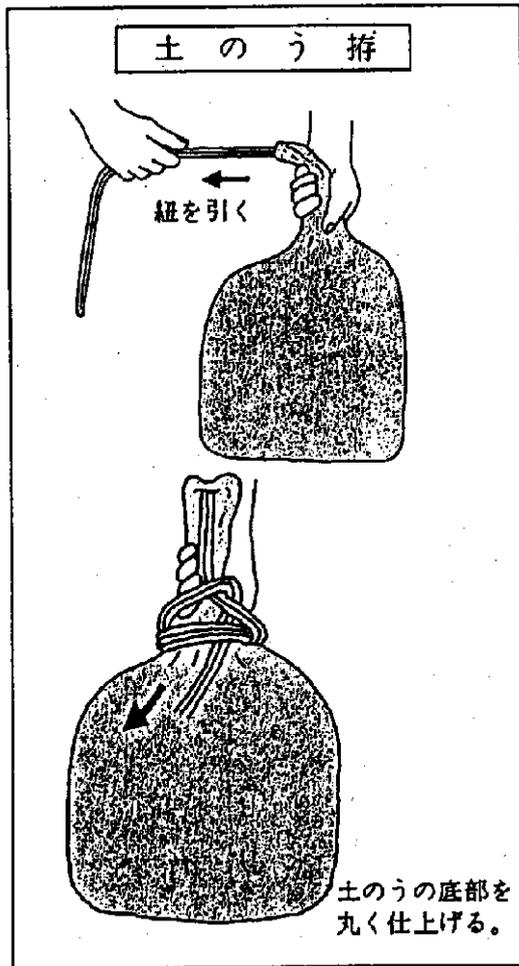
杭拵え数量表(1組当り10本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	杭	末口9cm 長1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

(2) 土のう作り

土のう拵えの用法: 各種工法の重り土のう、積土のう、積土のう及び詰土のう。

拵え方: 土のう袋に土砂を30kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2~3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



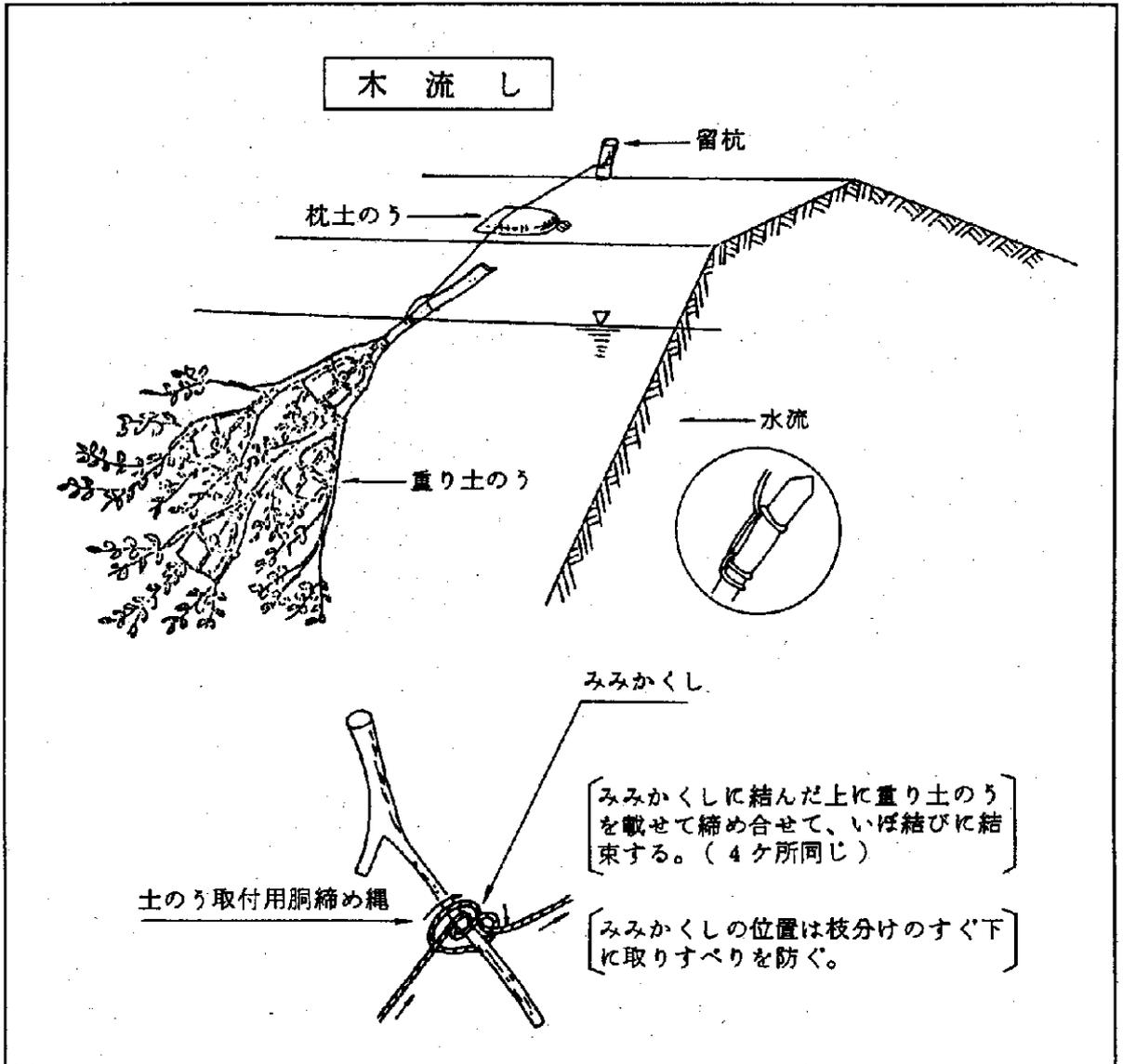
土のう拵え数量表(1組当り20袋)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

(3) 木流し工法

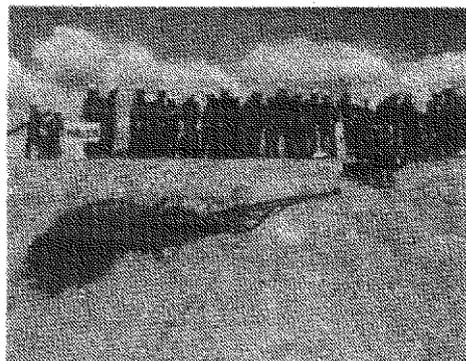
目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

持え方：枝葉の繁茂した樹木(又は竹)を根本から切り、枝に重り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

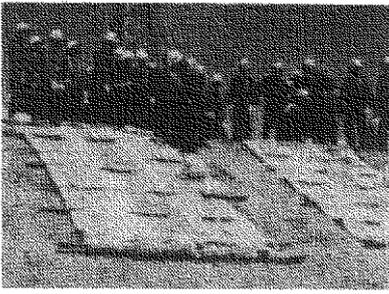


木流し数量表(1組当り1本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛矢	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	二子縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三子縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	本	4				
	鉄 線	10#亜鉛鍍	m	20				

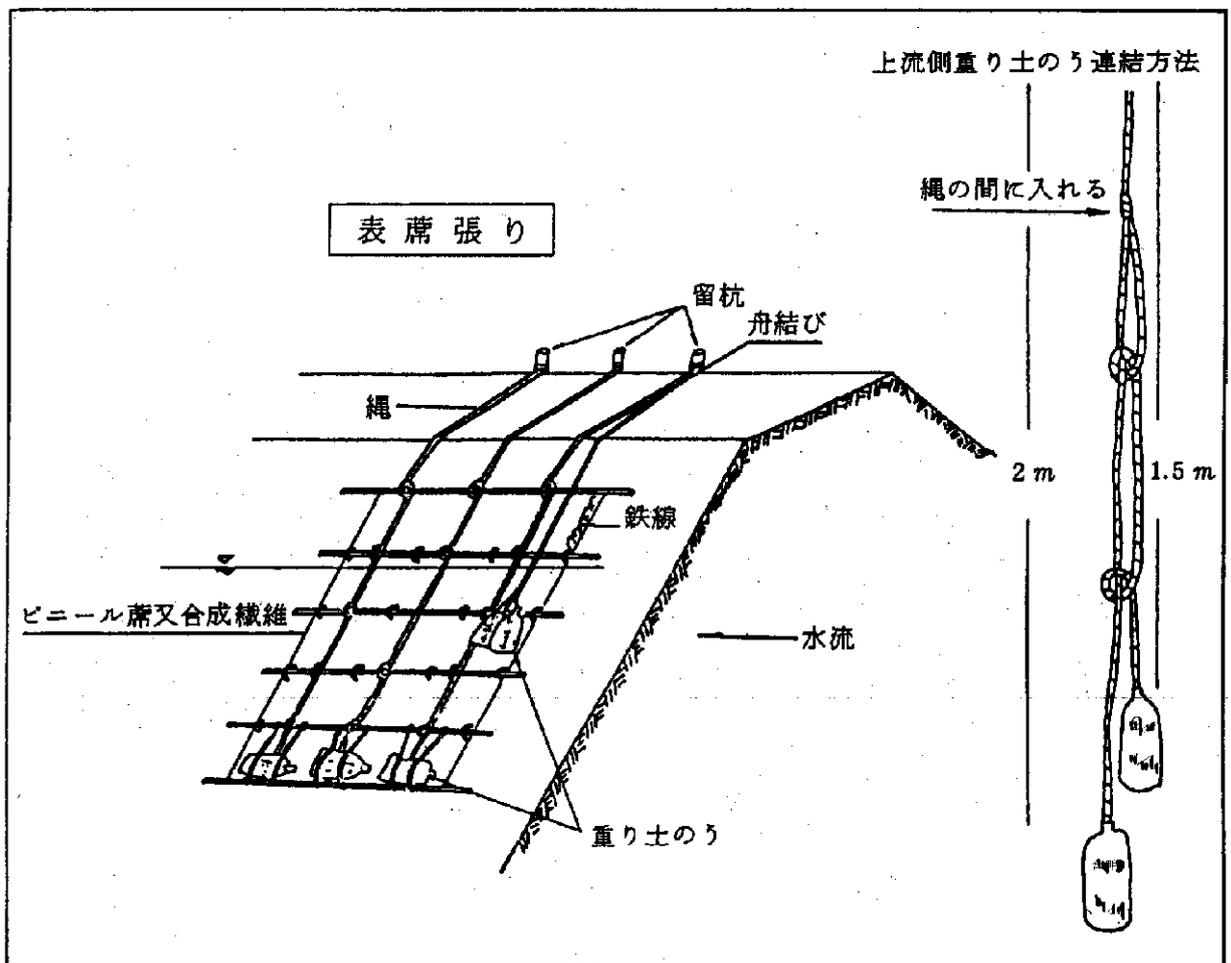


(4) 表蓆張り



目的：川表法崩壊及び透水防止。

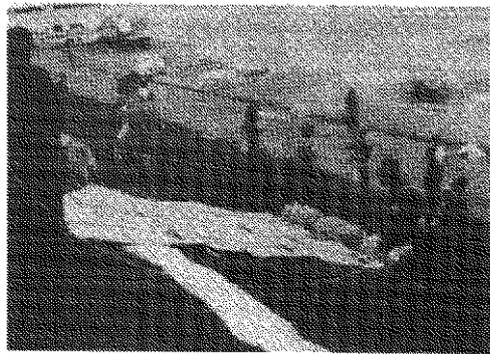
持え方：崩壊面の大きさに応じ、薦を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合せ、(シートを使用する場合は縫い合せる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして竇の子巻とし、天端から廻し縄を除々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうのをせて固定させる。



(注) 上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

表蓆張り数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕(1組1枚当り)

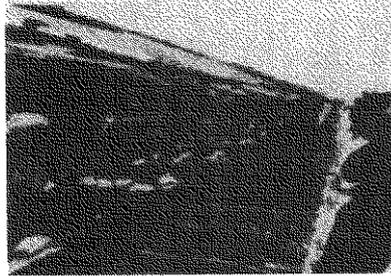
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm	枚	9	縫針	個	2~3	合成繊維シートの場合、縫針必要なし
		又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	〃	1				
	竹	目通り 9cm 長 2.9m	本	6	掛矢	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.2m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				枕土のう外3袋
	二子縄	長3.5m(ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長5.5m(〃)	〃	2				〃
	〃	長6.5m(〃)	〃	6				
	〃	長61.0m(〃)	〃	1				
	蓆吊縄	長11.0m(〃)	〃	3				
	三子縄	長12.0m(〃)	〃	3				
	〃	長7.5m(〃)	〃	2				
〃	長14.5m(〃)	〃	1					



(5) 改良木流し

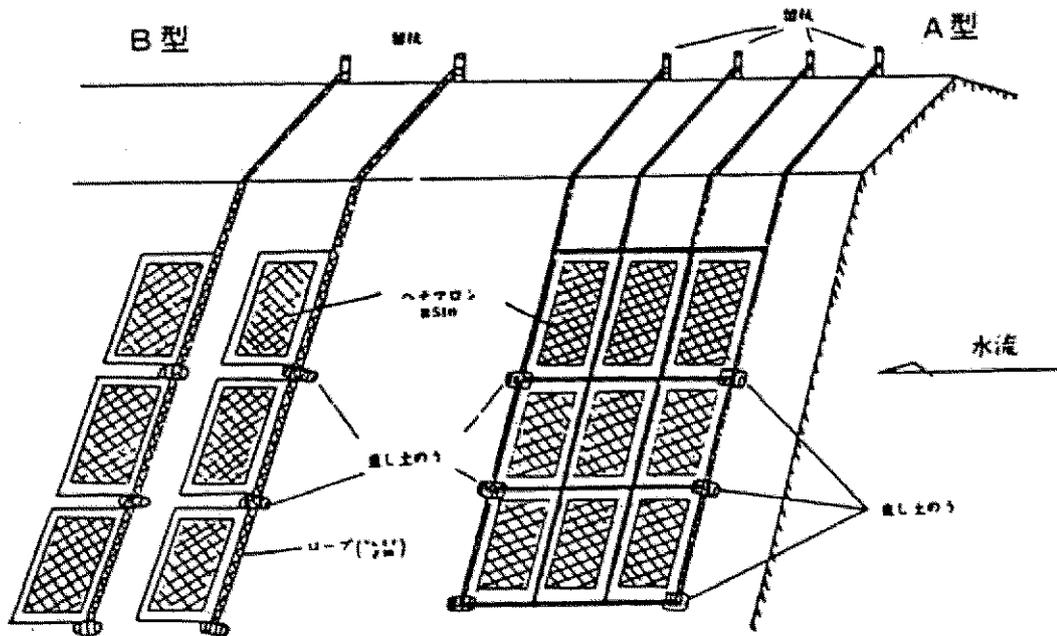
目的：堤防表面洗掘及び崩壊防止。

拵え方：堤防裏肩に留杭(末口9cm、長1.2m程度)を打ち込み、これに繊維マットの固定用ロープを結束し、マットの端部におもし土のう(又はコンクリートブロック)を3～6個取り付け、上流より流しかけ崩壊面に固定させる。

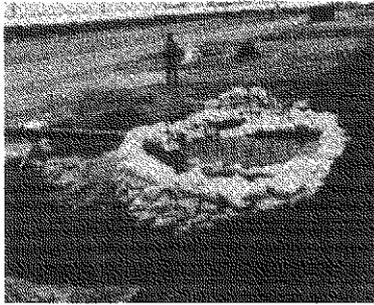


改良木流し数量表(1組当り)

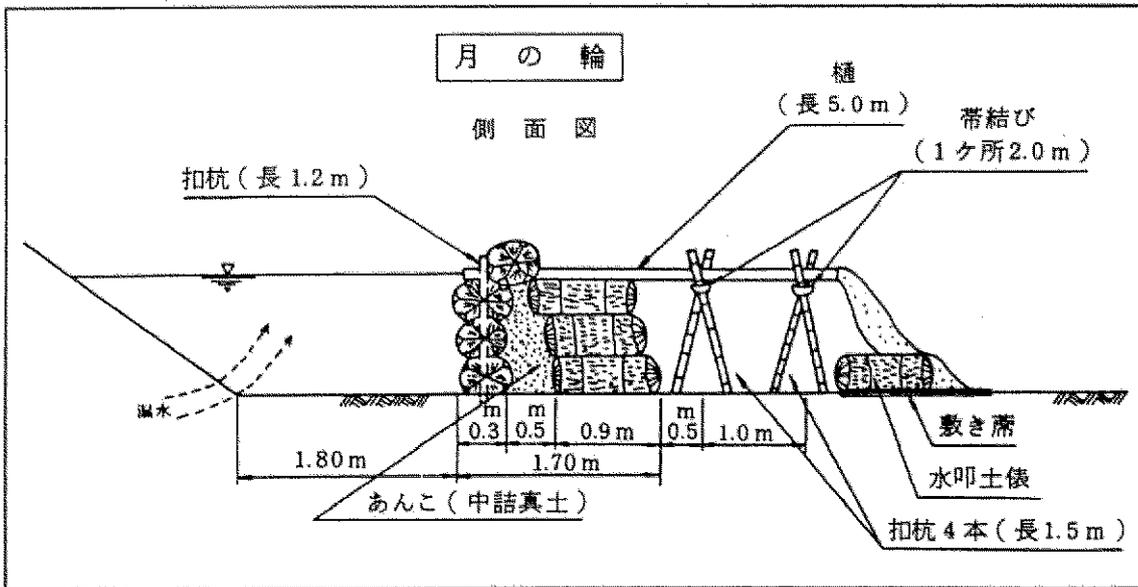
	資材				器具			備考
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
A型	繊維マット	4m×2.5m	枚	1	掛矢	丁	1	
	土のう		袋	6				
	木杭	長1.2m、末口9cm	本	4				
B型	繊維マット	4.8m×0.9m	枚	1	掛矢	丁	1	
	土のう		袋	3				
	木杭		本	1				



(6) 月の輪



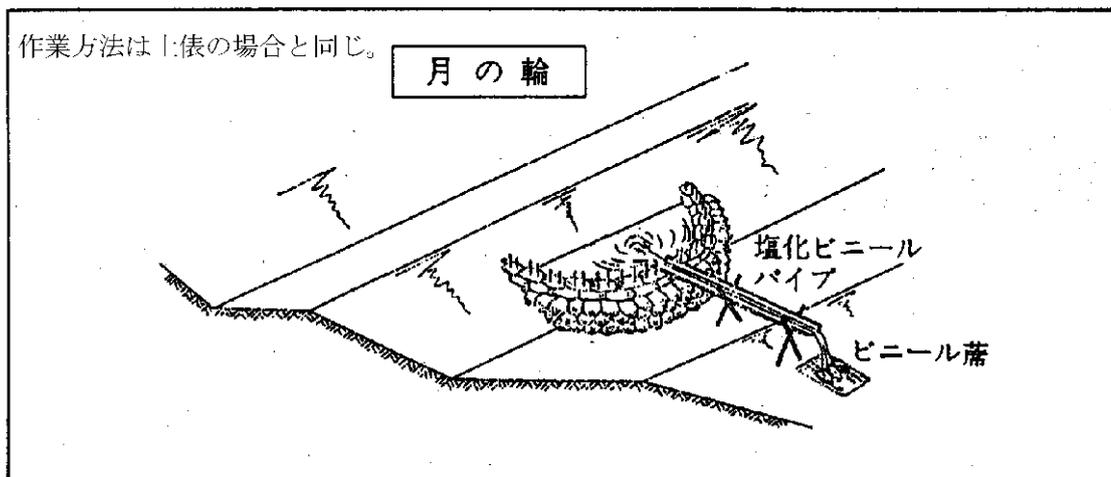
目的：川裏の漏水を堰き上げて、透水の圧力を弱める。
 拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状(半径1.8m)に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、薦等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



月の輪数量表(1ヶ所当り)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
25人	土 俵	棧 俵 付	俵	110	掛 矢	丁	2	
	杭	長 1.5m 末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m 末口 6cm	本	4	モッコ	組	4	
	蓆	0.9mX1.8m	枚	1				
	2子縄	長 2.0m	本	2				
	三角樋	長 5.0m	本	1				
	土 砂		m ³	4				

[土のうを使用する場合]



月の輪数量表〔土のう使用〕(1ヶ所当り=半径1.5m)

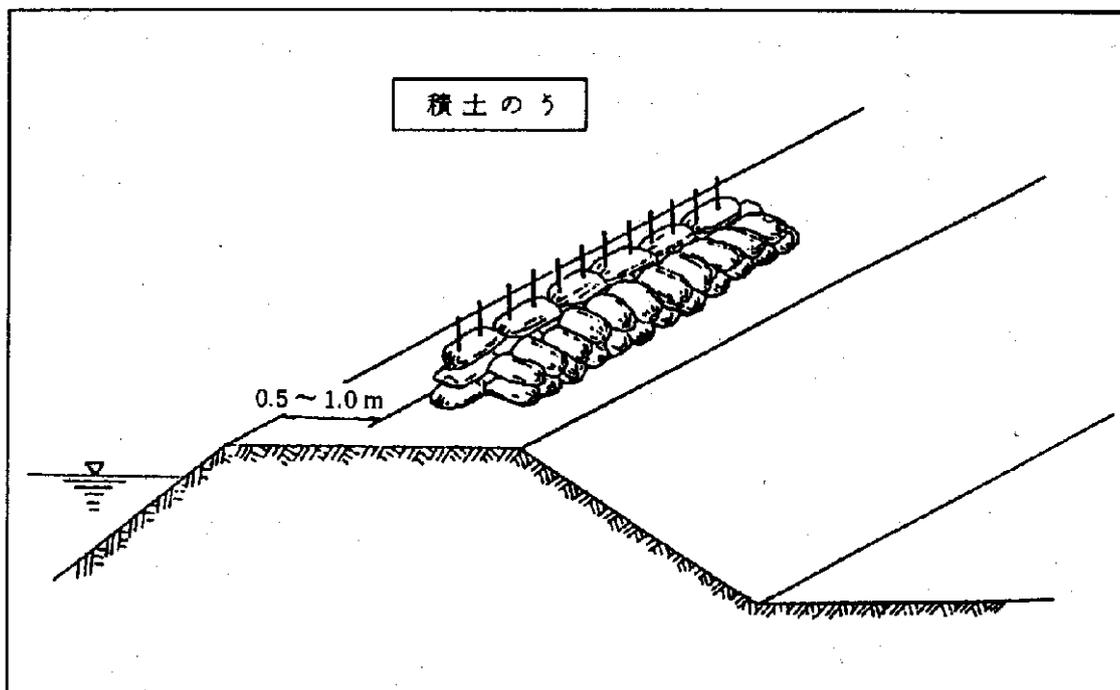
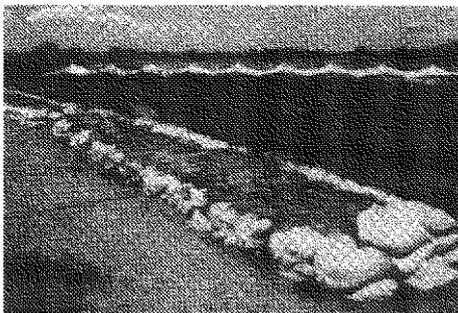
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25人	土 の う		袋	350	掛矢	丁	2	水もれ防止用
	鉄 杭	長1.2m×φ16m/m	本	40	スコップ	丁	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木 杭	長1.8m 末口6cm	本	4				
	2 子 縄	2m	本	2				
	塩化ビニールパイプ	長5.0m φ10~15cm	本	1				
	ビニールシート	5×5m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

(7) 越水防止工

目的：越水防止

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から

0.5m~1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。

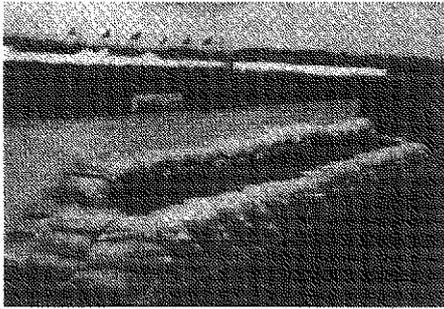


積土のう数量表(1組当り)10m当り

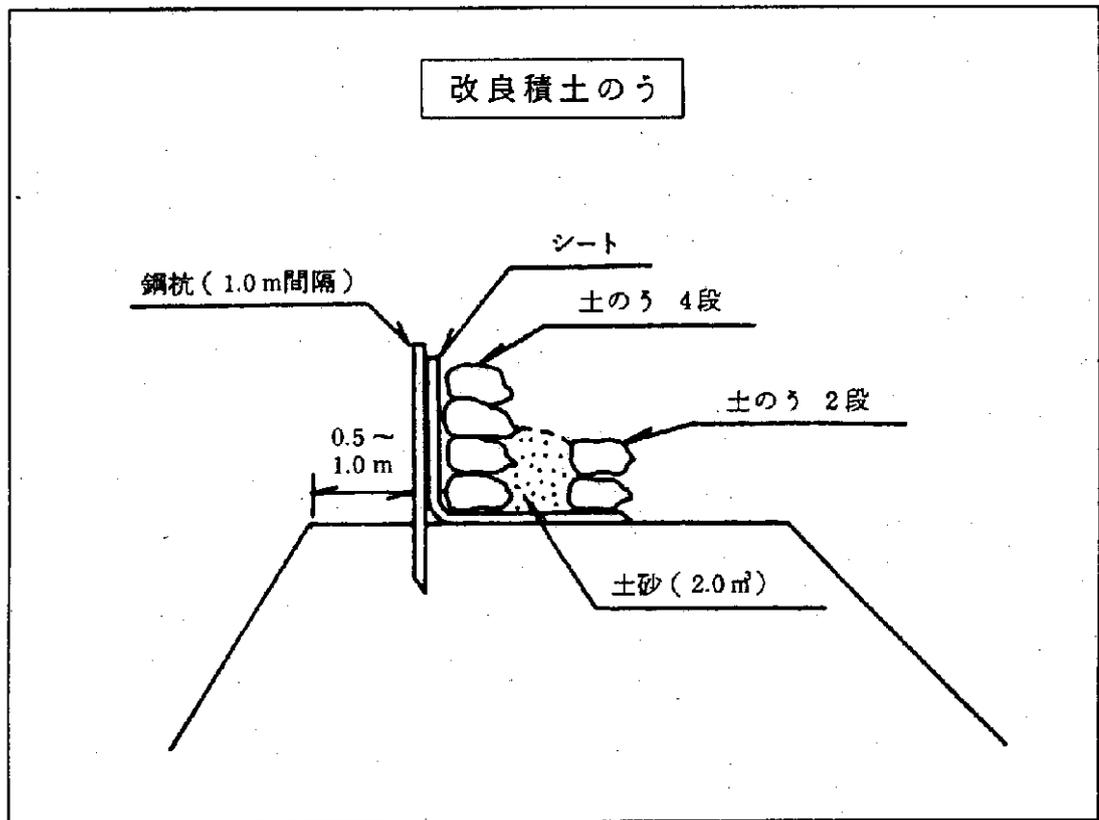
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢	丁	2	前3段、後2段 1袋当り2本使用
	鋼 杭	長1.2m φ16m/m	本	40	スコップ	丁	4	
	土 砂		m ³	2	モッコ	組	3	

[改良積土のう、シート使用の場合]

目的：越水防止



拵え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



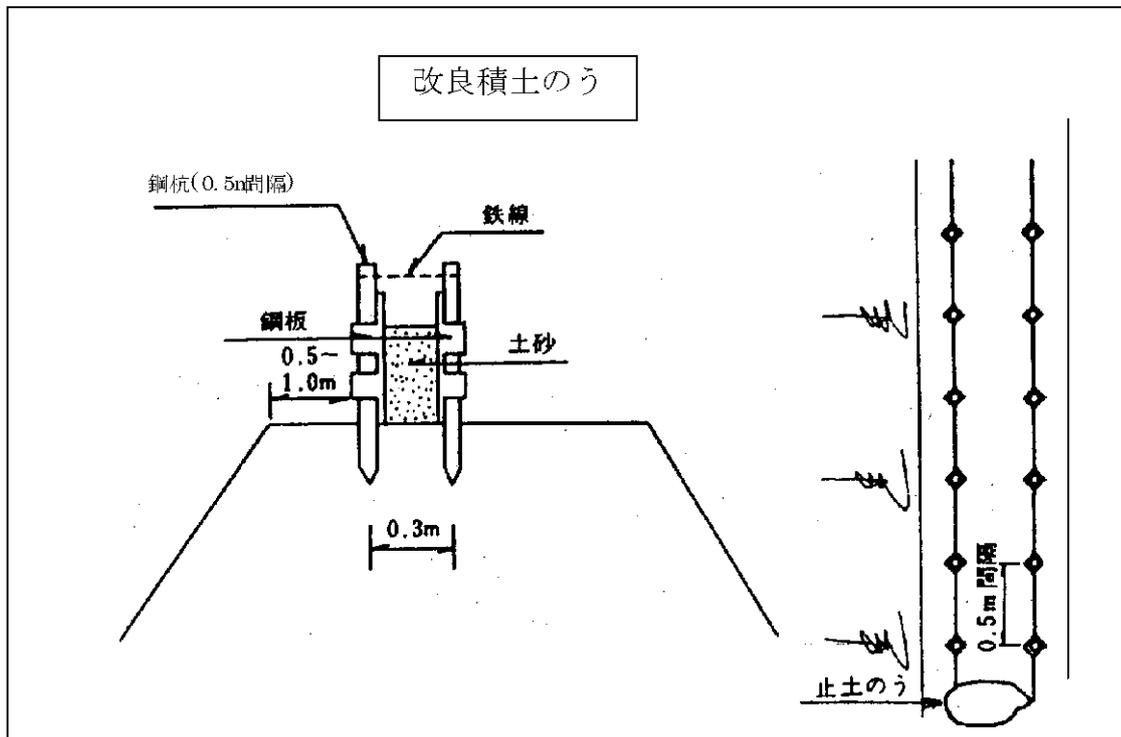
数量表(1組当り)10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	シート	長さ10m 巾2.0m	枚	1	掛矢	丁	2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ1.2m φ16m/m	本	11	スコップ	丁	4	
	土のう		袋	140	モッコ	組	3	
	土 砂		m³	2				

〔改良積土のう、土留鋼板使用の場合〕

目的：越水防止

拵え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を0.5m間隔に通し、枚数つなぎ合わせて、川表と川裏に立て支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



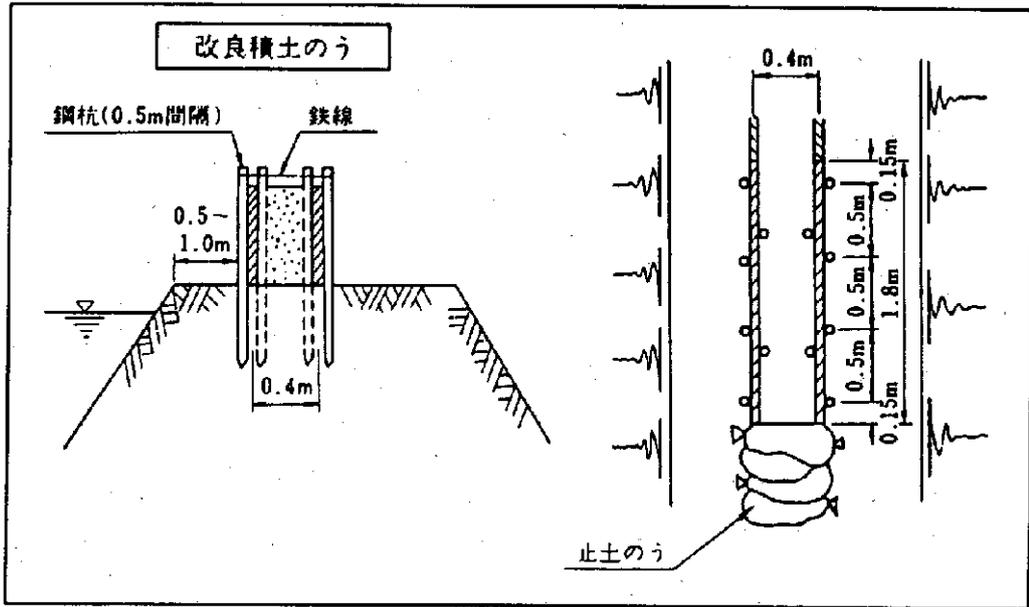
数量表(1組当り)10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20人	土留鋼板	長さ1.8m 巾43cm	枚	28	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ1.5m φ48.6m/m	本	30	スコップ	丁	4	
	鋼 線	10#長さ2.0m	本	15	モッコ	組	3	
	土のう	1口止用	袋	30				
	土 砂		m ³	3				

[改良積土のう、疊工法の場合]

目的：越水防止

持え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に疊を0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



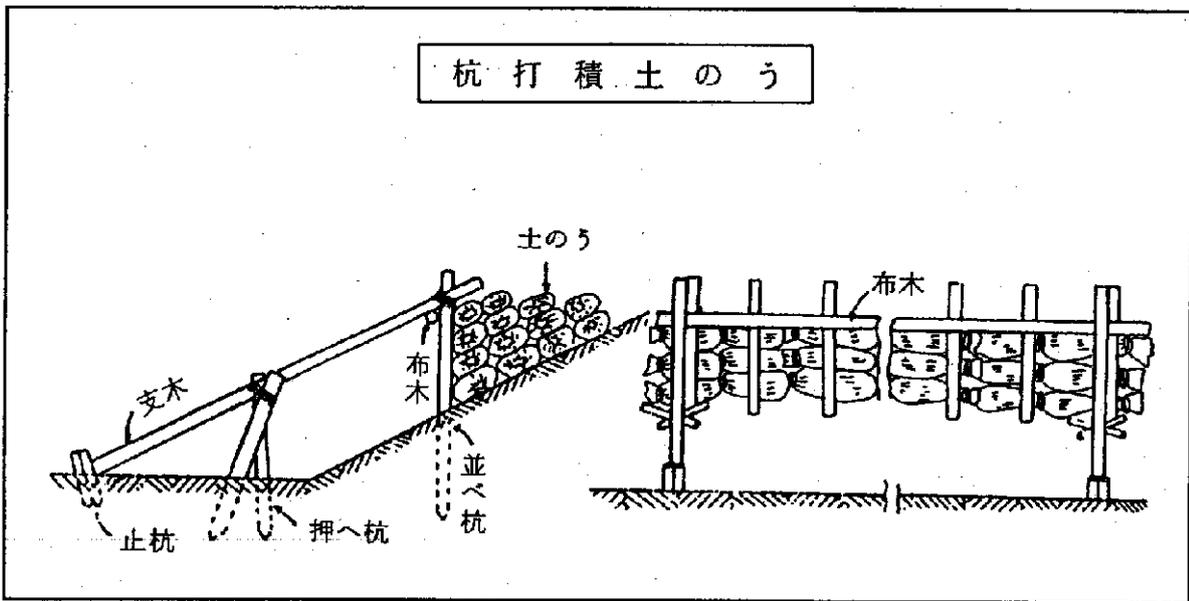
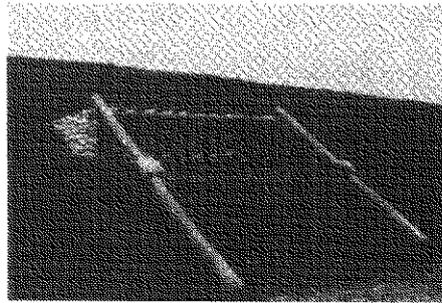
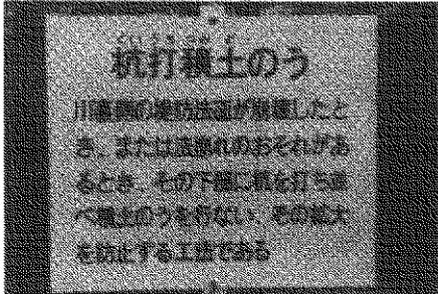
数量表(1組当り)10.8m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20人	疊	長さ1.8m 巾0.9m	枚	12	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ2.0m φ48.6m/m	本	72	スコップ	丁	4	
	鉄 線	10#長さ2.0m	本	24	モッコ	組	3	
	土のう		袋	30				
	土 砂		m ³	4				

(8) 杭打積土のう

目的：川裏法崩壊防止◎

持え方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の中間に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



● 杭打積工俵数量表

人員	資 材			
	名 称	形状寸法	単位	員数
10人	支 木	長さ4~5m φ15cm	本	3
	木杭(並べ杭)	長さ2.5m φ10cm	本	3
	押さえ木	長さ1.5m φ10cm	本	4
	止 杭	長さ1.2m φ10cm	本	4
	カスガイ	長さ30cm	本	4
	土のう		袋	250
	鉄 線	10#	m	75

資料 7 水防活動関係様式

資料 7 - 1 水防活動（待機）報告書

決裁		総室長	次長	課長補佐	水防担当	庶務担当

水防活動（待機）報告書

水防本部	区役所					土木センター				
	中央	東	西	南	北	中央	東	西	南	北

第 班 責任者(班長)

1 勤務日時(24時間表記) …全部署必須記入

⑨

自: 令和 年 月 日 () 時 分

至: 令和 年 月 日 () 時 分

2 気象予報、注警報等の発令状況 …本部のみ記入

月 日 () 時 分	大雨	洪水	高潮	雷	波浪	強風	暴風	その他	注意報 警報	発令 切替 解除
月 日 () 時 分								()	注意報 警報	切替 解除
月 日 () 時 分								()	注意報 警報	切替 解除
月 日 () 時 分								()	注意報 警報	切替 解除
月 日 () 時 分								()	注意報 警報	切替 解除

※発令された気象予報に○を、継続に○を、解除に×をつける。(気象台と同じ)

3 水防態勢 …全部署必須記入(班態勢については、裏面参照)

		本部	中央区	東区	西区	南区	北区	中央土	東土	西土	南土	北土	上下水	農水	計
注	情報収集態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	初動準備態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
警	応急活動準備態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	災害警戒態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
配備(待機)車両数		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	0 台

4 添付書類チェック (被害等の件数は、水防本部情報による) …本部のみ記入(但し、勤務命令簿は全部署必須記入)

(必須)

(受信時のみ)

(PCダウン時)

 水防勤務命令簿 洪水予報(国県FAX) 手書による被害情報集計表(水防本部情報) 水防本部情報(PC打出) 水防警報(国県FAX) 手書による被害情報記録用紙(個表) 水位・雨量観測情報(PC打出) 熊本県水位・雨量テレータ記録用紙(電話応答式) 気象情報記録用紙(気象台) 国交省水位・雨量テレータ記録用紙(電話応答式)

5 水防活動の概要及び工法 …本部のみ記入

① 水防工法	(箇所) 【 土のう積・月の輪・築き廻し・シート張・水マット・木流し・その他() 】														
② 出水原因															
③ 最高水位	立野	m	代継橋	m	城南	m	大六橋	m	佐野	m					
	浜戸川	m	鶴野橋	m	坪井	m									
④ 雨量(累加)	湯ノ谷	mm	近見	mm	県庁	mm	島木	mm	県城南	mm					
	県植木	mm	北部	mm	砂防熊本	mm									

資料 7 - 2 水防勤務命令簿

() 区役所・土木センター・まちづくりセンター

水 防 勤 務 命 令 簿

1 勤務日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2 確認印 第 班 責任者 (班長) _____ ㊟

番号	所属	氏名	月日		従事時間	控除時間	災害応急 作業時間	備考
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	

資料 7 - 4 監視パトロール班報告書

監視パトロール班報告書

年 月 日

		班 長 名	
		班長携帯電話番号	
班	班 員	氏 名	課 名
車 両 番 号			
携 帯 電 話 番 号			
出 動 時 間	:	帰 庁 時 間	:

行 先	
案 件	
処 理 内 容	

資料 7 - 5 水防に関する情報の伝達方法

◎水防に関する情報の伝達方法

1 使用様式：「熊本市水防に関する情報（速報第 号）」

2 作成・送付基準

(1) 作成

- ① 作成者 : 水防本部の責任者、水防本部の管理班、災害警戒本部設置時の管理調整班
 ② 作成時期 : 原則として1日3回(9時、13時、16時半)。ただし、責任者の判断で適宜省略できる。

(2) 送付

- ① 送付時期 : 原則として1日3回(9時半、13時半、17時)。ただし、責任者の判断で適宜省略できる。
 ② 伝達方法 : 水防要員持参及びFAX

伝達先		伝達方法	備考
水防	水防責任者	持参及びFAX	左記伝達先以外からの情報資料提供の要望については、水防本部本部室又は災害警戒本部本部室に情報を取りに来てもらう様に指示すること
市関係	秘書課	持参(市役所本庁舎5階)	
	総務局長	持参(市役所本庁舎6階)	
	都市建設局長	持参(市役所本庁舎11階)	
	広報課	持参(市役所本庁舎5階)	
	土木情報班(道路保全課)	FAX 352-8186	
	中央区土木センター	FAX 359-8606	
	東区土木センター	FAX 365-5764	
	西区土木センター	FAX 359-8686	
	南区土木センター	FAX 357-4884	
	北区土木センター	FAX 245-5606	
	中央区役所	FAX 355-4190	
	東区役所	FAX 367-9301	
	西区役所	FAX 329-1314	
	南区役所	FAX 358-0110	
	北区役所	FAX 272-6912	
上下水道局(下水道維持課)	FAX 381-6339		
防災関係機関	熊本中央警察署	FAX 323-0110(内線299)	水防本部・災害警戒本部FAX機で受話器を取り内線番号を先方に告げた後、FAXを送信する。(注意:夜間は送付しにくいので取り扱いは慎重にすること。) *自衛隊は用紙を横方向で送信する
	熊本南警察署	FAX 326-2528	
	熊本東警察署	FAX 368-0110(内線469)	
	熊本北合志警察署	FAX 341-0110(内線469)	
	陸上自衛隊第42即応機動連隊第2科	FAX 343-3141(内線2527)	
	建設業協会	FAX 362-4217	
	消防局(情報司令課)	消防専用FAX 1799	
その他	各報道機関	FAX	広報課のFAX使用
	交通局(総務課)	FAX 363-5955	
	コールセンター	FAX 363-5955	

資料 7 - 6 熊本市水防に関する情報

熊本市水防に関する情報(速報第1報) 集計日時: 年 月 日 時 分
 熊本市水防本部・災害警戒本部 発表

被 害 措 置 状 況								
被 害 種 別	被 害	被 害 種 別	被 害	被 害 種 別	被 害			
人的被害	死者	0人	道路	損壊	0箇所	資 材 要 請	土のう	袋
	行方不明	0人		冠水	0箇所		土のう	箇所
	重傷者	0人		橋梁	0箇所		資材	箇所
	軽傷者	0人						
住家被害	全壊	0棟	その他被害等	がけ崩れ	0箇所	道 路 通 行 止		
	半壊	0棟		河川決壊	0箇所			
	一部破損	0棟		倒木	0箇所			
	床上浸水	0棟		水道	戸		累積	箇所
	床下浸水	0棟		電話	件		現況	箇所
			電気	戸	※詳細は特記事項に記載			
			ガス	戸				
			マンホール	箇所	その他	件		
学校状況	休業校	小学校 校	中学校 校	高校 校				
	始業遅れ	小学校 校	中学校 校	高校 校				
	途中下校	小学校 校	中学校 校	高校 校				
市電・バス	運休	路線変更	備考					
	市電	本	路線					
バス	本	路線						
その他情報								
被害の概要または特記事項 現行通行止め箇所 ○○線(○○○丁目)等								
状 況 等								
体制	災害対策本部設置前の体制 (名称:)			災害対策本部設置				
	設置日時	配備人員	人	設置日時	配備人員	人		
避難	避難の種別	避難地区数	避難の日時	避難世帯数	避難者数	備考		
	準備・勧告・指示	地区		世帯	人			
	自主避難	地区		世帯	人			
気象警報・注意報発令状況			発表					

資料 8 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある 地下街等及び要配慮者利用施設のための措置

資料 8 - 1 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達

熊本市内における、白川・緑川による浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げるものについては、洪水予報の伝達を行う。施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。

(1) 伝達方法など

① 伝達方法

熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）から F A X

② 伝達様式

熊本市洪水予報伝達様式による

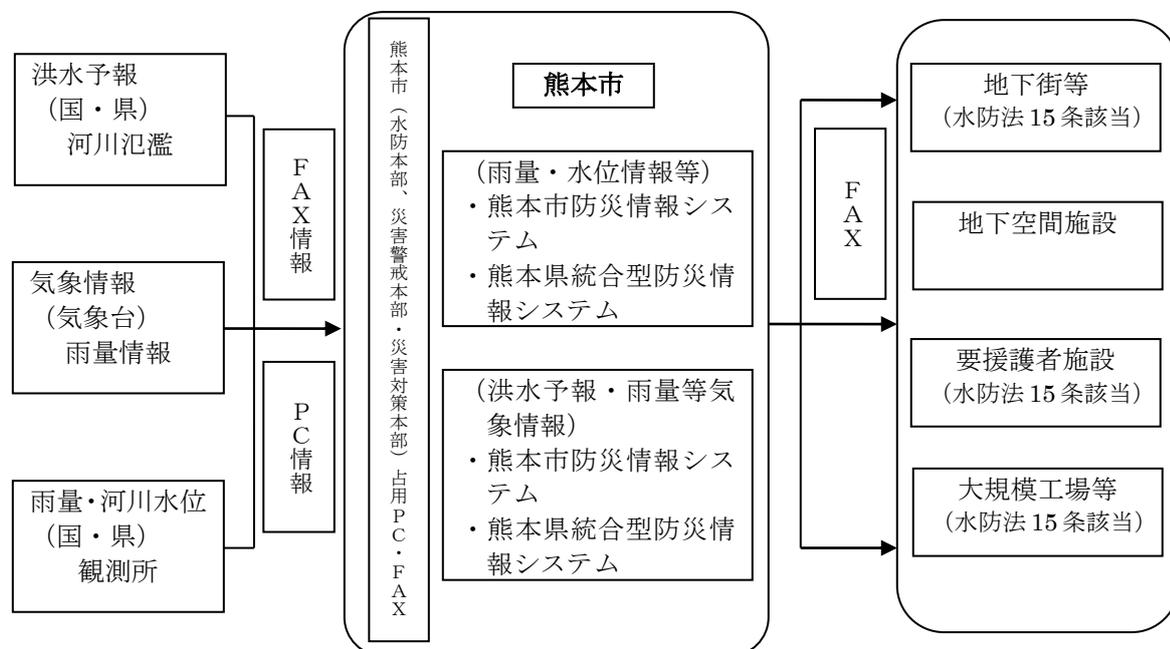
③ 伝達時期

洪水予報を熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）が受信したとき

※ 白川・緑川・加勢川・坪井川・井芹川・堀川・天明新川・千間江湖川・除川・健軍川・藻器堀川の洪水ハザードマップは熊本市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

(2) 伝達方法の概念



資料 8 - 2 熊本市洪水予報伝達様式

熊本市洪水予報伝達様式(第 号)

熊本河川国道事務所及び熊本地方气象台から(白川・緑川)洪水予報(第 号)が発表されましたので伝達します。

- 1 発信元:熊本市(水防・災害対策)本部(発信者氏名)
- 2 日時:令和 年 月 日()午前・午後 時 分
- 3 伝達方法:FAX・電話(どちらか○印をつける)
- 4 緊急防災情報(コメント)

(文字情報を記述すること)

- ①熊本市の気象に関する注意報や警報の発令状況。(例:熊本市には現在、大雨・洪水警報が発令中です。)
- ②今後の雨量・気象・水位状況のコメント
(例:今後も強い雨が降り続く可能性があります。河川の増水や今後の気象情報に十分注意してください。)
- ③その他(例:地下施設管理者等への連絡事項等)

- 5 洪水予報(以下のとおり)

(※原則として、洪水予報の様式を縮小して添付すること。)

資料 8 - 3 地下街等

水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報を伝達する。また、これらの施設は、浸水時に早期に避難できるように「避難確保計画」、「浸水防止計画」の策定、また、「訓練の実施」、「自衛水防組織の設置」が義務付けられた。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地	避難確保計画
熊本市辛島公園地下駐車場	熊本城ホール運営共同事業体	359-7896	328-2923	中央区辛島町1-地下1	策定
熊本桜町ビル	熊本桜町ビル全館管理室	355-5579	325-1248	中央区桜町3-33	策定
鶴屋百貨店	(株)鶴屋百貨店	356-3061	327-3672	中央区手取本町6-1	策定
テトリアくまもとビル	テトリアくまもとビル管理事務所	351-1769	351-1769	中央区手取本町8-1	策定
鶴屋パーキング	(株)鶴屋百貨店	327-3583	327-3703	中央区安政町3-35	策定
ビブレス熊日会館	(株)熊日会館	327-5130	327-5130	中央区上通町2-33	策定

資料 8 - 4 地下空間施設等

水防法に規定されない次の施設に関して洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
手取地下道	熊本市中央区土木センター維持課	359-8606	355-2937	中央区手取本町6-1 地先
辛島公園地下通路	熊本城ホール運営共同事業体	359-7689	328-2923	中央区辛島町1-地下1
上通アーケード	上通商栄会	351-9092	353-1638	中央区城東町3-20
下通アーケード	下通繁栄会	352-3375	352-3377	中央区下通1-6-27
サンロード新市街アーケード	熊本市新市街商店街振興組合	356-3986	356-3877	中央区新市街7-20 ヴィレラ辛島404号
熊本市中央繁栄会連合会	熊本市中央繁栄会連合会	322-6455	322-6428	中央区花畑町11-32

資料 8 - 5 大規模工場等

水防法の規定により次の施設に関して洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
熊本日日新聞社	株式会社 熊本日日新聞社	366-4111	361-3111	中央区世安1-5-1

資料 9 水防協力団体関係

資料 9 - 1 水防協力団体指定要領

熊本市水防協力団体指定要領

1. 趣旨

熊本市では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、熊本市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（熊本市長）に「熊本市水防協力団体指定申請書」（資料 9 - 2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 9 - 3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（熊本市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「熊本市水防協力団体認定書」（資料9-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

資料 9 - 2 水防協力団体指定申請書様式

熊本市水防協力団体指定申請書			
	年	月	日
熊本市水防管理者 熊本市長	様		
		住 所 (事務所所在地)	
		団体の名称	
		代表者氏名	
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び熊本市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、熊本市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「熊本市水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 9-3) を添えて申請します。</p>			

資料 9 - 3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の熊本市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

- I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3 - (1) 関係）
 - 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
 - 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
 - 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
 - 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3 - (2) 関係） 具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
〔
〕
- III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3 - (3) 関係）
 - 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
 - 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3 - (4) 関係）
 - 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布
- V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3 - (5) 関係）
 - 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3 - (6) 関係）
 - 1 水防団が開催する水防演習への参加
 - 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

〔
〕

資料 9 - 4 水防協力団体認定書様式

熊本市水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所 (事務所所在地)	
団体の名称	
代表者 様	
	熊本市水防管理者 熊本市長
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び熊本市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を熊本市水防協力団体に指定します。</p>	

資料 9 - 5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

熊本市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

熊本市における水防活動は、熊本市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び熊本市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 9 - 6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、熊本市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

資料 9 - 6 水防協力団体協力活動報告書様式

熊本市水防協力団体協力活動報告書		
		年 月 日
熊本市水防管理者 熊本市長	様	
	住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名	
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、熊本市水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。		

熊本市水防計画書

発行・編集 熊本市防災会議

事務局 危機管理防災部防災計画課

住所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2111（代表）

ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/>